I-3B65

144
178

THE NORTH AMERICAN TIMES

YEAR BOOK NO. 2

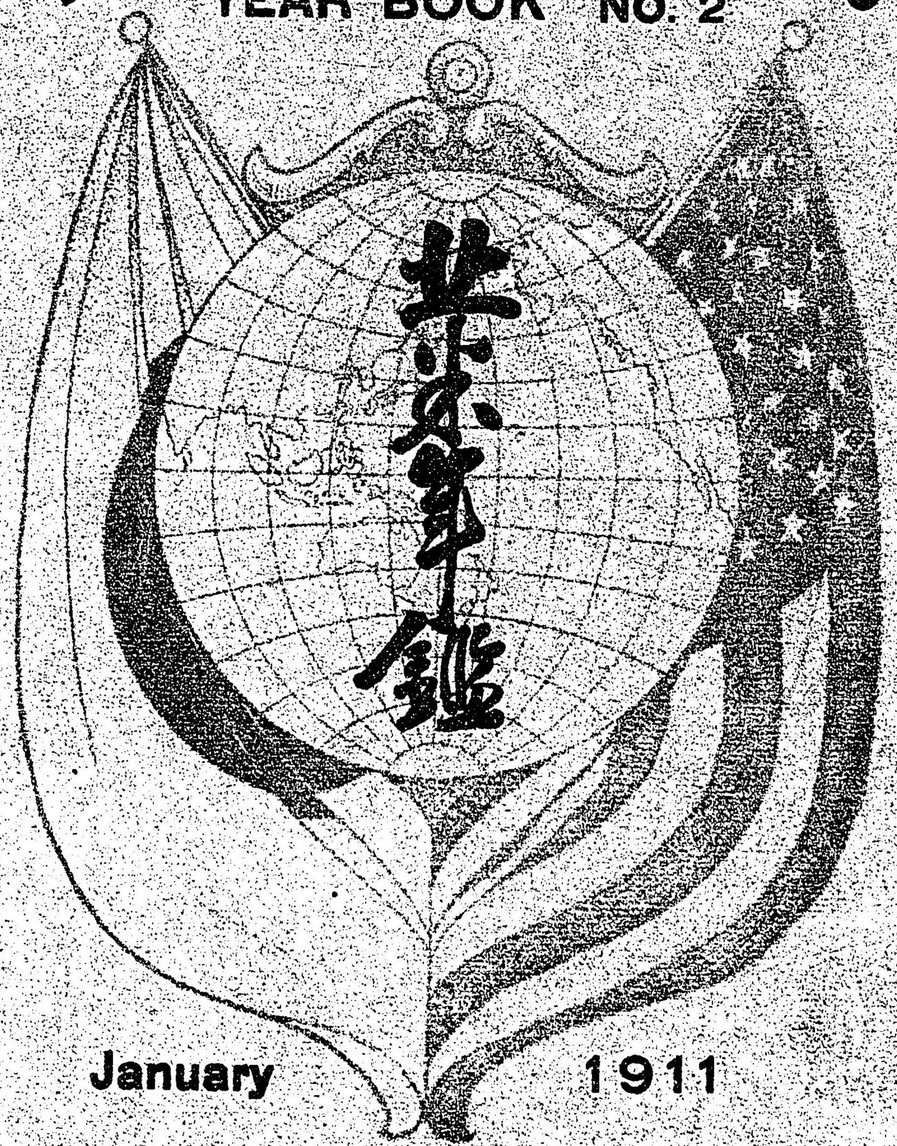

January 1911

SEATTLE, WASHINGTON.

14.4-198

Phones. Main 8161 / Ind. 2051

K. HIRADE CO.
IMPORTERS
Wholesale & Retail Dealers
in Japanese Goods
122 Main St., Seattle, Wash.

賀正

日米雜貨食料品
大勉强卸小賣
機械精米所

北米ワシントン州シヤトル市メーン街四二二番

直輸出入商

平出商店

電話 メーン 八一六四 インデ 二九五四

日本横濱市不老町三丁目日の出橋角
平出商店横濱支店
神戸市御幸通八丁目百二十六番地
平出商店神戸支店

大坂商船會社テケツ代理店
當店の商品目錄及汽船發着表御望の方は申越次第進呈す

シアトル

THE
Oriental Trading Co. Inc.
212-214 5th Avenue, So.
P. O. BOX 1824 Seattle, Washington.

△鐵道工事部。大北。太平洋。エス、ピー、エス。及アストリア線受負
△商業部。直輸出入 靜岡製茶西北部一手販賣 一般和洋商品を直輸出入し最も安價に御高需に可應候、尚特種の商品は御注文に應じ輸出入可仕候
△滊船部。船舶食料用達並に滊船切符取扱
△送金及貯金部。送金及貯金は確實を以て迅速に取扱可申候

ワシントン州シヤトル市南第五街二一二、二一四

東洋貿易會社

電話 インデ 四二六、メーン 四二六 郵函 一八二四

支部所在地
パスコ支部 P. O. Box 34 Pasco, Wash.
スポーケン支部 P. O. Box 2151 Spokane, Wash.
ホワイトフイシュ支部 P. O. Box 250 Whitefish, Mont.
ハーバー支部 P. O. Box 18 Haver, Montana.
ミゾラ支部 P. O. Box 8 Missoula, Mont.
リビングストン支部 P. O. Box X Livingston, Mont.

出張所
ポートランド出張所 51 North 4th St., Portland, Ore.
バンクーバー出張所 P. O. Box 2162 Vancouver, B. C.
タコマ出張所 1551½ C Street, Tacoma, Wash.
神戸出張所 神戸市元町二丁目百九十四番地

14.6-19P

Phones. Main 8164 Ind. 2054

K. HIRADE CO.
IMPORTERS
Wholesale & Retail Dealers in Japanese Goods
422 Main St., Seattle, Wash.

シアトル

正賀

日米雜貨食料品
大勉強卸小賣
機械精米所

北米ワシントン州シャトル市メーン街四二二番

電話・メーン 八一六四
インデ 二九五四

平出商店

直輸出入商

大坂商船會社テケツ代理店

日本横濱市不老町三丁目日の出橋角 平出商店横濱支店
神戸市御幸通八丁目百二十六番地 平出商店神戸支店

當店の商品目録及滊船發着表御望の方は申越次第進呈す

HOTEL GREAT NORTHERN

J. W. SUNADA, Prop.

P. O. Box. 1098, Phone Ind. 5218　216 5th. Ave.So, Seattle, Wash.

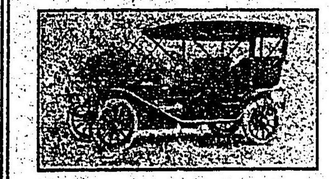

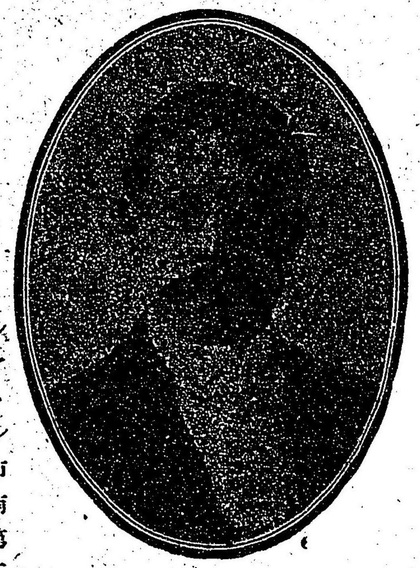

シアトル市南第五街二一六

回漕部

日本行汽船
東部行汽車

自動車部

切符取扱

館主　砂田和三郎

（電話）五二一八
（郵函）一〇九八

妻君並に小供等當地經由御呼寄せの御方は前以て御通知被下度候

御上陸の手續其他万事に付ては本館の特色に御座候

本館にては出來る限りの御便利と懇切とを以て御取扱ひ可申候

正賀

K. SETSUDA CO.,

516 Main St.,
Seattle, Wash.

和洋酒販賣廣告

一、純良優等　清酒　富貴印　（阿雄博覽會に於て名譽大賞牌受領）
一、仝　清酒　正宗印　（阿雄博覽會に於て名譽大賞牌受領）
一、仝　味淋　九重櫻印　（阿雄博覽會に於て名譽大賞牌受領）
一、仝　十六味地黃保命酒
一、仝　レニアビール　（阿雄博覽會に於て名譽大賞牌受領）

其他ポートワイン、ウイスキー、マスカテル、アップルピーチブランデー、ジーン、ホワイトワイン、クラレット等各種

右ノ品精々大勉強ヲ以テ販賣仕リ遠近多少ニ不拘迅速ニ配達可致候間御用命ノ程奉冀候

レニアビール、清酒富貴印特約一手販賣

和洋酒輸出入商　說田商店

シアトル市メーン街五一六

（電話）二九二一

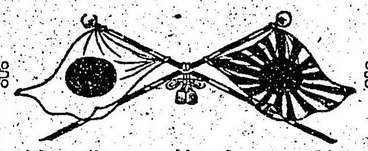

賀正

御婦人洋服並に帽子附屬品一切

御望に依り至極格好宜く御仕立申上げ且つ直段は安價に大勉强仕候

シアトル市メナード街四二三
藤井ホテル内

片山婦人洋服店

電話 商店部 一三六〇 一三〇四

恭賀新年

世界最大ニユーヨーク生命保險會社代理

各種請負業
諸般仲買業

シアルト市メナード街とワシントン街の角
日本舘ビルデング内

英事務所

電話 インデ 二一八九

賀正

宮川兄弟商會

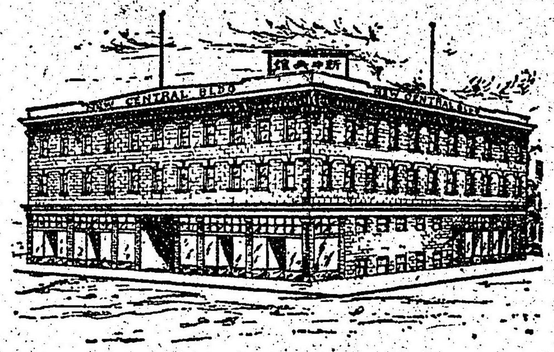

ニユー●セントラル●ビルデング
北米合衆國ワシントン州シアトル市

北米合衆國ワシントン州シアトル市メナード街とウエラー街の東南角

新中央ホテル 宮川萬平

電話インデ 八九二

シアトル市キング街北東角

ロンドンホテル

電話インデ 五三四三

シアトル市南第五街一百十四番

グリンウツドホテル

電話 インデエル 二七四五

エーワイピーハウス 宮川源喜

電話 インデ 二六二七

廣大なるホールを使用し最も進歩せる自由簡易なる御宿

直輸入銘茶並に咖啡卸小賣商
日米食料品雜貨類及書籍販賣

宮川商店 宮川大二

電話 インデ 四七四九

合衆國ワシントン州シアトル市ウエラー街六百五十九
D. Miyagawa Co, 659 Weller St. Seattle, Wash.

シアトル

HOTEL PANAMA

103½ Main St., Seattle, Wash

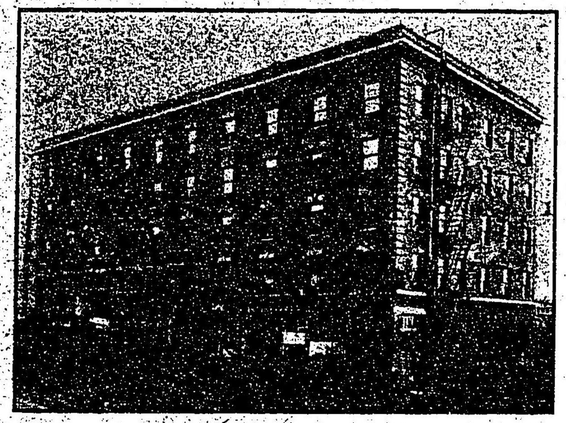

シアトル市メーン街六〇三半
パナマホテル
館主 藤井房藏
（電話 一八八〇）

New York Stable
and
Scattle Gabbage Co.
1040 Boulevard, Seattle, Wash.

賀正

シアトル市ブルバー一〇四〇
ニューヨーク
ステーブル

▲馬及馬車等格安にて預ります
▲馬の賣買一切周旋も致します

シアトル
塵拾請負社

▲衛生法により便宜に取扱ふ
電話 五七五一

謹賀新年

男女
新靴各種
並に
直し靴

▲堅良にして安價

シアトル市メーン街三百〇三
牧野靴店
電話 エー 四五六七

恭賀新年

日米食料品雜貨直輸入及販賣
農作品委托賣買業
洗濯屋諸材料卸小賣

日米仲買商會

蔦川彰三
田村諭

シアトル市南第二街三〇九
〔電話〕インデ 四四一三
メーン 四三七七
〔郵函〕 七一一

シアトル

OKAZAWA Co.

408 Main St., Seattle, Wash.

賀正

ヴイクター、コロンビヤ、エヂソン蓄音器（特約販賣）
金銀寶石、時計商

シヤトル市メーン街四〇八
岡澤美術商會
（電話）エー 三六四〇

賀正

シヤトル市
パイキ街一〇二二ボーレン角
森本洋服店
（電話）エル 四七〇七

恭賀新年

諸用を便するに最も
簡易なる場所に位す

帝國ホテル
館主 西村喜三郎
シヤトル市メーン街四二二半
（電話）X 二二四五

Royal Photo Studio.

614 First Ave., Seattie, Wash.

シアトル市第一街六一四
ローヤル寫眞館
館主 **山本利吉**

恭賀新年

自負 恒ニ意匠ノ斬新ヲ務ム
特色 技術ノ精巧且ツ無變色

謹賀新年

シヤトル市南第五街二一七
（電話）六一九

日米食料品及雜貨
御菓子製造販賣
相撲屋 柴田商店
柴田卯之助
同 辰三郎
同 國太郎
平山廣三郎
同 勇藏
岡野金平
松平德久
岡本松太郎

賀正

華州日本人醫會

ジヤクソン街第六街角（フローレンスホテル）電話インデ三七四〇

白銀豊

メイン街第五街角電話インデ二七二

渡邊準哉
（自宅電話）インデ

メーン街第六街角（電話）醫院インデ四四九三、自宅エル一二七八

吉村正寛

醫院メーン街五街角 電話 A三三三七
自宅第八街一六二

中木清秀

醫院南第二街メーン街角 電話 二〇八二
自宅北第廿四街七二四電話シーダー八二

植松津麿

醫院メーン街第五街角 電話 A二四〇
自宅エスラー街八街角 四六一六

小板橋熊太郎

醫院ジヤクソン街第六街角

佐藤次郎

電話醫院三一三一 自宅 メ二三二六

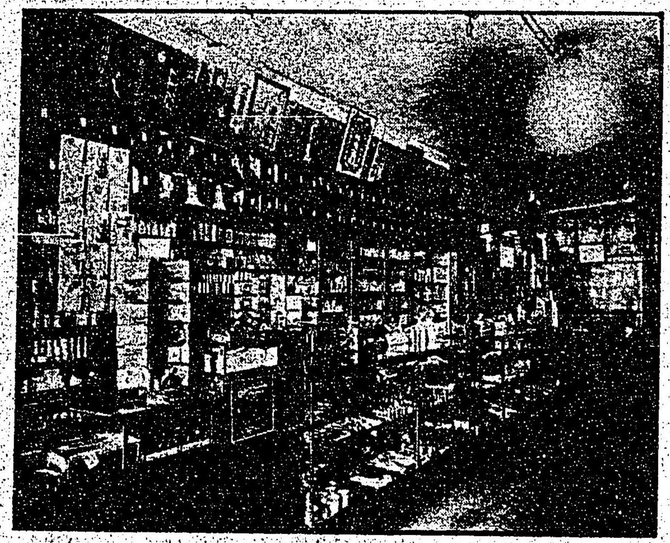

くすり

御所藥店

GOSHO DRUG CO.

營業品目

- 醫藥工業用藥品
- 內外有名諸賣藥
- 化粧品類各種
- 處方調劑

藥劑師 御所 秀吉
藥劑師 今井金次郎

電話インデ二二二五
郵函日本支局 二八

ワシントン州シアトル市ジャクソン街五二三

Phone. Ind. 2225
523 JACKSON ST.,

P. O. Box 28.-Nippon. Station
SEATTLE, WASHINGTON

北米年鑑

明治四十四年一月一日

第貳號

沙港 北米時事社發行

北米時事社寄贈本

明治 44. 3. 6 寄贈

北米年鑑第二號目次

（明治四十四年一月發行）

口繪

一、初日の出（牧村攝衣氏撮影）
一、伏見若宮及同妃殿下
一、德川公爵と其墓跡
一、英國皇帝皇后兩陛下と故太皇帝
一、沙港に於ける元田、菊地兩博士
一、ポ市佛教會堂とス市鎭魂碑
一、沙港領事官邸の天長節
一、沙港野菜市場と實業俱樂部
一、ペ市コーンウエル公園と晩市公園の釣橋
一、其他の挿畫……米國大統領、代議院議長、陸軍卿、海軍卿、國務卿、內務卿、大藏卿、商務卿諸氏の肖像及び各地風景、沙港市內の寫眞版數十葉

目次

第一編　米國々情一班
第一章　總論……一——一六頁
第一……土地及氣候、第二……住民、第三……政治、第四……政黨
第二章　財政及軍備……一六——二七
第一……財政、第二……陸軍、第三……海軍
第三章　外交……二七——四二
第一……革命時代、第二……獨立以後の外交、第三……南北戰爭並に其以後、第四……今世紀の外交
第四章　敎化……四四——五一
第一……宗敎、第二……敎育
第五章　產業……五二——六四
第一……農業、第二……工業、第三……礦業、第四……漁業、第五……林業
第六章　交通貿易及移民……六四——八〇
第一……鐵道、第二……航業、第三……貿易、第四……

目次

緒言

本書發刊の趣旨たる、其第一號に於て公表したる所と幾んど相同じ、即ち日米の親善を促進せんが爲めに、先づ彼我の事情を明白にし、相互の誤解を釋かんとするにあり、吾人は此の目的を遂せんと欲して、茲に其の第二號を刊行するの機運に際會せるは、切に以て幸とする所、顧みて深く大方諸賢の多大なる厚情を感謝す、別に又本書の編纂に盡力淺さからざりし、故植田又市氏の功勞に向つて深謝せざるを得ず、君や夙に道を學び、敎を聞き文字を知り、理義を解し、又氣品高く、情義に厚かりき、而して本書君が力に負ふ所最も大也、今其の成るに臨み、君が生前の功勞に想到し、衷心感謝の念に堪へざる也、此の書若し幾分にても日米の親善に資する所あらんか、君が努力空しからずと謂ふべし。

北米時事社

日米貿易、第五…移民、第六…日本移民
第二編 法規
第一章 條約及法令……八一—一五五
第一…現行日米通商航海條約……八一—八七
第二…合衆國憲法……八八—一〇〇
第三…合衆國移民法……一〇〇—一〇三
第四…合衆國專賣特許法、第五、合衆國商標法
第六…合衆國郵便條例……一〇三—一〇七
第七…日米關稅率……一〇七—一一二
第八…華州會社設立法、第九…他州又は外國會社の華州に於ける營業開始規定、第十…華州に於ける公益又は慈善社團立法、第十一…利益を目的とせざる華州社團設立法、第十二…華州利息法、第十三…華州結婚法、第十四…華州出產届出法……一一二—一一八
第十五…華州狩獵規則、第十六…華州捕魚規則、第十七…華州賭博及富籤法律、第十八…華州理髮業條例、第十九…古物業條例、第二十…華州宿泊業者差押權法、第廿一…華州宿泊業規則、
第廿二…華州サンデーロー……一一八—一四五
第廿三…合衆國酒類販賣規則、第廿四…沙市ライセンス手數料、第廿五…沙市食料業規則、第廿六…沙市洗濯業規則、第廿七…在外臣民登錄規則……一四五—一五二
第廿八…徵兵に關する注意、第廿九…旅券に就ての注意、第三十…親妻子兄弟呼寄に就ての注意……一五二—一五五
第二章 領事館諸願届書式……一五六—一六四
第三編 在米日本人事情
第一章 華盛頓州の同胞……一六五—一一二
第一…華州概觀……一六五—一七八
一…地位及面積、二…地勢、三…氣候、四…沿革、五…人口及課稅財產、六…鑛業、七…漁業、八…製材業、九…農業、十…運輸機關、十一…貿易、十二…銀行
第二…華州日本人の狀況……一七八—一八〇
第三…沙港概觀……一八〇—一八五
第四…沙港在留同胞狀態……一八五—一九〇
第五…タコマ市概觀……一九一—一九三
一…工業、二…氣候、三…敎育、四…貿易經濟
第六…ノースヤキマ概觀……一九三—一九七
一…產業と發展、二…ヤキマの同胞、三…タ

バニシュ市、四…ワパト市、五…マブトン市、
第七…パスコ概觀……一九七—一九八
一…產業及風土、二…パスコ同胞
第八…スポーケン概觀……一九八—二〇〇
一…スポーケンの同胞、二…同胞發展の主因、三…糖根事業、四…同胞の營業狀態、五…スポーケン附近在住者
第九…各地方同胞の概況……二〇〇—二〇九
一…ファイフ日本村、二…サムナー及オーチン附近、三…オーバン及スタークの同胞、四…オブラインの同胞、五…ケントの同胞、六…クリストファー及タマス、七…オロリアの同胞、八…ポートブラクレーの同胞、十…ウインスローの同胞、十一…イーストランド
第十…シアトル領事館管内在留同胞人員表……二〇九—二一二
第二章 沿岸及各州の同胞……二一二—二四九
第一…オレゴン州概觀……二一三—二一五
第二…ポートランド領事館、第三…公共團体……二一五—二一七
第四…地方同胞の狀況……二一七—二三一
一…アストリア市、二…フートリヴァー市、
三…ゼ、ダラス及ボイド附近、四…ユージン市、五…其他の各地方、六…セーラム市、七…ポ市附近の同胞農業者
第五…ポートランド領事館内在留者職業別……二三二—二三八
第六…カリホルニア州の同胞……二三八—二四三
一…加州在留同胞郡別表、二…桑港總領事館管轄内重要都市同胞營業數
第三章…東部米國各州の同胞……二四四—二四九
第一…シカゴ及各州の同胞……二四四—二四八
第二…紐育及各州同胞……二四八—二四九
第四章 英領コロムビア州の同胞……二五〇—二五七
一…面積人口地勢、二…產業狀態、三…在留日本人數、四…同胞の不動產、五…同胞の農業經營
▲合衆國各州の人口……二五七
▲西北部沿岸の日米航路……二五八—二六〇
◎附錄
沙港在留同胞登錄人名表
在米日本人住所姓名錄

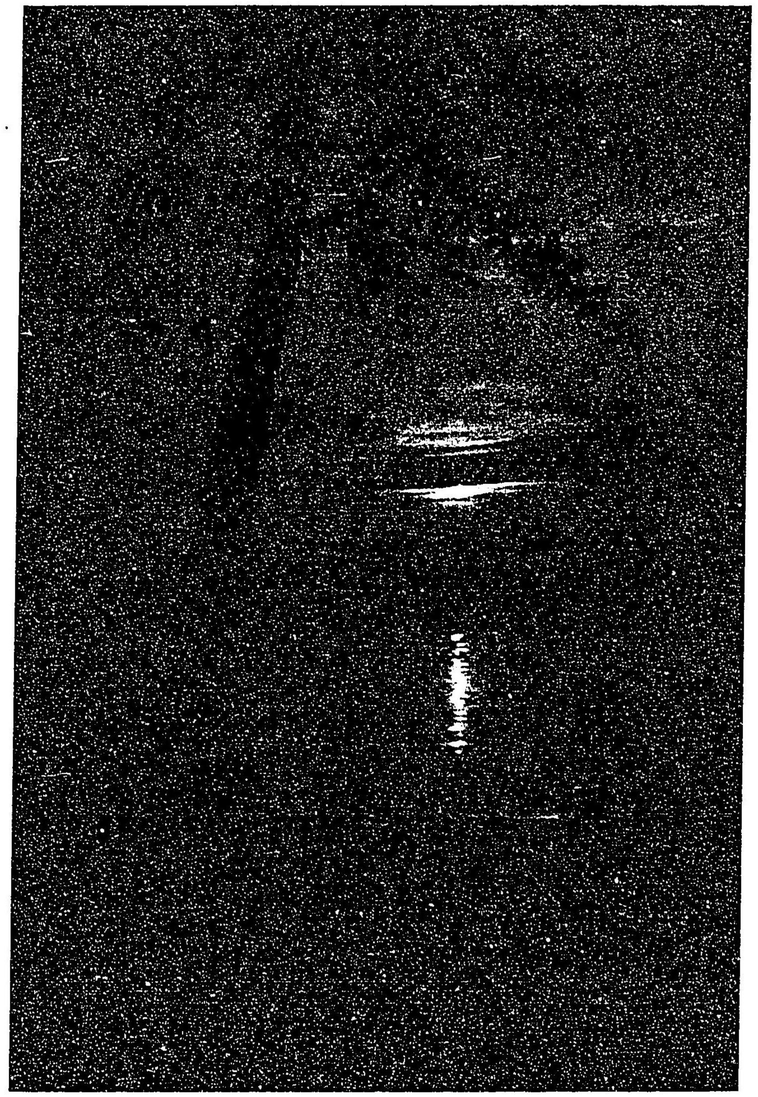

初日の出　（在タコマ　牧村摂衣氏撮影）

北米年鑑

Japanese Daily

The North American Times

日刊新聞

北米時事

▲北米時事は太平洋沿岸西北部地方に於る最古の邦字新聞たる歴史を有す

▲北米時事は議論穏健論評正確報導迅速の各特色を有し趣味全紙面に溢る

▲北米時事は在留同胞が常に坐右に供へて欠くべからざる重要事項を納む

一ヶ月購讀料前金五十仙
市内及米國内は郵稅不要

每年一月發刊

北米年鑑

▲北米年鑑は西北部に於ける唯一の年鑑也

▲北米年鑑定價一部金五十仙郵稅十六仙也

第二號口繪十頁
紙數約五百頁

北米時事印刷部

▲北米時事印刷部は熟練なる工場員が腕を揮ひ意匠嶄新印刷鮮明は特色

▲北米時事印刷部は用紙其他材料を精選し價格は比敵する者なき廉價也

シアトル市南第五街二一五

北米時事社

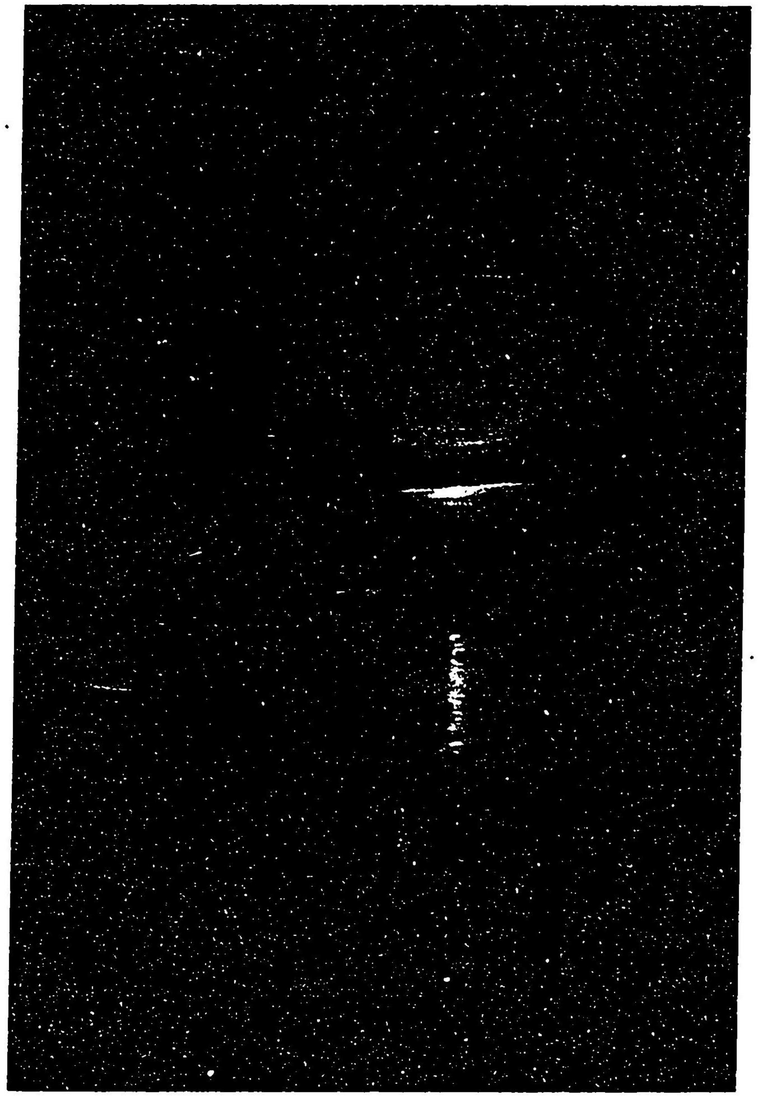

初日の出（在タコマ 牧村橋衣氏撮影）

北米年鑑

Japanese Daily

The North American Times

日刊新聞 北米時事

▲北米時事は太平洋沿岸西北部地方に於る最古の邦字新聞たる歴史を有す

一ヶ月購讀料前金五十仙 市内及米國内は郵税不要

▲北米時事は議論穩健論評正確報導迅速の各特色を有し趣味全紙面に溢る

▲北米年鑑は在留同胞が常に坐右に供へて欠くべからざる重要事項を納む

毎年一月發刊 北米年鑑 第二號口繪十頁 紙數約五百頁

▲北米年鑑は西北部に於ける唯一の年鑑也 定價一部金五十仙郵税十六仙也

▲北米時事印刷部は熟練なる工場員が腕を揮ひ意匠新印刷鮮明は特色

北米時事印刷部

▲北米時事印刷部は用紙其他材料を精選し價格は比敵する者なき廉價也

シアトル市南第五街二一五

北米時事社

歐米御漫遊後沙港より御歸朝の伏見若宮同妃殿下

大本不立
小規不正

明治四十三年
四月於沙港
德川家達

（特に本社の爲に揮毫せられし墨跡）

貴族院議長　德川家達公

英國新皇帝陛下

英國放太皇帝陛下

英國皇后陛下

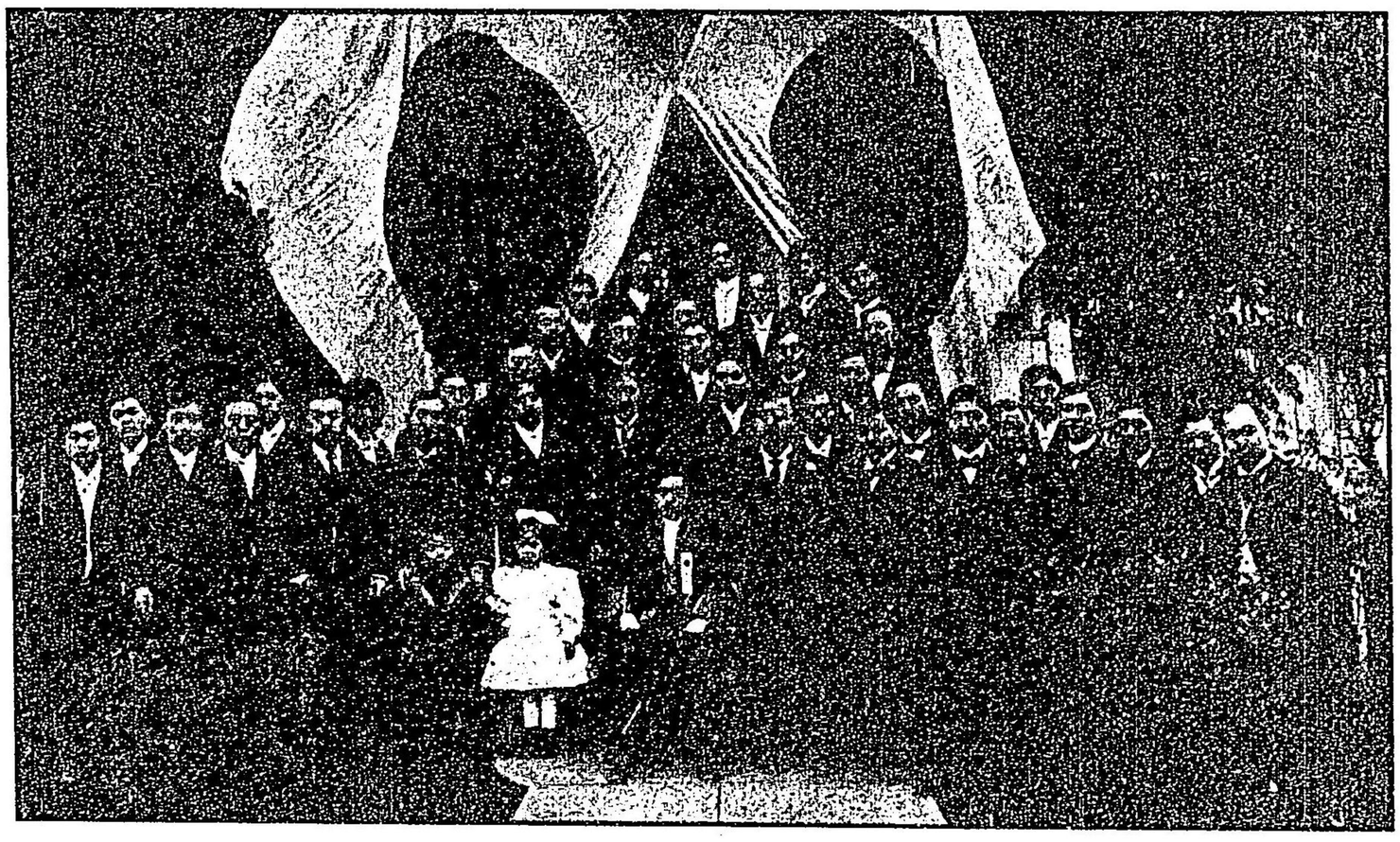

(沙港領事官邸に於ける天長節)
阿部領事官補と在留者

……(沙港を經由せられし二博士)……

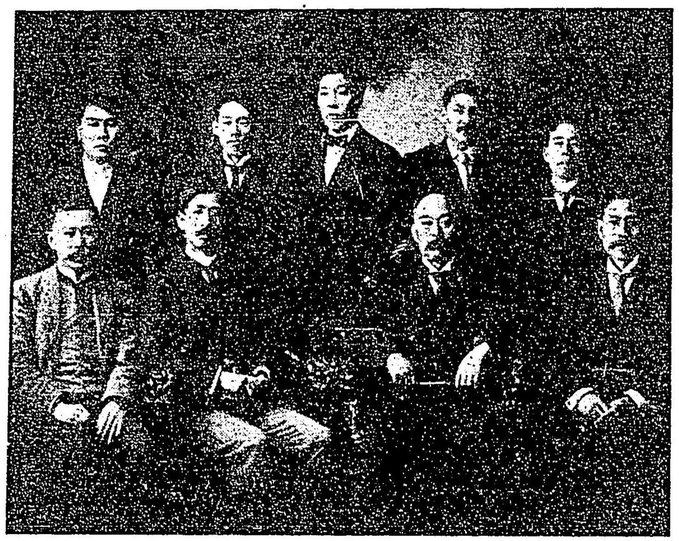

元田博士と宗教大學生

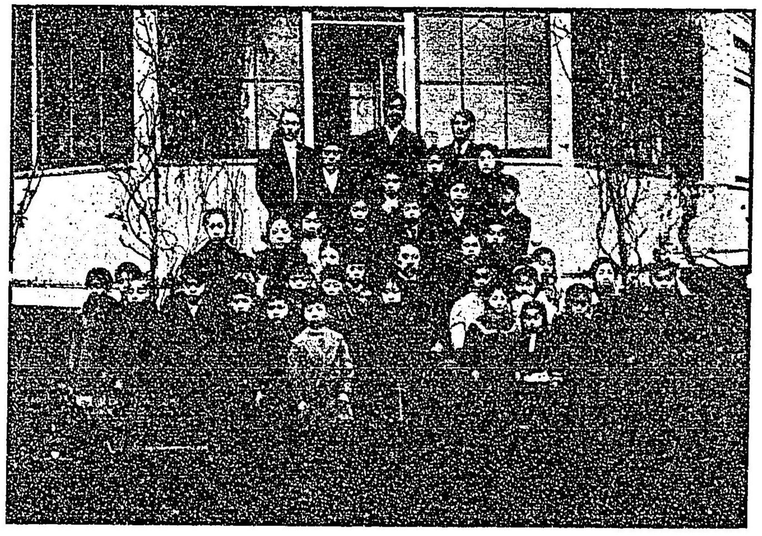

菊池博士と國語學校生徒

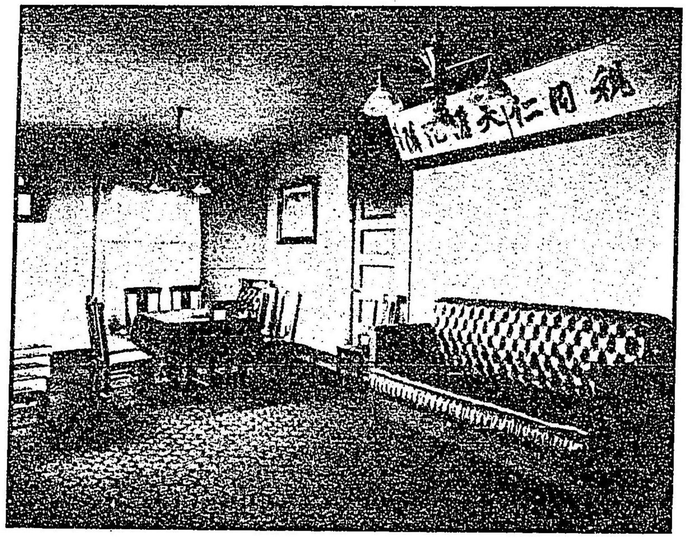

（一視同仁の額は故伊藤公來沙の際日本人會の爲に揮毫せられたる紀念品）
沙港日本人實業俱樂部

沙港パプリツクマーケツト同胞の野菜販賣

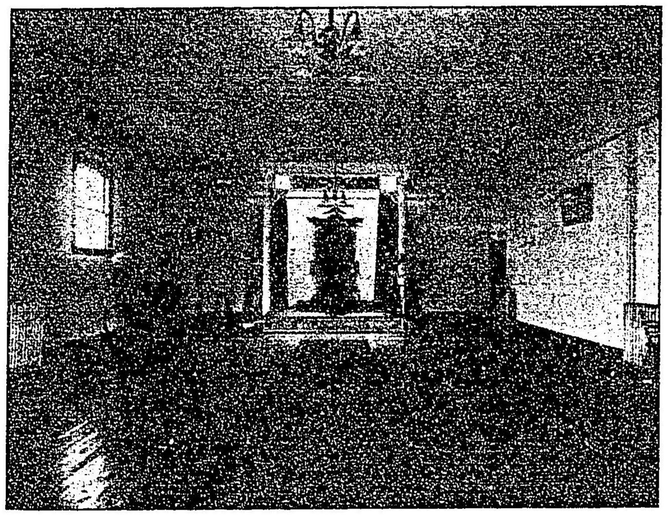

陣内と堂講大の會年青教佛ドンラトーポるたし成落築新

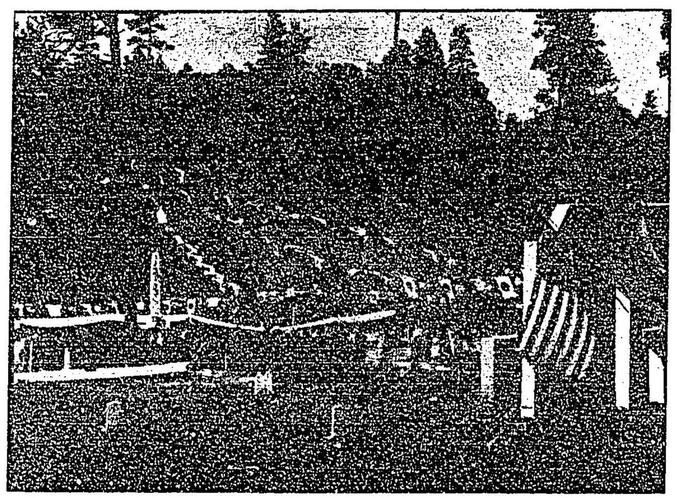

式幕除碑魂鎮しれらせ設建に地墓人本日ンケーポス

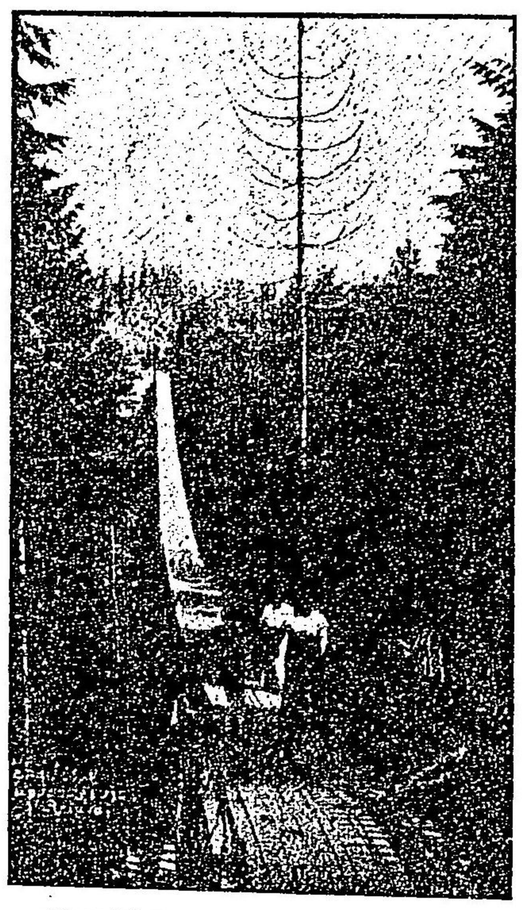

北晩香坡キヤヒラノ公園の橋

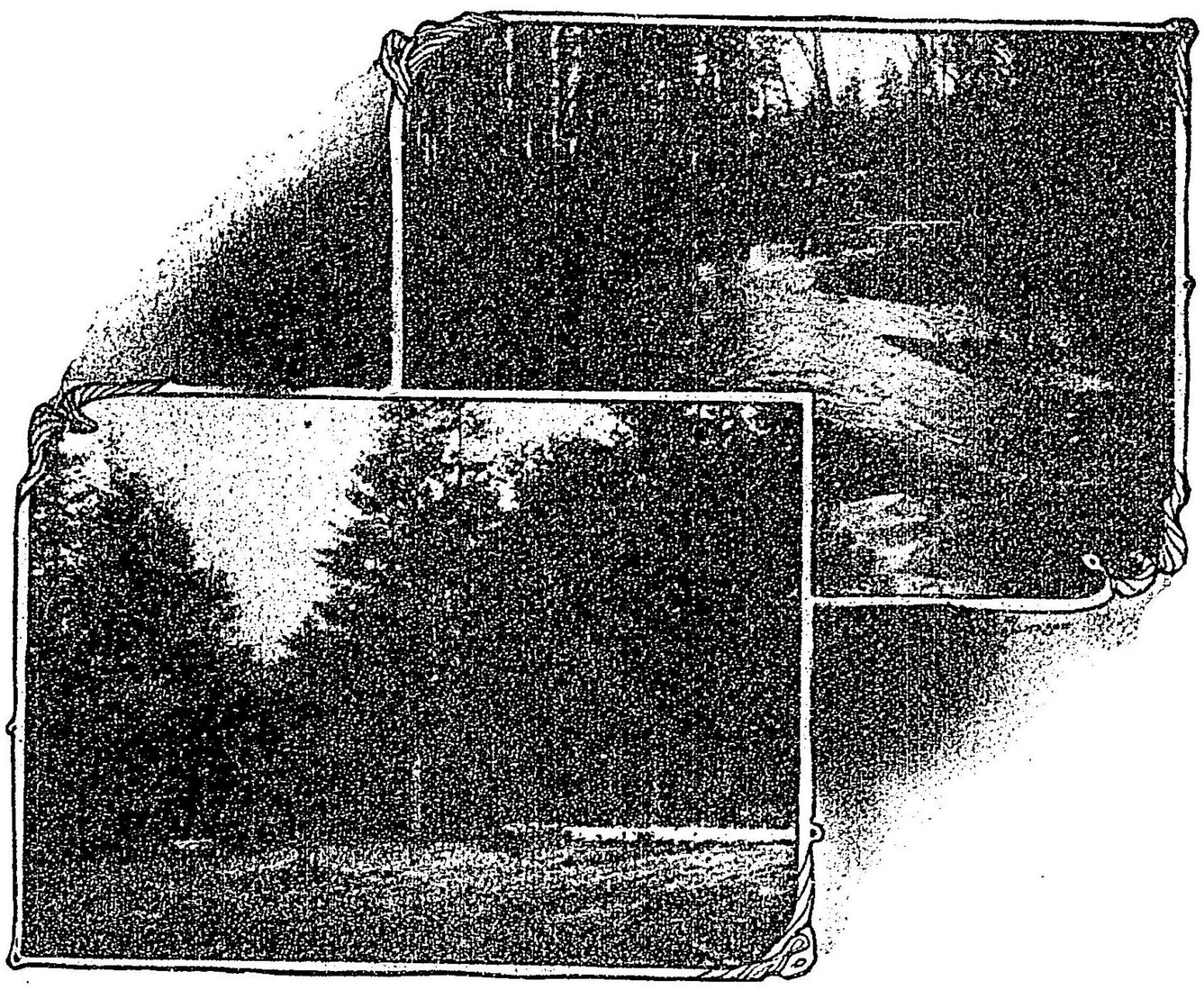

ベリングハム　コーンウエル公園

Higo Company's 10 Cents Store.
671-673 Weller St., Seattle, Wash.

シアトル

新年御目出たう

シアトル名物の一なる本商會は日々の大繁昌、毎月チカゴより輸送する品物は店に山ほど有ります、何でも御好みの品々は一寸入れば早速揃ひます、玩具は申すに及ばず珍無類の品物の内で『卵ノ毛ムシリ』『蓮根ノ穴通シ』などゝ偽だと思ひなさるなら來て御覽なさい

シアトル市ウェラー街六七一

十仙店肥後商會

村上三藏

電話エル四五九四

恭賀新年

華州シアトル市メーン街五〇二

東洋運送社

電話 二三八一

社長 奥田平次
會計 奥田平次
副社長 山本唯助
書記 ジョージ、ホッジ
社員 奥田恒三
山本善一
遠藤納一
景山隼太郎

謹賀新年

シアトル市ウェラー街六六七

川元洋服店

店主 川元熊吉

電話 エル四〇五六

HOTEL COAST,

Cor., 9th and King St., Seattle, Wash.

謹賀新年

スチーム及バス

潔清にして安價

シアトル市キング街と九街角

ホテル コースト

館主 長崎源太郎
坂島太郎

電話 三七〇二

賀正

シアトル市プレファンテン
プレース一二九

八柳洋服店

電話 ディン 三八九五
自宅 X 四〇五

最新流行の珍らしき柄物は常に現品にて澤山取揃へ居候間御注文の有無に不拘御來覧の栄を賜り度候

敬白

地方在住の諸彦は御一報次第見本持參の上御注文に應じ可申候

M. Yatsuyanagi

Merchant Tailor

129 Prefontain Place Cor. Washingten and 4th Ave. So.,
Tel. Ind. 3895 Seattle, Wash.

正賀

シヤトル市南第五街二一八
日米旅館
館主 原桂吾
電話 アール 三一〇五

Phone. Independent A 1567
No. 606 Maynard Ave. Seattle
田邊印刷所
ワシントン州 シヤトル市 メーナード街 六百〇六番
電話番號 インデペンデント エー 一五六七

恭賀新年

シヤトル市メーン街四一四半
メーンホテル内
濟藤齒科醫院
ドクトルオブ デンタルサアヂリ 濟藤守彌
電話インデ三九一九

シヤトル市メーン街と五街角
日米旅館内
山岸齒科醫院
齒科醫 山岸幹
電話インデ二五八八

謹賀新年

シアトル

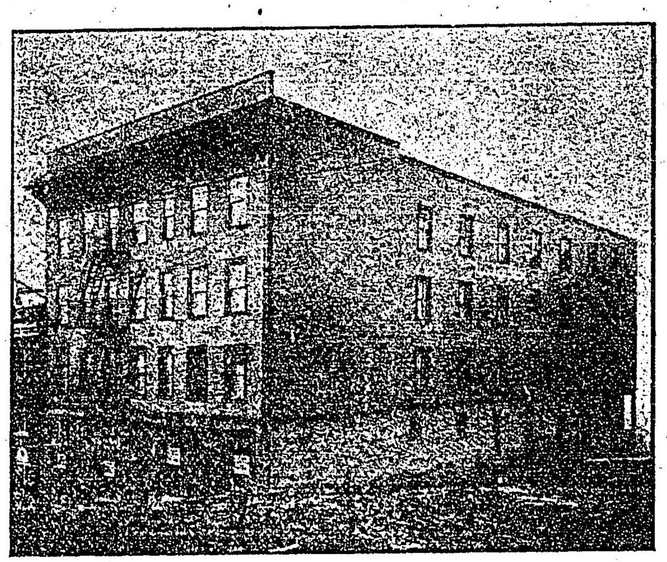

HOTEL TOGO
309 Maynard Ave. Seattle, Washington

室内清潔
眺望佳良
日本行汽船 東部行汽車
切符取扱
シヤトル市メーナード街三〇九
東郷ホテル
電話 五八四一

シアトル市ウエラー街
東郷ホテル
アン子ツキス
電話 四五〇八

館主 蒲地作次 紀留吉

シアトル市南第七街
ハドソンホテル内

彫刻
圖繪
案畫

製作

佐々木綱方

賀正

The HOTEL HANSON

517 Washington St., Seattle, Wash.

賀正

場所……最も便利なる地位なり
館内……清潔にしてスチーム及バス等の設備は既に知らるゝ所
眺望……原市を距らす而かも宏壮にして閑静なり
南窓は月に宜しく北牖は風に涼し東西兼て海山眺望の勝あり

ハンソンホテル

館主 肥後慶二郎
長野祐常

シアトル市ワシントン街五一七
電話 エー 三一〇五

シアトル

賀正

Eagle Loundry Co.,

1251 Main St., Seattle, Wash.

市内随一

イーグル洗濯會社

弊社の特色

- 親切叮嚀
- 迅速
- 價格低廉
- 品質に損傷なし

社主 岡村正一

シアトル市メーン街一二五一
電話 インデ 三五一七
ベーコン 四三〇一

正賀

高等裁縫

破天荒の大勉強

大塚洋服店
シアトル市メナード街七一二
店主 大塚安宅
支配人 水上喜一郎
電話 エル 二一六四

謹賀新年

シアトル市南第五街三一二
第一東京理髪店
電話 エー 四九三九

シアトル市南第二街二一〇
第一東京理髪店
店主 岩見三代次郎

The American Furnitur Co
665 King St., Seattle, Wash.

總ての家具一切取揃へ極く安價に賣捌き申候
ホテル經營者並に新ホーム御持の諸彦には特別の御相談に應じ申候
月賦拂の便法に依り簡易に販賣可仕候
シヤトル第一のグロートランキン家具會社と特約有之候に付御用命の程願上候
沙市キング街六六五
あめりか家具商會
電話 五七八八
營業主 橋口長策
宮澤保雄

謹賀新年

大坂商船株式會社

(大阪商船會社米國航路船)

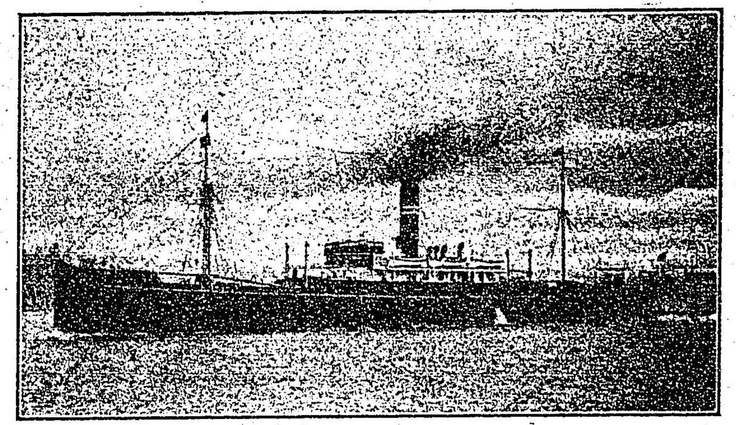

シアトル

明治四十四年度東洋行定期表

(但當日未明タコマ發)

○たこま丸	一月七日	
○ばなま丸	一月廿一日	
○しあとる丸	二月四日	
○めきしこ丸	二月十八日	
○しかご丸	三月四日	
○たこま丸	四月一日	
○ばなま丸	四月十五日	
○しあとる丸	四月廿九日	
○めきしこ丸	五月十三日	
○しかご丸	五月廿七日	
○かなだ丸	六月十日	
○たこま丸	六月廿四日	
○ばなま丸	七月八日	
○しあとる丸	七月廿二日	
○めきしこ丸	八月五日	
○しかご丸	八月十九日	
○かなだ丸	九月二日	
○たこま丸	九月十六日	
○ばなま丸	九月三十日	
○しあとる丸	十月十四日	
○めきしこ丸	十月廿八日	
○しかご丸	十一月十一日	
○かなだ丸	十一月廿五日	
○たこま丸	十二月九日	
○ばなま丸	十二月廿三日	

Watanabe Grocery

Cor. Jackson St., 12th. Ave. Seattle, Wash.

恭賀新年

食料品雜貨
野菜及鑵詰類
肉類

御注文は多少に拘らず
迅速に御届け申上候

シアトル市
ジャクソン街と第十二街角
渡邊グロッサリー
店主渡邊正芳

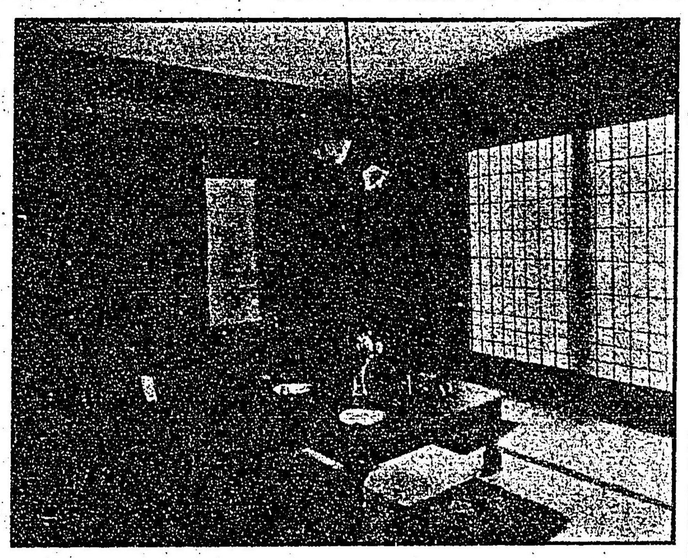

會席御料理
八千代
(電話) 五三二五

シアトル市メーシー街五二二 (八千代日本座敷)

謹賀新年

シアトル市ジャクソン街五二五
明治亭
川上三五郎
電話 三四九三

正賀

シアトル市メーン街九二二
パリスランドリー
電話エル三五八九

シアトル市第五街四一四
グランド洗濯所
内村次確
電話エー三九四五

シアトル市エスラー街四一一半
サンライズ洗濯所
渡邊友吉
電話エー五二〇四

恭賀新年

御料理 仕出し
よしのや
シアトル市メーン街五一二
電話 四六三

正賀

賀正

酒類一切

特別勉強

一弊商會の特色
品質精撰 配達迅速

シアトル市メナード街六一四
明治商會
電話 三五二

謹賀新年

シアトル市
ウエヲー街六二二
幸榮堂
でんわ エル 五二七九
木元 兄弟
松田幸右衛門

謹賀新年

シアトル市ジャクソン街一〇三四
ヨーホー家具商會
店主 坂本 修
電話メーン五六二一

賀正

シアトル市ジャクソン街五〇九
山田時計商
山田藤三郎
電話 エル一六〇六

賀正

在華州レモント
坂上芳松

賀正

シアトル市
メーン街四一四半
メーンホテル
電話 三二五七

賀正

シアトル市
メナード街四一三半
オリンパスホテル
電話 四八三八
館主 萱野用八
同 又吉

賀正

シアトル市
ワシトン街九一〇
大工職
猪田繁
電話 五一五二

謹賀

日韓合併之新春

愛光寫眞舘の特徴

▲大なるダブルスカイライトの設備を有し穏和なる天然光線と最新式の各種機械と現今最優等の有ゆるレンズ等總て新進の機具は遺憾なく夥多整備有之
▲東部各種專門學校を卒へて以來幾多の經驗を有する撮影、修整、印畫等各部類を分ちたる數多の專門技師が
▲一意新思想と新技術を揮ひ寫眞界に於ける有ゆる特技と各種肖像畫に於ける有ゆる美術を參酌應用し現代美術の神髓を極めたる
▲自然的表情に豐富なる諸賢の品位をして一層の崇高を增さん事を之れ務め現はるべき活氣あり品位あり艶麗なる御容姿は如何に御滿足を得らるべきやは贅言せず
▲寫眞界の革新者新進特徵の技能を有すてふ賞讃辭は弊舘が自任に非すして已に江湖の定評に有之候
▲夜間撮影は七千五百濁光アークライトの設備有之不絕御用命に應可申
▲出張撮影は晝夜不論御一報次第早速技師參堂可仕候

シアトル市ジャクソン街南第六街角
愛光寫眞舘
電話エー一二八二
自宅電話エル四四八七

所影撮
AIKO STUDIO
Cor. 6th & Jackson St.
SEATTLE, WASH.

所憩休

謹賀新年

着物の格好は其人の品格を當めるものでありまするから深く注意を要する次第でありますが然れど多額を要して購つたものでも必ずしも其人の人品をあげるものではありません要は即ち格好の巧拙如何にあるのは言ふ迄もありません私共は多年の經驗によりまして好く其人に適合して遺憾なきを期するは勿論裁縫の精巧と流行スタイルの魁たるとは決して私共の自負ではありません

シアトル市メーン街六一四
福田洋服店
電話 エー 五六四六

賀正
建築工事々務所
シアトル市 セントラル、ビルデング第三百三十九番
米國工學士 **小笹三郎**
事務所 エー 五五八二
(電話) 住宅 エー 五二八〇
339 Central Bilding, Seattle.

恭賀新年
シアトル市南第七街五一九半
大島ホテル
館主 岡本卯吉
電話 三一三六

賀正
シアトル市ワシントン街五一七 ハンソンホテル内
奥川齒科醫院
奥川三平
電話 五〇七〇

賀正
シアトル市北二十二街九二三
蘆澤樂山
電話 メープル 七二八

賀正

FUJII HOTEL.

423 Maynard Ave., Seattle, Wash.

妻君及親族御呼寄の向きは前以て御通知被下候へば出來得る限り御便利に取計ひ申候且つ上陸に關して御問合せの事項有之候へば早速御返事可申上候

渡米上陸手續は弊館の最も得意に有之候

徴兵猶豫出願の向きは旅券有無を問はず迅速に手續を可致候

諸官衙願届手續等懇切に取扱可申上候
米國合衆國ワシントン州シアトル市
メナード街四二三

藤井ホテル
館主 藤井長次郎
電話 インデ 一三〇四

シアトル

各汽船汽車御乘込の手續は最も迅速に取扱可申候
日本行汽船切符は各汽船會社と特約致居候へば大勉強を以て
御世話可仕候

シアトル市キング街六二二

菓物雜貨卸小賣商

今般業務擴張の爲め愈自動車部新設致し候に就ては場所の遠近に不拘迅速に御用相務め可申候

藤井商店
電話 四八九二
藤井商店内

自働車部

第一編

Hotel Musashi
215½ 5th Ave. So.
Seattle, Wash.

ホテル武藏館
（電話）エー 五五八四

主人 千葉四郎三郎

Main Cafe
506 Main St.
Seattle, Wash.

メーンケイフ

薬剤師 金山友二郎

Main Drug Co.
514 Main St.
Seattle, Wash.

メーン藥舖
（電話）インデ 四九四九

藥店支配人 藥劑師 長谷川眞平
藥劑師 伊隨軒三郎
藥劑師 村上洋三
藥劑師 加藤留五郎
藥劑師 小林金之助
藥劑師 江見房男

謹賀新年

沙港正金銀行

今般メーナード街四一五新建築内に移轉仕り營業仕候間倍舊の御愛顧と御取引の程伏て奉希上候也

（電話）インデペンデント 四六七八

頭取 菊竹經義
副頭取 エフ、エ、キルマレ
支配人 上田正與
副支配人 池田宇一郎
理事 秋吉辰次郎

監査役 ベン、オーニック、ヘレン、オーニック、タム、オーニック、マリオン、オーニック、ケテー、オーニック 萱野用八 中木清秀 宮川源喜 エブレット、スミス

オリムピック投資會社

社長 菊竹經義
理事 萱野用八
會計 秋吉辰次郎
顧問判事 アーサ、イ、グリッフキン

第一編 ○米國々情一班

第一章 總論

第一 地勢及氣候

米國は北米大陸の中央部に位し、東西は太洋より遠からず、北方は北緯四十九度を以て加奈陀に接す、面積は三百二萬五千六百方哩にして其温帶地方の殆んど全部を包容せり。

地形は山脈、太西太平兩洋と並行して連亘し、太西洋側を走るアッパルチェン若しくはアレガニーと稱する山脈は北方海に迫り、南は北緯四十一度の地點に伸び、自然に沿岸二百乃至二百五十哩の幅員を有する平原を形作れり、此山脈の高さは六千呎を出でざるを以て沿岸地方と内地との交通を甚しく妨害せず、特に中部の小高地はハドソン・サスクエアナ・ポレマック等の谷を通じて紐育・費府・バルチモアー等との交通に便なり、南端は墨西哥灣を距る約二百五十哩の點に於て終れり、此部分も亦容易に横斷するを得べし。

西部の山脈は最初は太平洋沿岸に近く、其起點を發し、桑港灣に由り斷絶せられ、長方形に沿岸を區劃せる連山となる、此連山の最高點も六千呎を超ゆるもの無し、其背後に當り南にはサンオキン、中央にサクラメント、北にウイリアメットの太平原あり、更に背後に第二の山脈と稱すべきもの起り、南はシエラネバダ北はキャスケード連山と名づく、其最高點は千二百呎以上に達し、僅かに二個の門戸を有するのみ、一は北方コロンビヤ河の流域にして、他は極南コロラドの横はる所なり、此山脈の圍繞する所一大高原をなし、中央部は七百五十哩より八百哩に及び、所謂ロッキー山脈によりて東部と全く隔絶せらる、ロッキー山脈はシエラネバダ・キャスケード等に比して、峯巒必しも高しと云ふに非ざれども、中部及び南部に於ては千二百呎に及ぶものあり、此大高原は第二の山脈に由りて自ら二部に岐れ、南部はカリフォルニア灣に由りて狹く分離せられ、北部はコロンビヤ河流と連接して漠々たる平野をなし、遙に英領コロンビヤと相呼應す、而して蜿蜒たる山脈は太平洋沿岸と中部の大平原との間を走りて加奈陀國境に達す。

ロッキー及びアッパルチェンの間に横はる右の平原は東西千百哩より千二百哩に及び、墨西哥灣と加奈陀

國境との間に於ける南北の哩程も略ぼ之に類せり、此平原は墨西哥灣の方に向ひ稍傾斜し、北東大湖及びミシシッピーの源流に近き地方は花崗岩又は森林地方にして、千二百呎の小丘と一帶の小高地との外に何等の特色なく、北西は國境を超ねて擴がり、其及ぶ所即ち大陸の境域を形成せり、ミシシッピー河に由りて墨西哥灣に注ぐ流域と、紅河・アッシニボイン河及びマニトバ湖より異ちにハドソン灣乃至北氷洋に注ぐ流域との間には、之を區分すべき特殊の山脈なし。

合衆國の氣候は殆んど同緯度の佛國に比して、夏期は遙かに温暖なり、北東北西の極端及びロッキー山脈の最高點等は暫らく措き、加奈陀國境の兩端に於ける七月の平均温度は二十度を保てるに對し、巴理の平均温度は辛ふじて十九度を示すに過ぎず、紐育及び市俄古の温度はマルセールのと大同小異なり、ミシシッピー河域中四十度の圏帶を占むるパルチモアーより聖路易に及ぶ地方に於て、年内の最温期一ケ月の平均温度は二十五度以上に達することあるも、歐洲にては伊太利の南部に非ざれば斯る温度を示すこと無し、ニューオルレアンス・墨西哥灣に至りては三十度の高温度に上ること稀ならざるを以て見れば、合衆國の夏期は暑熱の甚しきものと云ふべし。

之に反し冬期は合衆國の各部とも寒氣凛冽なり、例之ば太西洋沿岸を洗ふ潮流は、歐洲に於けるが如き暖流ならざるを以て、チープルスと同緯度の紐育は伯林の冬期よりも寒冷にして、ボストンの冬期はストックホルムの冬を偲ばしむ、中部地方、ミシシッピーの大平原は北方並びにアレガニー嵐の寒風に曝され、ロッキー地方の如きは太洋の氣息と相關せざる結果、其氣候は一層不良にして、ボルドーと同緯度のセントポール及びミチアポリスは、更に夫より北方に偏せる巴理に於て一月の平均温度二度以上なるに拘らず、零下十二度を示し、バレルモと同緯度の聖路易も亦屢々零度以下に降る稀ならざるに至りては、其對照の差異に驚かざるを得ず、勿論墨西哥灣・フロリダ・ジョルジヤ及びカリフォルニヤ等の冬期は頗る和煦なれども、フロリダ・テキサスの南端を除けば、南部地方に於ても寒流の襲來を免れず、暖流に浴せる太平洋沿岸は合衆國唯一の避寒地たると同時に、炎熱燬くが如き夏期にも酷暑に堪えざる如きこと無く、加州極南の地と雖も紐育若しくは市俄古の高温度に達せず、又華盛頓及びオレゴン州の大部分は佛伊兩國の氣候に比すべきものあり、此等諸州の背面に當れるロッキーの高地は夏冬共温度は極端より極端に變ずるとは云へ、中部の平原に比すれば寒暑の激甚の度に於て劣れり。

雨量も亦氣候と等しく、地方に由りて著しき差異あ

るを免れず、ミシシッピー河の東部及西部州界に瀕したる地方にては一ケ年平均三十六吋に及ぶと雖も、空氣は意外に清澄なり、唯怖るべきは動もすれば執拗の旱魃に遭遇することなり、而して其南半は熱帶地方に於けるが如く、一ケ年の雨量約七十二吋を算し、夏期の蒸熱堪ふべからず、ミシシッピー河の流域を横斷するや降雨頗る減退し、河流の西方三百七十五哩乃至五百哩の地方は一ケ年平均二十吋なり、こは所謂乾燥地方にして、其範圍内にはロッキーの高嶺及び大平原の西部を含み、南北二百五十哩、東西七百五十哩より八百哩の間を蔽ふ、面積は合衆國の廣袤の約三分の一を占め、我日本の七八倍に相當す、此地方の約二分の一は全く焦土にして、ユタ・チバダ・アリゾナの高地、加州の東南部、ニューメキシコの過半及び其附近は一面の砂漠と化せり、尚ほ西してシエラチバダ・キャスケード連山を越ゆれば則ち至る所に農耕に適する温潤地を見るべし。

合衆國民が如何にして此廣大なる土地を有するに至りしかを略叙せんに、初めて歐洲人が今日合衆國と稱する地の一部に來りしは約一千年前のことにして、後カボーは十五世紀末に、ポンセ、ド、レオンは千五百十二年に、ドソトーは千五百三十九年より四十二年を通じて何れも探險を試みたり、コロンブスの亞米利加發見は千四百九十二年のことにして、未知の太西洋を航し始めて今の西印度諸島に著せしなり、米土殖民の開拓者は西班牙人にして千五百六十五年セントオーガスチン及びフロリダの地方を拓き、之に次ぎ英國人は千六百七年にゼームスタウン、ヴアージニヤ等に殖民を送り、千六百二十年には清教徒プリマスに上陸し千六百八十二年ラサレはミシシッピー河口に據り佛國王の名の下に該流域一帶の地を占領し、千七百五十四年より同六十三年に亘り印度人の大征討を行ひたり、殖民地の印紙條例が英國議會を通過したるは千七百六十五年にして、千七百六十七年更に諸税法の制定を告げ、千七百七十四年ボストン港灣條例の發布せらるゝや、翌千七百七十五年の革命戰爭を惹起するに至り、後一歳を經て千七百七十六年には早くも獨立の宣言書を布告せしが、其獨立を第一着に承認したるは佛國にして、英國は之に後るゝこと五年即ち千七百八十三年漸く合衆國の獨立を認むるに至れり、斯くして共和國を組織したる合衆國は最初の十三州より一躍して二十四州となり、千八百三年佛國よりルイヂアナを購買して其面積を二倍し、千八百十九年には西班牙よりフロリダの讓與を受け、千八百四十五年にはテキサスを併せ、千八百四十八年には墨西哥の一部を加へ、千八百五十三年にはギャズデンを購入し、千八百六十七年にはアラ

スカを露國より讓り受け、千八百九十七年に布哇を合併し、翌九十八年西班牙との戰爭によりポートリコ・グアム・比律賓諸島を領有するに至り、千九百四年にはパナマ運河地帶を獲得せり。

（合衆國本土並にアラスカ及び領島の面積哩數に就ては本編第六頁人口及面積表を參照せよ）

第二　住民

合衆國の廣大なる地域は歐州人の來航當時には未だ何人の所有にも歸せず、印度人が所々に散在せしのみ、唯西南隅のニューメキシコに於てはプエブロス民族が未開時代を經過し、可成に進歩せる社會を形作りたりしと雖も、眞文明は之を見ることを得ざりき、印度人と同種類の土人は今日に於ても、中央及び南米のインヂアン地方の人口の過半を占むれども、合衆國にては憫むべき境遇にあり、其無智なると、白人の壓迫と等に由り、砂漠の方面に向ひ漸次移轉し、人口も減少勝ちにして現在の總數は三十萬を出でざる微々たるものなり、殖民の當初に於ては白人と印度人との間に行はれたる結婚も少なからざりしに由り、印度人の血液が數多米國人の脈管を流れつゝあるは明白なる事實なれども、全人口の上より觀察すれば其割合は極めて些々たるものなり。

北米大陸に移住を企てたる最初の民種は西班牙人にして、十六世紀の半頃既に此地に渡航したり、之より稍後れて十六世紀の後半より十七世紀の初頭に及び、英國は太西洋沿岸、特にヴアージニヤ及びニューイングランド地方に移民を送りたり、其第一動機と見做すべきものは英國に於ける宗教的迫害と、農民に對する苛稅より生じたる經濟的危機となりき、斯くして殖民地の人口は急速に增加し、十七世紀の中頃には英人の子孫は其住民の過半を占むるに至れり、後瑞典人はニユージアーシー及びデルワーに入り來り、蘭人種は當時ニューアムステルダムと稱せし今の紐育州に殖民したり。

英國人の殖民と前後して、佛國も亦太西洋沿岸の一部を領有し、勤もすれば舊敎の壓迫を蒙り易き敎國の新敎徒を此新天地に移さんとしたるも成就せざりき、一時佛國の勢威歐洲を席卷し、北米に於てもルイジアナの如き大版圖を掌中に收めたるに拘らず、移民の數稀少にして之が支持に困難を感じ、一度西班牙に讓與し、後更に自國の領土とせしも、終に合衆國に賣却するに至れり、千八百三年同地方を擧げて合衆國の版圖とするに當り、其人口は僅々二萬を出でざりしと云ふ、之に反して獨逸人は百年前既に新世界に於て佛人よりも重要の地位を占め、十八世紀に於て早く英王ハノヴ

アー家の臣下と共に紐育・ペンシルバニヤ兩州の大部分に殖民したり。

合衆國が國民として其存在を認めらるゝに至りし十九世紀の初に於て、住民は既に純粹の英國人種とは大に異なれるものなりしと雖も、英人の血液を混入せるもの數を擧ぐれば、其第一位に居るべきは疑を容れざる所なり、此等の白人種の他に、南部諸州に於て農耕に使役せんが爲、亞非利加より輸入せる百萬の黑奴なる異分子あるを看過すべからず、此劣等人種は白人との同化力に乏しきが故に、今日に於ても政治上、社會上最も困難なる問題の一たるを失はず、黑奴の輸入は十九世紀に入りて早く停止せられ、從て合衆國人口の總數に對する黑人種の割合は著しく減退したれども他方に於て前世紀就中千八百四十年以來、歐州の各部否世界の各方面より移民の大潮流は澎湃として溢ぎ、米國民の成立乃至特性は之れが爲に大に改造せらるゝに至りぬ、今試みに吾人をして千七百九十年以來合衆國政府の繼續し來りし國勢調査に依りて、米國人口の發達、黑白兩人種の比較對照及び移民の大勢を窺はしめよ。

年次	白人種	黑人種	合計	過去十年間の移民數
一七九〇	三、一七二、〇〇六	七五七、二〇八	三、九二九、二一四	
一八〇〇	四、三〇六、四四六	一、〇〇二、〇三七	五、三〇八、四八三	約二〇〇、〇〇〇
一八一〇	五、八六二、〇八三	一、三七七、八〇八	七、二三九、八九一	
一八二〇	七、八六二、一六六	一、七七一、六五六	九、六三三、八二二	
一八三〇	一〇、五三七、三七八	二、三二八、〇四二	一二、八六六、〇二〇	一四三、四三九
一八四〇	一四、一九五、八〇五	二、八七三、六四八	一七、〇六九、四五三	五九九、一二五
一八五〇	一九、五五三、〇六八	三、六三八、八〇八	二三、一九一、八七六	一、七一三、五一
一八六〇	二七、〇〇一、四九一	四、四四一、八三〇	三一、四四三、三二一	二、五九八、二一四
一八七〇	三三、六七八、三六二	四、八八〇、〇〇九	三八、五五八、三七一	二、三一四、八二四
一八八〇	四三、五七四、九九〇	六、五八〇、七九三	五〇、一五五、七八三	二、八一二、一九一
一八九〇	五五、一六六、一八四	七、九〇三、五七二	六三、〇六九、七五六	五、二四六、六一三
一九〇〇	六六、九九〇、七八八	九、三一二、五九九	七六、三〇三、二八七	三、八四四、三五九
一九〇九	……	……	九四、〇四三、二一四	……

是に由て之を觀れば合衆國に於ける人口の增加は頗る急激にして、千七百九十年より千八百三十年に至るまでは十年毎に絕えず三割以上の增加を告げ、千八百四十年より千八百五十年、千八百五十年より千八百六十年に至るまでには三割六分の增進を示せり、千八百六十年より千八百七十年に至る十年間に於ては南北戰爭に依りて五十萬の人口を失ひ、加ふるに出生率と移民の潮流に動搖を來したる結果、其增加割合は二割三分に減じたるが、千八百七十年より千八百八十年に至る十年間には再び三割の增加率に復し、次の十年間には二割五分となり、其後の十年間には二割一分となりその二十年間に於ける人口の增加割合は慈くに足るものなし、若し移民の趨勢が人口の自然の增加と常に平

均を保つが如きことありとせば、人口增加率は極めて微々たるものなるを示すこと云はざるべからず。

◉合衆國各州領地人口及面積表

（千九百十年一月概覽）

州及領地名	人口	面積（方哩）
アラバマ	二、二二八、〇〇〇	五二、二五〇
アリゾナ	三〇〇、〇〇〇	一一四、〇〇〇
アーカンソー	一、一三〇、〇〇〇	五三、三五〇
カリフォルニヤ	二、三八五、〇〇〇	一五五、八〇〇
コロラド	八〇〇、〇〇〇	一〇三、九二五
コネクチカット	一、〇五〇、〇〇〇	四、九九〇
デラウエア	二一〇、〇〇〇	二、〇五〇
コロンビア區	三四五、〇〇〇	七〇
フロリダ	七一八、九一七	五八、六八〇
ジョージヤ	二、五八七、六三三	五九、四七五
アイダホ	三〇〇、〇〇〇	八四、八〇〇
イリノイ	七、七一七、〇〇〇	五五、七〇〇
インヂアナ	二、九四〇、〇〇〇	三六、六五〇
アイオワ	二、二〇四、〇〇〇	五六、〇二五
カンサス	一、七九二、〇〇〇	八二、三二五
ケンタッキー	二、二三二、〇〇〇	四〇、四〇〇
ルヰヂアナ	一、七一三、〇〇〇	四八、七二〇
メーン	七四〇、〇〇〇	三三、〇四〇
メリーランド	一、二九八、〇〇〇	一二、三二〇
マサチユーセツツ	三、三二六、三九七	八、三一五

州及領地名	人口	面積（方哩）
ミシガン	二、六六二、三〇九	五六、九一五
ミネソタ	二、〇〇〇、〇〇〇	八三、三六五
ミシシツピー	一、八〇一、〇〇〇	四六、八一〇
ミゾリー	三、〇七五、〇〇〇	六九、四一五
モンタナ	四一〇、〇〇〇	一四六、〇八〇
ネブラスカ	一、〇五〇、〇〇〇	七七、五一〇
ネバダ	一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
ニユーハンプシヤー	四五〇、〇〇〇	九、三〇五
ニユージヤーシー	二、六〇〇、〇〇〇	七、八一五
ニユーメキシコ	四五〇、〇〇〇	一二二、五八〇
紐育	八、六九九、六四三	四九、一七〇
ノースカロライナ	二、二五〇、〇〇〇	五二、二五〇
ノースダコタ	六〇〇、〇〇〇	七〇、九五五
オハイオ	四、五〇〇、〇〇〇	四一、〇六〇
オクラホマ	一、四九〇、〇〇〇	三九、〇三〇
オレゴン	七二五、〇〇〇	九六、〇三〇
ペンシルベニヤ	七、五六二、三八八	四五、二二五
ロードアイランド	五三三、〇〇〇	一、〇五〇
サウスカロライナ	一、六〇〇、〇〇〇	三〇、五七〇
サウスダコタ	五七七、〇〇〇	七七、六五〇
テンネシー	二、四二八、〇〇〇	四二、〇五〇
テキサス	四、七四五、〇〇〇	二六、五七〇
ユタ	三五〇、〇〇〇	八四、九七〇
ヴアーモント	三六五、〇〇〇	九、五六五
ヴアージニア	二、〇〇〇、〇〇〇	四二、四五〇
ワシントン	一、一五〇、〇〇〇	六九、一八〇
ウエストヴアージニア	一、四五〇、〇〇〇	二四、七八〇
ウヰスコンシン	二、三〇〇、〇〇〇	五四、八一五
ワイオミング	一四〇、〇〇〇	九七、〇八〇
總計	九一、九七二、二六六	三、七四〇、〇〇四

◉四萬以上の都市人口表（千九百九年概覽）

都市	人口
○アラバマ	
バーミンガム	四六、三五三
モビル	三一、〇七四
モンゴメリー	三七、四三九
○アーカンサス	
リツトルロツク	三八、四六八
○カリフオルニヤ	
バークレー	四一、〇〇〇
ロスアンゼルス	三一〇、〇〇〇
サンフランシスコ	四五〇、〇〇〇
サンデイエゴ	三九、〇〇〇
サンノゼー	二一、五〇〇
ストクトン	二三、〇〇〇
○コロラド	
デンバー	二五、六三五
○コネクチカット	
ブリツジポート	四五、〇〇〇
ハートフオード	一〇〇、〇〇〇
ニユーヘーブン	一三、〇〇〇
ノーウヰツチ	二五、〇〇〇
ステムフオード	二一、〇〇〇
ウオーターベリー	二一、〇〇〇
○デラウエア	
ウヰルミントン	四〇、〇〇〇
○コロンビア	
華盛頓	四三〇、〇〇〇
○フロリダ	
ジヤクソンビル	二八、四一五
○ジヨージヤ	
アトランタ	一一二、〇〇〇
オーガスタ	四一、〇〇〇
サバナ	六三、〇〇〇
○イダホ	
市名なし	一二、〇〇〇
イーストボイセンドルフス	四、〇〇〇
ヒヤツト	五、〇〇〇
タイレンー	四、〇〇〇
スプリングフイールド	四二、〇〇〇
○イリノイ	
ヨークスビル	六、九四八
フオートウエイン	五四、一〇〇
インヂアナポリス	五三、一〇〇
サウスベンド	四一、〇〇〇
テルホート	五〇、〇〇〇
○アイオワ	
デスモイン	八六、七七一
ダベンポート	四三、〇〇〇
シダーラピツド	二四、〇〇〇
ウオータールー	二〇、〇〇〇
○カンサス	
カンサスシチー	二六、三一一
トペカ	一五、〇〇〇
○ケンタツキー	
ヨビンストン	二五、〇〇〇
ルイスビル	二二四、〇〇〇

○ルヰヂアナ	
ニユーオルレアンス	三四、六三二
○メーン	
ポートランド	五〇、六二六
○メリーランド	
ボルチモア	五三〇、三九〇
○マサチユーセツツ	
ボストン	六二〇、〇一〇
フロルトン	四五、一六八
チヤンプレツジ	一〇一、七二一
フオールリバー	一〇四、四八一
ロホリヨーク	四五、四一一
ローレンス	四〇、〇四三
ローウエル	四一、一四五
ソリヨーケン	六一、六五四
ニューベドフオード	二一、〇六八
ソマービル	四五、四三四
スプリングフイールド	六一、四三四
カルデスバー	一五、〇六六
○ミシガン	
ヂートロイト	三四、六二六
○ミネソタ	
ミニーオレンアス	三二、六五二
○ミゾーリ	
カンサスシチー	五四、三七〇
セントルイス	六二、〇〇〇
○モンタナ	
ビリングス	一一、〇〇〇
○ネブラスカ	
オマハ	一二、〇〇〇
リンカーン	四三、九七三
○ネバダ	
リノー	一〇、〇〇〇
○ニユーハンプシヤー	
マンチエスター	三四、〇〇〇
○ニユージヤーシー	
ニユーアーク	三四、三三三
ジヤーシーシチー	二五、〇〇〇
パターソン	三四、〇〇〇
トレントン	四、〇〇〇
ハドソン	四、〇〇〇
○ニユーメキシコ	
アルバカーキー	六、〇〇〇
○ニユーヨーク	
紐育	四、七六六、八八三
ブルツクリン	二、一八五、〇〇〇
バツフアロー	四〇、〇〇〇
ロチエスター	二一、〇〇〇
シラキユース	一七、〇〇〇
トロイ	一一、〇〇〇
ユーチカ	一七、〇〇〇
○ノースカロライナ	
シヤーロツト	三四、〇〇〇
ウヰルミントン	二一、〇〇〇
○ノースダコタ	
グランドフオークス	一二、〇〇〇
ファーゴー	一四、〇〇〇
○オハイオ	
シンシナチ	三六、〇〇〇
クリーブランド	五六、〇〇〇
コロンバス	五一、〇〇〇
ダイトン	四六、〇〇〇
ヤングスタウン	四四、〇〇〇
トレド	五〇、〇〇〇
○オクラホマ	
ガスリー	一〇、〇〇〇
オクラホマ	一〇、〇〇〇
○オレゴン	
ポートランド	二九、〇〇〇
○ペンシルベニヤ	
フイラデルフイア	一、五四九、八五〇
ピツツバーグ	五三〇、〇〇〇
スクラントン	一一五、〇〇〇
アレゲニー	一〇〇、〇〇〇
ウヰルキスバー	五一、〇〇〇
ヨーク	四四、〇〇〇
アルトゥーナ	三一、〇〇〇
ハリスバーグ	五一、〇〇〇
レーデング	九六、〇〇〇
ランカスター	四一、〇〇〇
ウヰルキンスバー	一五、〇〇〇
○ロードアイランド	
プロヴイデンス	二二五、〇〇〇
○サウスカロライナ	
チヤールストン	五八、八三三
コロンビア	二一、〇〇〇
○サウスダコタ	
スーフオールス	二五、〇〇〇
○テネシー	
メンフイス	一五二、〇〇〇
ナツシユビル	九〇、〇〇〇
チヤタヌーガ	四四、〇〇〇
ノックスビル	三六、〇〇〇

○テキサス	
ダラス	四二、〇〇〇
ヒユーストン	二七、〇〇〇
ガルベストン	三七、〇〇〇
フオートウオース	二六、〇〇〇
サンアントニオ	五三、〇〇〇
○ユタ	
ソルトレーキシテー	五三、〇〇〇
○ヴアーモント	
バーリントン	二〇、〇〇〇
○ヴアージニア	
リチモンド	八五、〇〇〇
ノーフオーク	四三、〇〇〇
ペターズバーグ	二一、〇〇〇
ローノーク	三四、〇〇〇
○ワシントン	
シアトル	二三七、〇〇〇
タコマ	一一三、〇〇〇
スポケーン	一〇四、〇〇〇
○ウヰスコンシン	
ミルウオーキー	三七、〇〇〇
ヂートロイト	三四、〇〇〇
サガネー	一〇、〇〇〇
○ワイオミング	
ケーヘンヌ	一四、〇〇〇
○ハワイ	
ホノルル	四四、〇〇〇

◉屬領人口表

屬領名	人口
アラスカ	六四、〇〇〇
アメリカ領サモア	八、〇〇〇
グアム	一一、〇〇〇
ハワイ	一五四、〇〇〇
北マリアナ	三、六〇〇
パラオ	四、〇〇〇
プエルトリコ	一、一八五、〇〇〇
ヴアージン群島	二七、〇〇〇
合計	一、四五五、六〇〇

◉屬領以外の海外領土人口表

屬領名	人口
○アフリカ	
リベリア	一、〇〇〇、〇〇〇
○アジア	
支那	四億三、〇〇〇、〇〇〇
日本	五、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮	一、三〇〇、〇〇〇
暹羅	六、〇〇〇、〇〇〇
○ヨーロツパ	
英國	四五、〇〇〇、〇〇〇
愛蘭	四、四〇〇、〇〇〇
佛國	三九、〇〇〇、〇〇〇
獨逸	六五、〇〇〇、〇〇〇
墺太利匈牙利	五〇、〇〇〇、〇〇〇
露西亞	一三〇、〇〇〇、〇〇〇
伊太利	三四、〇〇〇、〇〇〇
瑞西	三、七〇〇、〇〇〇
和蘭	五、六〇〇、〇〇〇
白耳義	七、〇〇〇、〇〇〇
丁抹	二、四〇〇、〇〇〇
瑞典諾威	五、二〇〇、〇〇〇
葡萄牙	五、五〇〇、〇〇〇
西班牙	二〇、〇〇〇、〇〇〇
土耳其	二一、〇〇〇、〇〇〇
○オセアニア	
濠太利	四、五〇〇、〇〇〇
新西蘭	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	四億三、〇〇〇、〇〇〇

◉人口增加率表

國名	人口	增加率
合衆國	九一、九七二、二六六	一五、九一二、二六六
墨西哥	一五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
加奈陀	七、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
英國	四五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
愛蘭	四、四〇〇、〇〇〇	減一〇〇、〇〇〇
佛國	三九、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
獨逸	六五、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
墺太利匈牙利	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
露西亞	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
伊太利	三四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
瑞西	三、七〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
和蘭	五、六〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
白耳義	七、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
丁抹	二、四〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
瑞典諾威	五、二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
葡萄牙	五、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
西班牙	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
土耳其	二一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
濠太利	四、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
新西蘭	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
日本	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
朝鮮	一、三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
暹羅	六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
支那	四億三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
合計	一六億、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇

ミネアポリス	二〇九、三七八	バッファロー	三九六、五三五
セントポール	二二四、一八九	紐育	四、四五〇、九六三
○ミゾーリ		ロチエスター	一、九六、七九三
ジョツプリン	四四、九九五	セネクタデー	七三、〇三七
カンサスシチー	一九一、六八五	シラキュース	一二五、三七八
セントジヨセフ	一二五、五〇四	ツロイ	七七、二四二
聖路易	六八六、三六九	ユチカ	六九、四五八
○モンタナ		ヨンカース	七二、二〇〇
ビユート	四九、八九二	○オハイオ	
○ネブラスカ		アクロン	五四、七四四
オマホ	一三四、九七二	シンシナチ	三五一、二一二
サウスオマホ	四二、一四六	クリーヴランド	五〇六、九三八
○ニューハンプシヤアー		コロンブス	一五五、三四〇
マンチエスター	六八、五六一	デートン	一〇八、六六八
○ニュージアーシー		スプリングフイールド	四三、九七五
アトランチツクシチー	四五、三九七	トレド	一七四、〇五九
ベーヨン	四九、八九四	ヤングスタウン	五七、九五九
カムデン	八九、三〇五	○オクラホマ	
エリザベス	六七、四七〇	オクラホマシチー	四五、三八〇
ホボケン	七〇、三五一	○オレゴン	
ジヤーシーシチー	二五三、七一一	ポートランド	一一九、六〇七
ニューアーク	三〇八、六六九	○ペンシルバニヤ	
パセイツク	四五、六八五	アレンタウン	四七、〇〇一
ベーターソン	一一六、六一五	アルツーナ	五〇、八一四
○紐育		チエスター	四〇、〇〇六
アルバニー	一〇〇、七三〇	イリー	六三、五六四
ビンガムトン	四五、八五五	ハリスバーグ	五八、五三〇

ウヨンスタウン	四六、五二〇	フオートウオルス	七二、〇〇
ランキヤスター	四九、九六二	ハウストン	六三、六二五
マツキースポート	四七、六七七	サンアントニオ	六七、四〇四
ニューキヤツスル	四一、六六八	○ユタ	
フイラデルフイヤ	一、五一五、七五六	ソールトレーキ	六四、五三八
ピツツバーグ	五五八、一二三	○ヴアージニヤ	
リーデングー	九七、二三一	ノルフオーク	七二、七三〇
スクラントン	一二六、五七五	リツチモンド	一〇九、四六一
ウイルクスバール	六四、三二三	○華盛頓	
ヨーク	四一、八九五	シアトル	三六五、〇〇〇
○ロードアイランド		スポーケン	一二一、六〇〇
ポータケツト	四六、七〇一	タコマ	一二五、〇〇〇
プロビデンス	二一七、〇六五	○ウエストヴアージニヤ	
○サウスカロライナ		ホイーリング	四二、七九九
チヤーレストン	五六、五七三	○スイスコンシン	
○テネツシー		ミルオーキー	三三二、四九五
メンフイス	一三六、三六三	シエボリオル	四〇、九一九
ナツシユビル	一〇六、四七六	○コロンビヤ區	
○テキサス		華盛頓	三四三、〇〇三
ダラス	五五、四五二		

第三 政治

合衆國の行政權は四年の任期を以て撰擧せられたる大統領の有する所にして、下に九省の卿より成立せる內閣あり、立法權は元老院と代議院とより成れる議會之を掌る、司法部は大審院・巡回裁判所及び地方裁判所

等に分れ、大審院は司法の最高府にして、裁判長の他に八人の陪席判事とを以て組織す。

合衆國の大統領は內に對しては行政部の首長たると同時に、外に對しては一國の首領たるべき任務を負ふものなり、從て國民の代表者たる議會に對する政治上の責任は內閣に存せずして大統領の肩上に擧れり、合衆國の憲法は內閣に關しては何等の規定する所無く、唯各省卿の任命權を大統領に委任したる條項あるのみにして、大統領が新に就職するや、自己の選任したる閣員の姓名を元老院に報告するを以て第一の義務とせり、即ち大統領の選任したる內閣諸卿を元老院が承認して、茲に始めて其任命權の確定を告ぐるものなり、此慣例は合衆國憲法の不文律をなせり、斯くして任命せられたる閣員は大統領に對する政治上の忠言者にして、且つ一省の長官たるに過ぎざるを以て、大統領に對しては責任を有すれども、議會とは直接關係を有せざるが故に、元老院は大統領の閣員選任に就ては特に干涉を試みざることゝなれり、若し夫れ大統領が內治外交諸般の政務を裁斷施設するに當りては、該會の協贊に待たざるべからざるは當然のことにして、茲に架說するの要なし、副大統領は大統領と同じく四年の任期を以て選擧せられ、元老院議長たる職權を有し、大統領の死亡又は辭職の場合には任期中之を繼ぐものとす。

立法部は元老院及び代議院の兩院を以て組織し、代議院は各州の人口に應じ其人民に依りて選擧せられる二年の任期を有する議員より成り、元老院は各州二名の割合を以て州より選出せられたる六年の任期を有する議員より成り、兩院共法律の制定、租稅の徵收に關し、行行政首長の提案を審議協贊すべき權限を有せるが、元老院は此他に外國との條約締結、公官吏の任命に與るの權を握れり。

司法權は合衆國法權の最高府たる大審院及其下級の裁判所の有する所にして、大審院判事たるものは大統領の指命に基き、元老院の協贊を經て任命せらるゝなり、同院は單に私法上の最高法院たるに止まらず、公法上の爭議をも決定する點より見れば、我日本の大審院に加ふるに行政裁判所の權限を以てしたるが如きものと云ふべし。

合衆國聯邦政府の組織の大綱は以上の如くなるが、（第二編法規中の憲法參照）他に各州政府ありて、各々合衆國憲法に從て制定せられたる州憲法を有し、行政部長官即ち知事は會計・租稅・敎育・衛生及其他諸課を司掌し、立法部は州議會にして、元老及び代議の兩院に分れ、司法部は高等法院並びに郡若くは巡回裁判所及び勸解裁判所より成りて、凡ての制度は中央政府の

それに類せり、尙ほ其下の自治市には又各々政廳あり行政部は會計・營業稅・敎育・衛生・警察・消防及其他の各課を有し、市長は之に長たり、而して其立法部は市會、司法部は警察法庭なり、要するに合衆國市民は政府と稱する二種又は三種の制度の下に支配せらるゝものなり。

歷代大統領年表並びに現大統領、副大統領及び內閣員の署傳左の如し。

姓名	任期	出生期	死亡期
ジョージ、ワシントン	一七八九…一七九七	一七三二	一七九九
ジョン、アダムス	一七九七…一八〇一	一七三五	一八二六
トーマス、ジエフアソン	一八〇一…一八〇九	一七四三	一八二六
ジエームス、マヂソン	一八〇九…一八一七	一七五一	一八三六
ジエームス、モンロー	一八一七…一八二五	一七五九	一八三一
ジョン、クインシー、アダムス	一八二五…一八二九	一七六七	一八四八
アンドリユー、ヂヤクソン	一八二九…一八三七	一七六七	一八四五
マーチン、ヴアン、ビユーレン	一八三七…一八四一	一七八二	一八六二
ウイリアム、エチ、ハリソン	一八四一…(三月)	一七七三	一八四一
ジョン、タイラー	一八四一…一八四五	一七九〇	一八六二
ジエームス、ケー、ポルク	一八四五…一八四九	一七九五	一八四九
セカリー、テーラー	一八四九…一八五〇	一七八四	一八五〇
ミラード、フイルモアー	一八五〇…一八五三	一八〇〇	一八七四
フランクリン、ピアース	一八五三…一八五七	一八〇四	一八六九
ジエームス、ブカナン	一八五七…一八六一	一七九一	一八六八
アブラハム、リンコルン	一八六一…一八六五	一八〇九	一八六五
アンドリユー、ジョンソン	一八六五…一八六九	一八〇八	一八七五
ユリセス、エス、グランド	一八六九…一八七七	一八二二	一八八五
ラザーフオード、ビー、ヘース	一八七七…一八八一	一八二二	一八九三
ジエームス、エー、ガーフイールド	一八八一…(三月より九月まで)	一八三一	一八八一
チエスター、エー、アーサー	一八八一…一八八五	一八三〇	一八八六
グロバア、クリーブランド	一八八五…一八八九	一八三七	一九〇八
ベンヂヤミン、ハリソン	一八八九…一八九三	一八三三	一九〇一
グロバア、クリーブランド	一八九三…一八九七	一八三七	一九〇八
ウイリアム、マツキンレー	一八九七…一九〇一	一八四四	一九〇一
セオドル、ルーズベルト	一九〇一…一九〇九	一八五八	…
ウイリアム、エツチ、タフト	一九〇九…一九一三	一八五七	…

現大統領ウイリアム、ハワード、タフトは千八百五十七年オハイオ州シンシナチに生れ、千八百七十八年エール大學卒業後更にシンシナチ大學法科に入り、千八百八十年優等を以て卒業し、辯護士たるを得、シンシナチ時事の法律に關する通信員となり、後同地商業新報に轉じ、千八百八十一年ハミルトン郡檢事補となり千八百八十二年オハイオ州第一區合衆國收稅吏に任せられ、千八百八十三年よりは辯護士事務を執り、其傍ら千八百八十五年よりハミルトン郡ソリシター補の職務を行ひ、千八百八十七年シンシナチ上等裁判所判事に擧げられ、千八百九十年合衆國司法次官に轉じ、千八百九十二年合衆國第六區巡回裁判所判事となり、千八百九十六年よりはシンシナチ法科大學の敎頭を兼ね、

千九百年に至り比律賓管理委員長に抽でられ、引續き同島第一期の行政長官に任せられ、翌年歸國して元老院の比島委員會及び代議院の領島委員會に出席して比島に關する證言を爲し、千九百二年大統領ルーズベルト及び國務卿ルートの命により、比島內なる寺領田園を購買せんが爲め、法王レオ十三世と協商するの任を帶びて羅馬に派遣せられ、同年比島に歸任し翌年大審院判事に任せんとの內命を辭し、千九百四年陸軍卿に昇り職にあること四年、其初年には運河地帶に關する諸問題に就き、パナマ共和國政府と商議するの要あるにより同地に渡航し、千九百五年には議會委員と共に比島に旅行し、途次日本を訪ひ、千九百六年玖馬の臨時行政長官を兼ね、千九百七年大統領の命を含み、パナマ・玖馬及びポートリコを巡視したる後、又日本並びに香港上海を歷訪し次て比島の觀察を終へ、北航して浦鹽に到り、西比利亞鐵道によりて歐洲に行き、太

米國大統領タフト氏

西洋を橫ぎりて歸國し、千九百八年大統領に擧げられ翌年ルーズベルトの後を踵ぎぬ。

副大統領ジエームス、スクールクラフト、シャーマンは千八百五十五年紐育州ユチカに生れ、千八百七十八年ハミルトン大學を卒業し、千八百八十年辯護士となり、千八百八十四年ユチカ市長に擧げられ、千八百八十七年より同九十一年まで並びに千八百九十三年より千九百九年大統領タフトの下に現任に就くまでは、紐育州選出代議院議員となり、院內にては各州間及び國際事務委員並びに印度人專務委員會長たりき、其間千八百九十五年、千九百年及び千九百八年には紐育州共和黨大會議長となり、千八百九十二年全國同黨大會には自州を代表し、千九百六年には全國同黨委員會長に推されたり、尙ほ實業の方面にてはユチカ信託會社々長の職にありしなり。

國務卿フイランダー、チエース、ノックスは千八百五

十三年ペンシルバニヤ州ブラウンスビルに生れ、千八百七十二年オハイオ州マウントユニオン大學を卒業しペンシルバニヤ州ピッツバーグのスワップ法律事務所に入り、千八百七十五年辯護士となり、翌年同州西部合衆國撿事補に任ぜられ、千八百七十七年辭職してジエームス、エチ、リードと組合にて法律事務所を開始し千八百九十七年同州辯護士會長に推され、千九百一年マッキンレー內閣の司法卿となり、引續きルーズベルトの下に其職にありしが、千九百四年之を辭して前の如く辯護士の事務を執り、同時にペンシルバニヤ州撰出合衆國元老院議員となりたるも、千九百九年タフト內閣に入り現職に就けり。

大藏卿フランクリン、マックヴエーは千八百三十三年ペンシルバニヤ州チエスター郡の田舍に生れ、千八百六十二年エール大學を卒業し、更に紐育のコロンビヤ法學校に入り、千八百六十四年に卒業し、辯護士となりたるも病の爲め其事務を廢業し、市俄古に移轉して雜貨卸賣商會を開始し、千九百九年現官に就くまで其社長たりき、千八百七十四年市民協會々長に撰擧され、同市諸制度の改善に力を盡し、千八百九十四年イリノイス州民主黨より合衆國元老院議員候補者として擧げられたるも、州會に於て敗れたり、尙ほ其屬せる會は全國市民會、米國市民協會等にして、前者にては

ーバート大學卒業後中央政府官吏となり、公務の傍ら華盛頓府コロンビアン大學法科に入り、千八百九十四年卒業してコロンビア區の辯護士たるの許可を得、翌年同大學よりマスター、オブ、ロースの學位を受け、千八百九十七年合衆國大審院に於て辯護士たるを許されたり、官職は農務省外國市場課長、商工務省書記長及び遞信省一等次官に歷任し、千九百九年現職に昇りぬ、千九百四年度の外國貿易及び關稅に關する各種の官報は其編纂せし所に係る、又政黨の方面に於ては大統領ルーズベルト選擧の際即ち千九百四年の全國共和黨大會書記補となり、又現大統領選擧の時即ち千九百八年の同會にては議長に撰ばれたり。

海軍卿ジョージ、ヴオン、レンジャーク、マイヤーは千八百五十八年ボストンに生れ、千八百七十九年ハーバード大學卒業後は實業に從事し、ボストンのオールド、コロニー信托會社、ユーナイテッド、エレクトリツクセキユリチー會社、アモリー會社、ウオーター、ベーカー會社、プロビデント貯蓄組合、國立商業銀行及びニューハンプシャイヤー州マンチエスターのアモスキーグ製造會社等の重役となれり、公人としては千八百八十九年より同九十年までボストン市會議員、千八百九十一年には市參事會員、翌年に於てはマサチユーセツト州々會議員に撰擧せられ、千八百九十四年より同

幹部委員、後者にては副會長たり。

陸軍卿ゼコツブ、マックギャヴオック、デイツキンソンは千八百五十一年ミシシッピー州コロンブスに生れ千八百七十一年テンネツシー州ナツシユビル大學を卒業し、翌年マスター、オブ、アーツの學位を得たる後更に紐育のコロンビヤ、獨逸のライプチヒ兩大學並びに巴理に遊學し、千八百七十四年歸國して辯護士となり屢々テンネツシー州高等法院特任判事となり、千八百九十五年合衆國司法省に入りアツシスタント、アツトーニー、ゼネラルの職に就きしが、千八百九十七年辭職してイリノイス中央鐵道會社總顧問となり、千九百三年アラスカ境界問題に就き合衆國顧問を命ぜられ、千九百九年タフト大統領に拔擢せられて閣員となりたり大藏卿マックヴエーと同じく民主黨に屬す。

司法卿ジョージ、ウッドワード、ウイッカーシャムは千八百五十八年ペンシルバニヤ州ピッツバーグに生れ千八百八十年同州大學法科を卒業したるが、其前已に辨護士たるの許可を得、法律事務を執ること二年にして紐育市に移り、ストロング及びキャッドワレダー辯護士事務所に入り、四年の後同所の組合員となり、千九百九年に至り現任に就きたり。

遞信卿フランク、ハリス、ヒッチコックは千八百六十七年オハイオ州アマーストに生れ、千八百九十一年ハ

九十六年までは同會議長となり、千八百九十九年全國共和黨委員會にてはマ州を代表したり、官歷に於ては千九百年より伊太利駐在大使、千九百五年より駐露大使たりしが、千九百七年ルーズベルト內閣に入り遞信卿となり、千九百九年タフト大統領となるに及び現職に轉じたり。

內務卿リチャード、アキリス、バリンジャーは千八百五十八年アイオワ州ブーンスボローに生れ、カンサス州立大學及び同州トペカのワツシユバーン大學に於て豫備教育を受け、千八百八十四年マサチユーセツト州ウイリアムス大學を卒業し、更に市俄古の辯護士エス、シー、ジャッド事務所に入り法律を學び、千八百八十六年辯護士となり、次でイリノイス州カンカキーの市檢事に擧げられ、後アラバマ州ニューデカタールに於ても亦同職に就きしも、各一任期のみにて之を退き、千八百八十九年華盛頓州ポートタウンセンドに移りて法律事務を執り、千八百九十年より同九十二年まで合衆國裁判所委員の職にあり、千八百九十四年華州ゼファーソン郡上等裁判所判事に擧げられ、四年の後即ち千八百九十七年シアトルに移轉し、バリンジャー、ローナルド及びバットル法律事務所を開始し專ら辯護士事務を行ひしが、千九百四年シアトル市長に撰擧されたるを以て之を中止し、千九百六年其任期滿るや共に再び

法律事務を執りたるも、翌年に至り內務省土地局長に任せられしにより、首府華盛頓に行き留ること一年にして辭職歸市し、又前の業務に從事し、タフトを大統領候補者に撰びたる全國共和黨市俄古大會に於ける華州代議員會々長となり、撰擧の際には該黨西部商議員として盡力し、千九百九年現內閣員となりたり、著書には公共財產論及び華州法典註釋等あり。

農務卿ジエームス、ウイルソンは千八百二十五年スコットランドのエヤーシアイアーに生れ、千八百五十二年父母に伴はれて合衆國に來航し、初めコチクチカット州に住せしが、後千八百五十五年又兩親と共にアイオワ州テーマ郡に移り、千八百六十一年アイオワ大學卒業後農業に從事し、第十二及び第十三ア州會議員第十四同會議長となり、千八百七十三年より同七十七年まで並びに千八百八十三年より同八十五年までは合衆國代議員たり、其中間の年月即ち千八百七十七年より同八十三年まではア州鐵道委員となり、千八百九十年より七年間はア州々立農學校敎授及び州內合衆國農事試驗場主任の職にあり、千八百九十七年大統領マッキンレーに拔擢せられ農務卿となりて以來、ルーズベルト內閣を經て今日に至れり。

商工務卿チャーレス、チーグルは千八百四十九年テキサス州コロラド郡に生れ、千八百六十三年南北戰爭の結果、父に伴はれて鄉里を出で、先づ墨西哥に到り、更に紐育に航し、同所より聖路易に行き、終に該市に定住したり、千八百七十二年聖路易法學校卒業後獨逸伯林大學に遊び、翌年歸國し辯護士となり、千八百八十一年より同八十三年まで、ミゾリー州々會議員に擧げられ、千八百八十六年より聖路易法學校敎授となり、千八百九十三年より四年間聖市々會議員となり、千九百八年には全國共和黨委員會の州委員として、大統領撰擧に奔走し、翌年現職に就きたり。

代議院議長ジョセフ、ジー、キャノンは千八百三十六年ノースキャロライナ州ギルフォードに生れ、若うしてイリノイス州辯護士たるの許可を得、千八百六十一年より同六十八年に至るまでイ州パーミリオン郡撿事の職にあり、千八百七十三年より同九十一年まで同州撰出代院員議員となり、千八百九十三年再び同議員に擧げられ以て今日に及ぶ、院內にては初めの四回は臨時支出委員會々長となりしも、其後は現地位に在り。

第四　政黨

夫れ合衆國の社會は市町村が合併して州となり、州が合併して一國となれるものにして、聯邦政府なるものは其地方々々に發達したる地方政府の合併したるものに過ぎず、故に聯邦政府と各州との權限に關する問

題は合衆國憲法史の第一頁に書せらるゝべきものなると共に苟も建國當時の國情に變化を生ぜざる以上は、其歷史を通じて終始出現せざるべからざる問題なり、換言すれば各州と中央政府との關係は合衆國政治上の最初の問題にして又最終の問題と稱すべし、是に於てか其利害上の見地より甲は州權の重からんことを希望して勉めて中央政府の權力を殺がんとし、乙は中央政府の基礎を固からしめんと欲して州政府の權限を縮少するを以て其要義とするに至れり、此政見の相違は甲種の人民を驅りて州權黨を組織せしめ、乙種の人民を促して聯邦黨を形作らしめたり、現今の民主黨は即ち右の州權黨にして、デエファーソンに依りて創立せられたる前のレパブリカン黨なり、又現今の共和黨は右の聯邦黨にして、ホイッグ黨を繼承し、ハミルトンを先達としたる元のフエデラル黨に他ならず。

代議院議長　キャノン氏

（本編第十四頁參照）

今簡單に兩黨の政綱を記せんに、兩黨共以上の政見に基き種々の問題を決定せるが、獨立戰爭に費したる州債を聯邦政府の支辨に歸せんとすること、紙幣の發行、國立銀行の特許、內治の改良を計らんが爲めに聯邦政府の收入を支出せんとすること、保護關稅の維持等の問題に於てハミルトンは常に贊成し、デエファーソンは常に反對したり、之に依りて兩者が指導したる政黨の政綱に積極と消極との區別の存せしを知るべし、現今にては兩黨の間に截然たる區劃を設くるは困難なりと雖も、民主黨は關稅の輕減と稅則の改正とを急務とするに對し、共和黨は保護關稅の辯護に努め、共和黨の保護政策を必要とするに對し、民主黨は自由政策を擁護するを以て任とせり、然れども國政の改善を期し、鐵道の監督を中央政府に委任し、外國の移民を大に制限せんとするが如きことは兩者共其見解を等しくす、但し國立銀行制度の如き問題に就ては兩黨共其意見區々に分裂するを免れず、故に曩日の聯邦黨、州權黨は現今にては貿易上乃至國內產業上に於ける保護黨、自由黨を以てするの旗幟鮮明なるに如かず。

國民一般の問題に就ての政黨の態度は上述の如くなるが、州政治に至りては少しく趣を異にす、一般人民

に直接關係を有する問題の多くは各州の決定する所にして、例之ば囚徒の契約勞働、備者被備者の爭議調定トラスト及團体の公益上に關すること及び酒稅の賦課收入に關するが如きは皆州政治の問題として遇せらるゝものなるが、其他に州政府の局に當るべきものゝ候補者を自黨中より選出するも、亦州内に於ける政黨の任務とする所にして、國民政治に關する政綱と州政治に關する政綱とは自ら相同じからざるを以て前の場合に於ては共和黨の主義政見に服しながら、後の場合に於ては民主黨の綱領を贊するが如きことも往々見る所なり。

民主共和の二大政黨の他に特殊の政治問題に依りて團結せる小政黨も初めより存在し、大統領及び公官吏の候補者も擧げ來りしが、現在せるは社會黨、社會勞働黨、禁酒黨及び人民黨の如きものなり、此等の小政黨中或者は地方によりては侮るべからざる勢力を扶植せり、されど他日此等の小政黨が發達して、兩大政黨と其地位を更ふるに至るや否やは疑問に屬す。

第二章　財政及軍備

第一　財政

合衆國の財政が聯邦の憲法制定までは、混沌の狀態にありしは蔽ふべからざる事實なり、千七百七十五年大陸議會は陸海軍を建設せんと企てしが、議會は是が經費に充つべき租稅の徵收權を有せざりしを以て、餘儀なく信用券を發行して其急に應じたり、元來此信用券より生ずる内外の債務は當時聯合各州の負擔すべき所なりしも、各州は終りを全うせざりしと云ふ、千七百七十五年より同八十三年に至る大藏省の豫算に據れば、其收入は六千五百八十六万弗に達せるが、内三千七百八十万弗は信用券の發行額にして、千九百四十一万餘弗は借入金を以てし、殘餘の五百七十九万餘弗は各州に賦課したるものなり、斯る狀態なりしを以て政府の信用は地に墜ち、千七百八十一年には信用券の價は額面の百分の一に低落するに至れり、獨立戰爭の期間議會は内外國より資金を借入るゝこと能はずして、佛・西等より補助金の性質を帶びたるものを入れ、其用に充てたり。

同盟聯邦たるに至りて中央政府の財政的地位は稍鞏固を加へたるが、同盟條例の規定に依れば各州の土地

並びに耕地の價格に準據して租稅を徵收し、以て國民政府の支出に充つべきものにして、議會は信用券を發行し、若しくは資金を借り入るゝの權利を有するに至りしも、州は各自其用途に從て租稅を徵收するを以て中央政府の借入金返還の財源は極めて不確實なるを免れざりき、千七百八十六年に至り政府の信用は到底此種の借入金を保證するに不可能なるを示すに及び、政府は條例を改正して、其要用の租稅を徵收するの權利を得んとせしも、其盡力は無效に歸したり、蓋し斯る改正は各州の一致なければ行ふべからざりしが故なり

中央政府の財政上の困難は、聯邦の組織と共に議會に租稅徵收の特權を許容する憲法の制定に依りて一掃することを得たり、千七百八十九年には輸入稅を賦課するに至り、翌年に於ては國債を發行せしが、獨立戰爭に費したる州債の爲めに其額は著しく大なりき、千七百九十一年國立銀行條例制定され、政府の財政は一段鞏固なるを得るに至れり、千七百八十九年に於ては政府は公債の利子及び其他の費途增大し、關稅のみにては歲出を支辨し能はざる結果、千七百九十一年の議會に案を提して、酒精に對し消費稅を賦課するに決し千七百九十四年更に其稅目を加へ歲入の增加を計り、千七百九十八年直接稅として土地・家屋及び奴隸の三者に賦課するに及びしが、此等の消費稅、直接稅共に頗る不人望なりき、果然千八百一年其收入は總計百五十八万二千弗を出でざりしが、之に反して關稅は千七百九十一年の四百三十九万九千弗より增加して、千八百一年には一千七十五万一千弗に上れり、千八百二年に於て消費稅は廢止されたるに拘らず、千八百一年より千八百十一年に至るまで歲入は著しく增進して、年々多大の剩餘金を出すに至り、從て公債は漸次償還され、其期間には八千三百万弗より四千五百二十万弗に減少したり。

千八百十二年英國との戰爭の費用支辨の爲に、國民は種々の負擔を蒙るに至りしのみならず、貿易沈衰し關稅の收入頓に減少するに及びしを以て、政府は勢ひ他に新財源を求めざるべからざりしも、時の多數黨たる共和黨は消費稅の賦課を嫌忌したるが故に、政府は已むを得ず借入金と大藏省券とに依りて專ら戰費を支辨することゝせり、其結果千八百十四年末に至るまでに政府の借入金は四千百一万弗に達し、千八百十五年二月の大藏省債券發行額は三千六百六十八万弗に及びたるも、千八百十六年の未償還額は一千七百六十一万弗を除すのみなりき、千八百十三年には三百万弗の直接稅を賦課し、千八百十四年には再び消費稅を徵收するに至りしが、戰後貿易の恢復に依り關稅の收入增加するに及びしかば、千八百十七年には此等の新稅を廢

止したり。

千八百十六年より千八百三十五年に至る間の歳入の増加は既往に於ける一切の公債を償還するに餘りある好況を呈し、千八百三十六年及び同三十七年の兩年には歳出剩餘金を積み、借入金の狀態にて各州に分配せしが、其總額二千八百万弗に達せり、千八百三十四年より同三十七年に至る歳入の重なるものは公有地の賣却にして、千八百十年より同三十年に至るまで、此收入額は百万弗乃至二百万弗なりしも、右の期間には毎年六百万弗乃至二千四百万弗に及びたり、右は憲法制定以來南北戰爭に至るまでの歳出入表なり。

年次	通常歳入	通常歳出
	千弗	千弗
一七九二	三、六六九、〇〇〇	八、二六九、〇〇〇
一八〇一	一二、九三五、〇〇〇	九、三九三、〇〇〇
一八一一	一四、四二二、〇〇〇	八、一七八、〇〇〇
一八一四	九、八〇〇、〇〇〇	三四、七二〇、〇〇〇
一八一六	四七、六七七、〇〇〇	三一、一九六、〇〇〇
一八二一	一四、五七三、〇〇〇	一五、八四二、〇〇〇
一八三一	二八、五二六、〇〇〇	一五、二三七、〇〇〇
一八四一	一六、八六〇、〇〇〇	二六、四八二、〇〇〇
一八五〇	四三、五九二、〇〇〇	四〇、九四八、〇〇〇
一八六〇	五六、〇五四、〇〇〇	六三、二〇一、〇〇〇

千八百三十七年より同四十三年に至るまでは、商業不振の爲め歳入減少したるに對し、印度人の統治、內治の改良等に要したる費額大に增加したるに由り、連年歳出の超過を見ざること無かりしを以て、政府は再び大藏省券の發行、債券の賣却を行ひ此難關を通過せり千八百四十二年關稅率引上げの結果、歳入は歳出を償ふて餘りあるに至りぬ、國債は千八百四十六年より同五十一年までの間に一千五百万弗より六千八百万弗に進みたるも、千八百五十七年には二千八百万弗に減じ、千八百六十年には再び增加して五千万弗となれり。

南北戰爭中政府は財源を主として公債に求めたるが其租稅に對する割合は租稅一弗に對し公債八弗より下りて二弗餘となれり、公有地賣却、戰利品公賣、金貨に對する打歩等も亦收入の一部分たりき、政府が此戰爭の四年間に軍費として支出したる金額は二十七億一千三百万弗に達したり、而も此額は公債の利子、戰後に繼續したる臨時費の一切を包含せざるものにして、千八百七十九年の豫算に同年に至るまでの戰爭に關する總經費を計上したる處に依れば六十一億九千万弗の額を算するに至れり。

年次	歳入	歳出	不足額
	千弗	千弗	千弗
一八六二	五一、九〇〇	四六九、六〇〇	四一七、七〇〇
一八六三	一一二、〇〇〇	七一八、七〇〇	六〇六、七〇〇
一八六四	二四三、三〇〇	八六五、〇〇〇	六二一、七〇〇
一八六五	三一二、〇〇〇	一、二九五、一〇〇	九七三、一〇〇

戰時財政の紊亂は以上の如く甚しきものなかりしが爾後十四年間政府は專ら歳出の增加を抑制し、歳入の不足を補はんが爲めに種々の整理策を講じたる結果、次の數年に左の如き剩餘を見るに至りぬ。

年次	歳入	歳出	剩餘
	千弗	千弗	千弗
一八六六	五一九、九〇〇	五一九、〇〇〇	九〇〇
一八六七	四六二、八〇〇	二四六、七〇〇	二一六、一〇〇
一八六八	三七六、〇〇〇	三七〇、三〇〇	六、一〇〇
一八六九	三五七、二〇〇	三二一、二〇〇	三六、〇〇〇
一八七〇	三九六、〇〇〇	二九三、七〇〇	一〇二、三〇〇
一八七一	三七四、四〇〇	二八三、二〇〇	九一、二〇〇
一八七二	三六四、七〇〇	二七〇、六〇〇	九四、一〇〇
一八七三	三二二、二〇〇	二八五、二〇〇	三七、〇〇〇
一八七四	二九九、九〇〇	三〇一、二〇〇	不足　一、三〇〇
一八七五	二八四、〇〇〇	二七四、二〇〇	九、四〇〇
一八七六	二九〇、一〇〇	二五五、一〇〇	二五、〇〇〇
一八七七	二八一、〇〇〇	二四一、三〇〇	三九、七〇〇
一八七八	二五七、四〇〇	二三七、〇〇〇	二〇、四〇〇
一八七九	二七二、三〇〇	二六六、九〇〇	五、四〇〇

國庫に斯の如き剩餘を遺すに至りしは嚮がて歳出を膨脹せしむべき前提なり、果せる哉、千八百八十二年約一千九百万弗の支出を含める河港修理條例發布され其他に沿岸防備、船舶補助、軍人遺族扶助、公有地測量、西部乾燥地灌漑、ニカラグヮ運河開鑿、教育資金分配、直接稅拂戻等の諸問題續發し、間接若くは直接に歳出の增大を助くるに力ありしが、千八百八十年以後に於て最も激烈の增加を告げたるものは軍人恩給金なり。

年次	歳入	歳出	剩餘
	千弗	千弗	千弗
一八八〇	三三三、五〇〇	二六四、八〇〇	六八、七〇〇
一八八一	三六〇、八〇〇	二五九、六〇〇	一〇一、二〇〇
一八八二	四〇三、五〇〇	二五七、九〇〇	一四五、六〇〇
一八八三	三九八、三〇〇	二六五、四〇〇	一三二、九〇〇
一八八四	三四八、五〇〇	二四四、一〇〇	一〇四、四〇〇
一八八五	三三三、七〇〇	二六〇、二〇〇	六三、五〇〇
一八八六	三三六、四〇〇	二四二、五〇〇	九三、九〇〇
一八八七	三七一、四〇〇	二六七、九〇〇	一〇三、五〇〇
一八八八	三七九、三〇〇	二五九、六〇〇	一九、七〇〇
一八八九	三八七、一〇〇	二八二、〇〇〇	一〇五、一〇〇
一八九〇	四〇三、一〇〇	二九七、七〇〇	一〇五、四〇〇

千八百九十九年より千九百一年に至る三ヶ年間の通常歳入は曾て比類無き好況を呈せり、此事實は國民經濟の進歩顯著なるを示すものといふべし、國內の收入は千八百六十五年より千八百六十七年に至る三ヶ年間の七億八千五百万弗に對し、右期間に於ては八億七千六百万弗に進み、前年度に於ては課稅のあらゆる財源を濟し國民の負擔苛重なりしものありしに拘らず、後年度に於ては納稅者の國家に對する犧牲の大減少を以てして、尙ほ且つ上記の如き成蹟を得たるものなるこ

とを思はざるべからず、千九百一年西班牙との戰爭に依り幾分課稅の增加を見しも翌年の戰時稅法改正と共に全廢を告げたり。

年次	歲入 千弗	歲出 千弗	剩餘 千弗
一八九〇	四〇三、一〇〇	二九七、七〇〇	一〇五、四〇〇
一八九一	三九二、六〇〇	三五五、四〇〇	三七、二〇〇
一八九二	三五四、九〇〇	三四五、〇〇〇	九、九〇〇
一八九三	三八五、八〇〇	三八三、五〇〇	二、三〇〇
一八九四	二九七、七〇〇	三六七、五〇〇	不足 六九、八〇〇
一八九五	三一三、四〇〇	三五六、二〇〇	〃 四二、八〇〇
一八九六	三二七、〇〇〇	三五二、〇〇〇	〃 二五、〇〇〇
一八九七	三四七、七〇〇	三六五、八〇〇	〃 一八、一〇〇
一八九八	四〇五、三〇〇	四四三、四〇〇	〃 三八、一〇〇
一八九九	五一六、〇〇〇	六〇五、一〇〇	〃 八九、一〇〇
一九〇〇	五六七、二〇〇	四八七、七〇〇	七九、五〇〇
一九〇一	五八七、七〇〇	五一〇、〇〇〇	七七、七〇〇
一九〇二	五六二、四〇〇	四七二、二〇〇	九一、二〇〇
一九〇三	五六六、四〇〇	五〇六、一〇〇	五四、三〇〇
一九〇四	五四〇、六〇〇	五八三、四〇〇	四二、八〇〇
一九〇五	五四四、三〇〇	五六七、三〇〇	二三、〇〇〇
一九〇六	七六二、三〇〇	七四七、二〇〇	一五、一〇〇
一九〇七	八四六、七〇〇	七六二、四〇〇	八四、二〇〇
一九〇八	七九二、六〇〇	八五〇、六〇〇	不足 五八、〇〇〇

左に千九百九年度歲出入及び其大別表と同年十一月一日調査の債務統計とを擧ぐ、以て現今財政の一班を見るべし。

歲入

關稅	三〇〇、七一一、九三三
消費稅	二四六、二一二、六四三
公有地賣却	七、七〇〇、五六七
雜經常收入	四八、九六四、三四四
金銀證券其他	四五、六二四、二三九
パナマ運河公債	三〇、七三一、〇〇八
郵稅	二〇三、五六二、三八三
計	八八三、五〇七、一二〇

歲出

行政費	一六七、〇〇一、〇八七
陸軍費	一六一、〇六七、四六二
海軍費	一一五、五四六、〇一一
印度人費	一五、九四四、六一八
恩給金	一六一、七一〇、三六七
公債利子	二一、八〇三、八三六
債務償却	一〇四、九九六、七七〇
パナマ運河費	三一、四一九、四四二
郵便費	二二三、〇六三、四四五
計	一、〇〇二、三〇三、〇四〇
歲入差引不足	一一八、七九五、九一九

債務

利息附公債	九一三、三一七、四九〇
滿期利子拂濟公債	二、六八六、八九五
合衆國紙幣、國立銀行紙幣等の無利息負債	三七九、一四三、〇四六
金銀證券及大藏省證券	一、三六六、二七七、八六九

計　二、六六一、四二六、三〇一

（備考）金銀證券とは國庫の正貨に對して發行せるものなり

第二　陸軍

合衆國が千七百七十五年大陸議會監督の下に陸軍を編制せしは、其兵制發達の第一階梯にして、翌七十六年同議會が創設したる軍事局は將來の陸軍省の胚種なり、是等は云ふまでも無く獨立戰爭の爲めに設けられたる制度なるが、國防の目的を以て永久的陸軍を組織するに至りしは千七百八十九年のことなり、今千七百九十二年より千九百二年に至るまでの兵力を示せば左の如し。

年次	備考	員數
一七八九	一聯隊の步兵并に一大隊の砲兵を置く	八四〇
一七九二	印度人との境域戰爭	五、一二〇
一七九四	平和維持	三、六二九
一八〇一	〃	五、一四四
一八〇七	〃	三、二七八
一八一〇	〃	七、一五四
一八一二	英國との戰爭	一一、八三一
一八一五	〃	九、四一三
一八一七…一八二一	平和維持	九、九八〇
一八二二…一八三二	〃	六、一八四
一八三三…一八三七	〃	七、一九八
一八三八…一八四二	フロリダ戰爭	一二、二五九
一八四三…一八四六	平和維持	八、六一三
一八四七	墨西哥戰爭	一七、八一二
一八四八	〃	三〇、八九〇
一八四九…一八五五	平和維持	一〇、三二〇
一八五六…一八六一	〃	一二、九三一
一八六二	南北戰爭	三九、二七三
一八六三…一八六六	〃	三九、二七三
一八六七	平和維持	五四、六一四
一八六八…一八六九	〃	下二、九二二
一八七〇	〃	三七、三一三
一八七一	〃	三五、三五三
一八七二…一八七四	〃	三二、二六四
一八七五…一八七九	〃	二七、四八九
一八八一	〃	二七、四八九
一八八六	〃	二六、九五五
一八八八	米西戰爭	六三、〇〇〇
一九〇二	平和維持	一〇〇、〇〇〇

千八百九十八年西班牙との戰爭に當り國民は兵制の不完全なるを認識し、遂に政府をして米國史上未曾有の改革を斷行せしむるに至れり、比律賓を陷落するには六万五千の兵力を以て一時に群島を襲撃せざるべからざるを以て、之に適當せる常備軍を設置するの急務を感じ、千八百九十八年政府は議會の協賛によりて、正規兵を六万三千人に擴張したり、千八百九十九年に

は更に三万五千の義勇兵を募集し、其勢力は大に確實を加へたるが、其主眼とする所は云ふまでもなく比律賓及び玖馬の守備に存したるなり、千九百二年に於ては比島に在る米軍の數は四万を下らざりしと云ふ、又合衆國は千九百年北淸事變の爲めに別に二千人の正規兵を派遣せり。

千九百一年二月議會は十万を超過せざる範圍内に於て陸軍を擴張するの權限を大統領に與へたり、此法律並びに千九百七年一月及び同八年制定の條例に據りて現在の常備軍は組織せられ、其將校及び下士卒の數は實に八万を超ゆ、（後記統計表を參照すべし）西班牙との戰爭以來政府は斯の如く兵員の增加を計りたるのみならず、新たに陸軍大學、騎砲兵及び工兵學校を設立して、專ら軍事敎育の改善に努め、又砲臺を增築して沿岸の防備を嚴にせり、時世の變遷とは云ひながら此自由國にして斯く軍備に重きを措くに至りしは、列國が特に注意を拂へる所なり。

尙ほ合衆國には常備軍の他に各州の民兵あり、即ち十八歲以上四十五歲以下の男子市民並びに外國出生のものと雖も歸化を出願したるもの、總稱にして、之れに二種あり、第一種は隊伍を編制せるものにして、各州の護國軍と呼び、現今將校一千六百九十七人、下士卒十一万七千二百二十九人あり、第二種は豫備民兵と云ひ總民兵中より護國軍を減じたる殘餘のものを指す其數千四百九十六万九千四百四十八人なり、往時兵制の未だ完全ならざりし際には、民兵は常備軍と等しき役務に服したりしが、其完全を告ぐるや漸く豫備又は後備の地位となり、平時は第一種の國民軍と雖も規則正しき訓練を受けず唯隊伍を編制せりと稱するのみの狀態なりしが、千九百八年政府は議會の協贊を經て陸軍省内に特に民兵部を設け、國民軍をして時々常備軍の如き訓練を受けしめ、且大統領は外襲、內亂及び其他の事變起りたる際には、何時にても國民軍の屬する各州の知事を通じて、之を召集し得ることゝなり、憲法によりて與へられたる權利を充分に伸張するに至れり。

陸軍總（アイゼンハワー氏）

（本編第十二頁略傳參照）

左に千九百九年六月三十日に於ける將校下士卒の人員種別を揭く

兵種	聯隊將校	下士卒
將官及各課	…	九一一
工兵	…	五、七四五
騎兵	一五	一、八四三
野戰砲兵	六	一六八
要塞砲兵	一七〇（中隊）	七三〇
歩兵	三〇	五五八
ポートリコ歩兵	一	一、四四六
士官學校	…	二四
印度人斥候兵	…	…
補充兵	…	五五
正規兵計	…	…
比律賓土兵	…	四、〇四八
總計	…	一六〇
	…	四、二〇八

	聯隊將校	下士卒
	…	五、七四五
	…	一、八四三
	一五	一六八
	六	七三〇
	一七〇（中隊）	五五八
	三〇	一、四四六
	一	二四
	…	五五一
	…	四八八
	…	五五
	…	…
	…	三、六五一
	…	四、〇四八
	…	一六〇
	…	四、二〇八

更に同年十月十五日の調査に係る任地別にすれば、

任地	將校	下士卒
本土	三、二七三	五八、六八七
アラスカ	四九	一、一一二
比律賓（正規兵	七〇五	一三、五三五
比律賓（土兵	一五七	五、五七二
ポートリコ	二九	五九八
布哇	五七	一、二二四
其他領地	九六	一六九
計	四、三六六	八〇、八九七

海軍

左記の任地は單に地理的に區別したるものなるが、軍制にては全國を東部・墨西哥灣・大湖・ミゾーリ・ダコタ・テキサス・コロラド・カリフォルニヤ（布哇を含む）・コロンビヤ（華盛頓・オレゴン・アイダホの三州及びアラスカより成る）の九師團に分つ、比律賓は別に比島兵區となし、呂宋・ビサヤ・ミンダナオの三師管を司掌す。

第三　海軍

北米殖民地が初めて海軍を設置したるは、千七百七十五年十月三日議會に於て制定したる法律の結果にして、其際二艘の巡洋艦を建造したり、一は大砲十門、他は十四門を備ふるものなりき、議會は又海軍委員會に關する法律を通過し、之をして海軍に係る一切のことを管理せしめ、同月二十日には更に二艘の軍艦新造を可決し、十二月には十三艘の軍艦建造に着手するに及べり、是より先き十一月沿岸防備の爲めに二艦隊の組織を命じ、又海軍官制を發布したるが、爾來新造を企てたる軍艦は全部完成するに至らざりしを以て、商船を購買し、之を武裝して海軍の役務に服せしめたり、其船艦武器の一時的にして粗惡なりしのみならず、乘組し將校水兵も固より海軍に關する深き素養ありたるに非れば、當時海軍の脆弱用に堪へざりしものなるや

多言を要せず。

獨立の宣言後議會は海軍の大擴張を議決し、軍艦兵器の新造に着手せしが、之を建設するにも、乘組員を得るにも、當時殖民地の力にては到底不可能の事に屬したり、最初砲艦三艘を建造する計畫なりしが、内一艘のみ竣工し役務に就きたるも、武裝力に於ては豫定の七十四門の大砲を五十四門に減じ、其他の點も亦之に準じて劣りしが、幸に翌年佛國より大砲を寄贈せられ、漸く初期のものを得るに至りしと雖も、後同艦はボストン港にて沈沒したり、當時建造されたる艦艇は何れも滿足に航海するを得ざるものゝみにして、獨立戰爭中眞に戰爭に參加して活動したる船艦は僅々十二艘に造ぎざりしなり。

革命の終りより千七百九十五年に至る迄、合衆國は實際無海軍國なりき、蓋し戰後國庫窮乏し、之を維持すべき財源の空渇を告げたるが爲めにして、其後海軍の再設を企圖するに至りしは、屢々沿岸に襲來せる海賊の跋扈甚しく勢ひ已むを得ざりしに因る、アルゼリアン暴行事件に關する大統領ワシントンの千七百九十四年三月三日附敎書に接するや、議會は立ろに六艘の警備艦を新造若くは購買する法律案を可決したり。然るに其附則中同事件の容易に解決を告げたる場合には工事を中止すべきことを規定せしを以て、翌年十一月

アルジールのデーと合衆國政府との條約調印せらるゝに及び、新艦建設は延期となりぬ、是に於て大統領は再ひ議會の注意を喚起し、新艦建造に關する議案を通過せしめたり、千七百九十六年佛國軍艦の合衆國沿岸に於ける不法の行爲あり、當局者は之を制するに苦しみしも、千七百九十八年四月議會は備砲二十二門以下の軍艦十二艘を建造又は購買し若しくは備入るゝ法律案を可決するに躊躇し、後幸ふじて之を通過したり、同年海軍省は陸軍省より分離せり。

當時の議會は政費節約を以て主義とせしが故に邊海事無ければ、海軍の縮少を呼號するを常とせしが、議會の此潮流に變動を與へたるものは夫のツリポリ事件なり、之に對する海軍の措置宜しきを得たる結果、海軍に對する國民の信用は著しく昂進するに至りしも、次で來れる政府の海防に冷淡なる政策は此新潮流を挫折せしむるに至れり、千八百十二年英國との戰爭に當り合衆國海軍は少數の警備艦以外に何物もあらざりしが、此戰爭は國民の海軍思想に一大刺激を與ふる好機會なりしが故に、之と同時に大擴張は行はれたり。

千八百十五年始めて蒸汽力を以て運轉する軍艦を建造せり、其速力頗數共に當時普通の軍艦に比して遙かに優り、建造費も三十倍以上を投じたるものなりき、之にして一度敵艦に出會せば、彼等を粉碎し世界の海

軍史上に一大革命を惹起するの動因たりしは明かなれども、其頃海軍當事者は帆船式軍艦の操縱をこそ知れ、未だ蒸汽力を應用せる軍艦の何物たるかを解せざりしが故に、勢ひ此新式艦の運轉に逡巡し、遂に其威力を實驗するの機會を得ざりしも、此軍艦の竣功は千八百十六年の議會をして新に蒸汽艦の建造に傾かしめたり然るに保守思想に充てる海軍當局者は容易に此新說を聽かず、其後に於てすら舊式軍艦十二三艘を建造するに至りぬされど風潮は變じて千八百三十五年海軍卿は新式軍艦建造の爲めに事務局を創設し、其成功したる以來千八百五十七年に至るまで、蒸汽艦は改良を加へ續々建造されたるも、動力には風力を主とし蒸汽力を補助とせるものにして、而も多數は木造なりしは云ふまでもなし。

南北戰爭に於て國民は眞に蒸汽力の重要にして、帆檣の無益なるを認識するに至りしも、舊來の陋習は一朝にして打破するに由なく、經濟上の僻見より打算して艦艇の動力に帆布を利用するの風は已まざりき、實

海軍卿　マイヤー氏

（本編第十三頁略傳參照）

際巡洋艦の航走に風力の使用を廢絕するに至りしは千八百八十七年以來のことなり、然れども裝甲艦の切要なることは右の戰爭に依りて一般の知る所となり、南北兩部共等しく此問題に注意し、南部の同盟諸州は第一に之を得んと盡力せしが、優勝なる地位にありし北部は最初の裝甲艦を南部と同日に完成することを得たり、此戰爭後海軍の再び萎靡として振はざるに至りしは、畢竟該戰役に費したる莫大の經費が議會をして各方面に於ける政費の大削減を斷行せざるを得ざらしめたる爲なり、千八百六十六年より同八十二年に至る間に於ては四千噸乃至五千噸の警備艦五艘と、他に約十二三艘の木造巡洋艦新造されたるのみにして、此等の新造艦も大低は二千噸以下のものなりしが故に、多くは老朽艦の修理に依りて僅かに海上の任務を果し來れり、千八百八十年に至り合衆國の海軍は舊式軍艦と舊式軍人との結合に過ぎざるの狀態に陷り徒に世界の嘲笑を招く材料たるの外なく、其實力は南米小共和諸國の下風に立たざるべからざりし程なりき、千八百八

十一年海軍擴張に關し、海軍卿の任命せる委員會は種々の艦型を有する新艦六十八艘の建造を當局者に進言したるに、當時議會は僅かに其内二艘の造艦を容れ、次期の議會には之を四艘に增加せるが、其艦型は之を縮少して委員會の提議に從はず、且つ右の第一法律附則に於て十年間進級停止將校の數を削減せし爲、遂に將校の數に減員を來し、當局者をして失望せしめたり千八百八十三年議會は海軍省費に一百万弗の增加を議決したるに拘らず、次期議會に於ては又支出の殘金を盡く削除せり、然れども爾來議會は毎期若干の海軍省費を增加するに至り、千八百八十六年メーン及びテキサスの二艦を竣成し、千八百九十年にはオレゴン型の戰鬪艦三艘を新造せしが、艦側の廣濶なる歐州型の戰鬪艦に就き一種の謬見を抱きし結果、此等の新艦は丈け低き自由船房を設け、之を沿岸防備戰鬪艦と稱したり、尤も次ぎに建造されたるアイオワは明かに海洋戰鬪艦として設計したるものなり、後曩の誤解を覺るに及び右の防備艦は改造さるゝに至りぬ。

西班牙との戰爭は國民をして、海上に於て敵の攻擊を受け、若しくは海上より敵を攻擊せざるべからざる事情の下にある國に於ては、海軍の決して忽諸に附すべきにあらざることゝ、海上の防禦とは要塞又は海防艦に依りて行はるゝ消極的防備のみを意味するにあらすして、洋上に於て敵艦を追擊し、以て之を破壞するに足る能力を具備するにあることゝを知覺せしめしかば、議會は直ちに戰鬪艦、裝甲巡洋艦及び水雷艇の增設を議決し、之が爲め千八百八十二年以來二倍となりし海軍力は更に增加せり、議會は又千八百九十九年に於て海軍將校服務章程を議決したり、之に依りて各艦に分置せらるべき將校の數は何れも多少の增員を告ぐるに至れり。

合衆國の海軍は晩近に於て長足の進歩を爲せり、特に過ぐる三四年間の發達の如きは、其史上未だ曾て見ざる所にして、艦隊の編制と云ひ、新艦の建造と云ひ驚くべき變化を呈せり、之と共に其期間の事件として記すべきは千九百八年初夏大統領ルーズベルトが太西洋艦隊中より十六艘の戰鬪艦と若干の水雷艇とを割き太平洋に廻航せしめたることなり、當時反對黨の新聞雜誌は之れ日本に對する一種の挑戰的行爲にして、政府は强て極東に事を構ふるものなりと論じ、列國も亦此行動を目して、日本に對する示威運動にあらずんば他の或種の軍略に基くものと斷せしが、合衆國政府は辨じて曰く、艦隊の此行動は何等他意あるにあらず、唯實際上の訓練より來る利益を收めんと欲するに過ぎずと、そは兎まれ右の艦隊は南米を迂回して、豫定の如く一旦桑港に集中し、更に同地より西して世界を一

週し、翌千九百九年ハンプトンロードに歸航したるが、其真の目的が何れにありたるにせよ、政府の所謂訓練より來りし利益を享くるの多大なりしは疑ふべからざる所なり。

千九百九年末の調査に依れば海軍々人及び艦艇の數左の如し。

兵種	將校	下士卒
正兵	二、七六九	三九、三四六
陸戰隊	二六九	八、八一一
民兵	五一五	五、七八七

艦種	隻數	噸數
戰闘艦（一万噸以上）	三一	四四九、七九六
海防艦	六	二三、一九九
裝甲巡洋艦	一二	一五七、四四五
巡洋艦（六千噸以上）	五	四三、八〇〇
同（三千噸以上六千噸以下）	一七	六一、一二四
同（一千噸以上三千噸以下）	一三	一六、六八六
水雷驅逐艦	三六	二一、三〇〇
水雷艇	三〇	五、一七七
潛航艇	二七	七、三一八

尙ほ此他に建造中又は未着手の戰闘艦四、水雷艇一、潛航艇十五、水雷驅逐艦十五あり。

第三章　外交

第一　革命時代

米國に於ける殖民地聯合の當初より、千七百八十七年憲法の制定に至る迄の國際關係を査察するに、殖民地の外交の發達は、初めは遲々として牛歩の如かりしが、獨立の一國民を形成せんとする奮闘の念は、合衆國の外交を進歩せしむる最も重大なる要因なりしが故に、合衆國の外交史は十三州の殖民が母國の虐政より獨立せんと欲して、同盟聯邦を作るに至りし時に淵源したるものと稱すべし、當時殖民地の同盟諸州に未だ正式の行政官なるものなく、内外の政治は擧げて委員會の處理する所にして、千七百五十五年外國通信秘書委員に任命せられたるは ベンジャミン、フランクリン及びジョン、デューの兩人なりき、恐らくは此二人は米國最初の外交官として傳ふべきものならん、千七百八十一年委員會を廢して外務省を置くことゝなれり、當時歐州に殖民地の代表者を派遣し、商業上其他の重要なる事件を處辨するが爲には、從來の組織の不完全なるものありしにより、此改正を見るに至りしや明かなり。

佛國が英國の殖民政策に反對して、米國の獨立を陰

に陽に援けつゝありしは歴史の語る所にして、合衆國第一の遣外使なるものは實に斯る事情の下に佛國に差遣されたるなり、而して其任を帶びたるは サイラス、ディーンにして、千七百七十六年殖民地の獨立の爲に財政上幷に軍事上佛國の援助を受くるを以て目的としたり、佛國との通商條約が締結されたるも亦同年なり。

合衆國初期の外交を說かんとせば、勢ひベンジャミンフランクリンのことを語らざるを得ず、彼の外交的生涯は千七百七十四年十月大陸議會の使命を帶びて、英國の宮廷に使せるを以て始まれるが、溯ては千七百五十七年既にペンシルバニヤ會議を代表して、英國政府と談判を試み、爾來常に大小の公務を帶びて國事に奔走し、海外に使するに及んでは、米國獨立の爲に終始外交上の印綬を解く時なく、千七百八十三年平和條約の調印後も尙ほ數年に亘り國政に鞅掌したり、彼が此任務の爲に如何に慘憺の苦を嘗めたるかは限ある紙面の盡す所にあらず、英國が殖民地の獨立に對する當の敵なるは云ふに及ばざることなるが、當時米國に最も好意を注ぎつゝありし佛國と雖も、要するに自己の勢力を米大陸に扶植し、且英國の海上權を殺がんが爲に種々の危險を冒して殖民地に聲援せしものなれば、形勢の變化と共に其態度亦猫眼の變化する如くならざるべからざる間に立ちて、徹頭徹尾故國の獨立を全ふ

せんとせし外交官の苦心や、眞に想像に及ばざるものありと云はざるを得ず。

佛國との通商同盟條約に次ぎ、千七百七十九年西班牙とも同盟の秘密條約を締結したり、當時西班牙は英國と隙を生じ開戰を布告したる際なりしのみならず、十八世紀末に於ける同國の勢力は頗る强大にして、殊に新世界に廣大の領土を有したるが故に、之と親密の關係を保つは大陸議會の深く希望したる所なり、ジョン、ヂェーは右の條約締結後第一のマドリッド駐劄公使に任せられたり、又同年には和蘭と通商條約を結び尙ほ若干の金を借入れ、之を殖民地に送らんとせしが英國軍艦の爲めに捕拿されぬ、上述の如く獨立戰爭の開始さるゝや、殖民地と其同盟國なる佛・西は英國の敵なりしが、兩餘の露西亞・丁抹・瑞典及び和蘭は中立國の商業を保護せんが爲め武裝的中立を宣言したり。

同盟政府は獨立宣言書の布告以來、未だ英國との平和條約の締結せられざるに先ち、議會は歐州列國に代表者を派して、確民の獨立を承認せしめんと謀り、フランクリンが未だ其時期にあらざるを說き、切に此企に反對したるに拘らず、委員を各國に送りしが、到る所大なる屈辱と損失とを蒙り、一も成功するに至らず、獨り佛國の彼等を遇するに溫情と奬勵とを以てせしのみ、千七百七十八年より翌年に及びブルゴインの陷落

以來、英國は殖民地の政治家に對し種々の誘惑を試みしが、米國の外交は之に對して飽くまでも强硬なりき、大チャザムの死後英國には漸く平和を欲するの念高まりつゝありしは疑を容れず、蓋し殖民地との戰爭の爲めに、英國は歐州大陸諸國とも不和の狀態に陷るを免れざりしを以てなり、此時に當り大陸議會は佛國公使の提言に依り、四名の平和條約締結委員を任命せるが其選に當りしはベンジャミン、フランクリン、ジョン、ヘー・ヘンリー、ローレンス及びトーマス、ジェフアーソンなり、其際議會の平和委員に對する訓令は、第一、殖民地の獨立を承認せしむべきこと、第二、佛國との條約を破毀せしめざることの二ケ條にして、其他の利益問題は一切委員に一任することゝせしが、條約の各條項に就ては同盟國たる佛國の使臣と商議すべきを命じたり、然るに右の平和委員中ジェフアーソンはバージニヤ知事にして其椅子に留まらざるべからざると、ローレンス・アダムス・ジェーの三者は海外に在りし爲め、此協商の始に當りてはフランクリン獨り其責を帶びたり、談判の進行と共に英佛の利害衝突は屢々協商に妨害を來すの事實はありしも、千七百八十二年十一月三十日遂に之を締結しぬ、此條約は合衆國に取りては頗る有利のものなりしかば、議會は之れに向つて滿足の意を表し、平和條約は翌年を以て永久條約となり、

英領亞米利加殖民地は新に合衆國として獨立國を形作るに及べり。

殖民地時代に於ける米國の貿易は主として母國との間に行はれたるものなるが、英國は若し殖民地にして大陸諸國と通商するに至らんか、自國の殖民地に對する貿易額を減少すべきを慮り、殖民地制度に依りて他國との貿易に制限をなせしを以て、大陸諸國は豫て英國が其殖民地の貿易を開放するに至らんことを願ひ、殖民地と英國政府との間に平和條約の未だ調印せられざるに當り、瑞典は佛國及び和蘭の例に倣ひ、巴里に於てフランクリンと通商條約を締結し、丁抹・葡萄牙等も亦相前後して之が協商を始めたり、新國民の獨立後貿易は著しき速度を以て增進するに至りしが、其大部分は依然として英國の占むる處となり、獨立前に於ける豫想の全く杞憂なりしことを示せり、通商問題に次ぐに宗派問題が又合衆國の外交を煩すに至りしは、當時米國に於ける諸宗派は概ね歐州諸國の監督の下にありしを以てなり。

合衆國が憲法を採用せし爲めに國際上に現れたる結果の一は、此國に對する世界の信用が頓に上進するに至りしことなり、千七百八十九年九月ジェフアーソンの報告に據れば、當時歐州金融界の中心たるアムステルダムに於て合衆國公債は憲法制定以前には九十三を

出でざりしが、其後に至りては九十九に騰貴し、佛・英及び和蘭等の資本家は爭ふて之を購入せりといふ、又ハミルトンが議會に向つて爲したる當時の財政狀態報告書には新政府の外債は總額千百七十一万弗にして之に對する利子約百五十万弗と數回に佛國より借入れたる資金は既に悉皆之を仕拂ひたりと記せり、爾來彼の巧妙なる財政上の手腕に依りて合衆國政府の財政的地位は速に改善せられ、且其收入は迅速に增加するに至れり。

第二　獨立以後の外交

合衆國の獨立後歐洲の危機は漸く迫り特に其同盟國たる佛國に於ては革命黨嶄起して君主政治を倒し、共和黨は歐洲諸列國を敵として起つに至りぬ、英國の如きも始めは傍觀的態度を取りしが、千七百九十三年革命派の選立せる執政官の宣戰の布告を發すると共に、從來の方針を一變するに及び、歐洲は全く一大戰場と化せるの觀を呈したり、此大禍亂の際に於ては中立國の通商の安全を期する能はざるは勿論、戰爭の根源地は合衆國の締盟國たる佛國なりし爲め、其進退去就に就き國論區々として決せず、時局は愈々紛亂を釀すの狀態なりき、時の國務卿ジェファーソンは熱心なる革命論者にして、同盟國の情誼に基き共和政府を支持すべきことを主張せるに對し、大統領ワシントン以下ハミルトンの如きは極力此說に反對し合衆國の佛國革命軍に與するの非を難じ、之と同時に兩國の盟約は破棄せらるべきものなることを唱導せし爲め、ジェファーソンは遂に國務卿の職を拋たざるべからざるに至り、其後任者に依りて合衆國の中立は宣言せられたり、此中立は國際法史上頗る價値あるものにして、合衆國々運の進歩の上にも輕々に附すべからざるものなり。

合衆國が英國より分離したる後數年間は兩國間に通商條約の存するものなく、使臣の應酬も絕えしが、兩國の貿易上其必要を感ずるに至りて、之が協商を開始し未だ其調印を了せざるに當り、兩國の商業上に一大變動を生せしむべき事件出來せり、即ち合衆國に於てエリー、ホイットニーに依り操綿機の發明せられたることなり、從來棉種より其纖維を結出するは徒に多大の勞力のみを要し、利益の之に伴はざる觀あるを免れざりしが、新に操綿機の發明せられしと共に、斯る困難は排除せられ、綿糸に對する需要增進するに從ひ、英國に於ける紡績事業の發達顯著なるに至り、又合衆國南部諸州の棉花耕作の大進歩を來すことゝなれり、然るに時局は急轉して奴隷輸入禁止法の制定を見るに及びし爲め、奴隷に依りて大なる利益を蒙りつゝありし南部諸州の棉花耕作者は頓に其利源を斷たれ、其餘

波延て千八百六十一年の大內亂を惹起する導火線となりしが、英國との條約に關しても議論沸騰し、一時兩國間の關係は危殆に瀕せしも、幸にジェー條約の爲に合衆國は此難關を免るゝを得たり。

佛國革命の大紛亂に伴ひて英佛の釁隙を生ずるに至るや、時の駐佛米國大使モンローは形勢の非なるを憂ひ、佛國政府に對して剴切なる忠言を以てせしに、其忠言は却て佛國當路者の忌諱に觸れ、モンローは本國に召還され、其後任としてチャーレス、ピンクニー出でゝ使せしが、佛政府はピンクニーを引見することを拒絕せし爲め、時局は益々困難に陷り、兩國の交情は破裂せんとするの狀態を呈するに及べり、千七百九十七年ジョン、アダムスの大統領に就任するや、佛國との葛藤を平和の間に終結せしめんと欲し、ピンクニーの他にジョン、マーシャル及びエルブリッヂ、ゲエリーの三名を特使として佛國に派し之が解決の任に當らしめたるが、佛國外相タレーランドは初めは好意を以て之に對せしも、彼の反服常なき行動は遂に兩國の外交關係を斷絕せしむるに至り、ゲエリー一人を遺して他の兩特使は佛京を徹退し、殘留せしゲリー獨り其局に當りしが、荏苒決せず、彼も亦巴里を引上ぐるの餘義なきに至れり、是に於て曩退せるワシントンは更に招かれて陸軍司令長官に補せられ、之と同時に臨時議會の召

集となり、戰爭の暗雲は米佛の間を蔽ひ、兩國の人民が佛國に對する敵愾心を以て充たされたるは獨立戰爭以來初めて見たる現象なりき、然れども佛國政府は革命後歐洲列國の敵視する所となり、米國と開戰するの不利なるを認め、和議を恢復せんとするの意を漏らせしかば、合衆國はオリバー、エルス、ウオース・ウイリアム、ヴアン、モーレー及びダブリユー、エー、デビーの三名を特使として佛國に差遣し、ナポレオンの政府と和親條約を締結し、千八百年九月其調印を終りぬ、此條約に依り合衆國は千七百七十八年の盟約に對する義務を免れしも、革命戰爭中合衆國の蒙りし商業上の損失に至りては佛國は毫も責任を帶びざることゝなりし爲め、英國に對するジェー條約の國民を失望せしめたる如く、佛國との和親條約も亦人民の不滿の聲を以て迎へられたりと雖も、爲に戰爭の危險は之を避くるを得たり。

千八百一年ジェファーソンは大統領に就任すると同時に英佛の紊亂せる關係を調整するを以て第一の義務とせしが、更に其在職中重大の問題はルイジャナの獲得なりき、抑も合衆國が此協商を開始するに至りしはミシシッピー河の自由航通權と、其沿岸地方より、產出する貨物を外國に輸出するに當り、其河口の使用若くは荷揚港を得んとするに存し、千七百七十六年議會

は之が實地調査を決議し、ジエーは戰爭中同問題に關する特使として西班牙に派遣せられたり、初めルイジアナは佛國之を發見し其殖民地となせしが、英佛戰爭中千七百六十二年の秘密協商に依り、ミシシッピー沿岸一帶の地方はニューオルレアンスと共に西班牙に讓與し、翌千七百六十三年の平和條約に依りて其東岸地方を英領となせしも、千八百年までは其領有權を保ちしが、同年の秘密條約に依り轉じて佛國の版圖に歸するに至れり千八百二年合衆國は之を獲得せんと欲せしも、佛領と西領との分界線明瞭ならざりしに因りマドリッドと巴里との兩駐劄公使をして、同時に各駐在政府に對し談判を試ましめたるも、佛國はニューオルレアンスの要勝を自國の有に歸せんとし、爲めに協商の進行遲々たりしのみならず、却て開戰するの危機に臨みしかば、合衆國は更にモンローを辨理特使として巴里に派遣せり、然るに之より先きナポレオンは外務大臣タレーランドに代ふるに、旗相マルボイスを以て其局に當らしめしが故に、談判は意外に進捗し、モンローの到著したる頃は既に條約の大半を議了せし有樣なりき、當時英國は佛國と敵視して戰爭を進めんとし、而して佛國は戰時財政の困難なるにより資金を得るに汲々たりしを以て、英國と相善からざる合衆國に其領土を讓與するを最も得策と思ひしや明かなり、是に於て最後の協商は相互の讓歩に依り、土地の代價として合衆國は佛國に六千万フランクを支辨し、尚ほ佛國の厚意に酬ひんが爲め二千万フランクを贈ることゝして局を結び、合衆國元老院は西班牙政府が此讓渡に對して、佛西兩國間の協商を引用して抗議を申込みしに拘らず、千八百三年其批准を終り、次で之を發布したり、されど其前後に在りては、未だルイジアナの境域の那邊に達せるものなるやを眞に了解するものなく、合衆國政府當局者はミシシッピー河以西、直ちに太平洋に通ずる北緯四十二度以南の大地域と思惟せしが、調査の結果佛國より購買したるは同河以西、ロッキー山脈に至るものなることゝ判明せり。

千八百十二年六月合衆國は英國に對し宣戰を布告せり、其茲に至りし由來は下の如し、即ち千七百九十一二年の頃より英國軍艦は屢々公海に於て合衆國々旗を掲揚せる商船を悉に抑留して船員を點檢し、其出生地を糺問して英國人と認定するや、合衆國に歸化せると否とを問はず、之を强制して自國軍艦に乘組ましむるの暴擧に出でたるを以て、當時國務卿たりしジエファーソンは之を英國政府に詰り、次で千七百九十四年ジエーは更に此不法行爲を禁止すべきことを迫りたるも英國は之に就て何の處置をも取らず、軍艦の暴行は益

々甚しく、千八百六年には合衆國市民にして、英國海軍の强制的任務に服する者二千五百人より三千人の多きに達せり、同年モンロー及びピンクニーが英國と締結したる條約中之に關する條項を含まざりしを以て、大統領ジエファーソンは其承認を拒絶したり、思ふに英國が佛國に對抗するには艦隊の操縱に多大の人員を要し、苟くも海上に生活するものにして、英國人たるものは之を驅りて軍艦の役務を執らしむるの必要を生じ勢ひ斯る無謀を敢てしたることなるが、此種の誘拐的行動は千八百七年合衆國軍艦チエサピークに加へしものに於て頂上に達したり、大統領マヂソンは右の結果英ト兩國の開戰を見るに至らんを恐れ、時局を圓滿に結了せしめんことを熱望せしが、千八百十二年に於て合衆國は戰爭の他に到底自國の權利を擁護すべき手段なきを發見し、終に前記の如く同年六月を以て英國に對し、開戰の已むを得ざるを通告するに至れり、此戰爭は畢竟國際法上の爭議を決せんとするの他には、政治上何等の意義を有せざるものにして、兩國未だ戰を交へざるに早くも和議は相互間に成立し、平和條約の協定に著手せしが、談判を開始するに及び、此問題は條約の能く決する所にあらざるを發見せしも、當時合衆國に於てはニューイングランド諸州の戰爭に反對するあり、其他一般人民の意向亦切に平和を欲するにあ

りしかば、政府當局者の豫て支持せし國際法上の黽勉は一も貫徹する能はずして談判を終了するの不結果を招きしとはいへ、戰爭は之が爲めに有邪無邪の間に葬り去られ、千八百十五年英米兩國間に平和條約の批准交換行はれたり、後一年を越えて即ち千八百十七年には兩國はチャンプレン・オンタリオ及びアッパーレーキの三個所に各百噸以上の軍艦一隻以上を碇泊せしむべからざることを規定せる條約を締結し、翌十八年には久しく決せざりし加奈陀及びニューファウンドランド沿岸に於ける漁業權問題に就き又兩國間に條約締結されたり。

ルイジアナの購買條約に於ては、西は墨西哥、東はフロリダとの境界に就き未だ決定する所あらざりし爲め之に關する紛爭は合衆國の外交に累を及ぼす一原因となれり、即ち西班牙政府の其領土に對する統治宜しきを得ざりしより、合衆國は西班牙領の境界に多數の軍隊を駐在せしめて、印度人の侵入、奴隷の密輸入等を監守せざるを得ざるの狀態なりき、之より先き千八百四年ルイジアナの購買に躍ぎ、モンローはフロリダ購買特使としてマドリッド政府と協定する所あらんとせしも、時機未だ熟せずして談判を中止するに至りしがモンローの大統領となるに及び多年の宿望は合衆國政府をして西班牙政府に向ひ之が讓與を促さしむるに至

りしも、西班牙政府は狐疑逡巡して決せず、且つ國論沸騰して其談判を妨げしが、フロリダ人民の西班牙政府より獨立して合衆國の一地方たらんことを欲するの情切なるものありしかば、茲に一條の血路を得て讓受條約は千八百十九年を以て相互の調印を了りたり、アダムスの國務卿時代に締結せられたる他の條約は千八百二十四年露國と協定したる太平洋沿岸の司法權問題なり。

モンローに踵ぎてゼー、キユー、アダムス大統領となり、アダムスの後にはジャクソン大統領に選擧せられたるが、此間大なる外交上の事變なく僅かに千八百三十八年加奈陀の叛亂、テキサスの獨立、千八百四十二年ウエブスター、アシュバウトン條約等ありしのみ、此條約は北東部に於ける加奈陀との國境問題を定めたるものなり、パリソンの時代となりて國務卿ダニエル、ウエブスターは其注意を太平洋方面に注ぎ、千八百五十七年清國と通商條約を開くに至りしも、其翌年より同六十年に至る英佛聯合軍と清國との戰爭の爲め、合衆國々民の清國に在留せしもの〻蒙りし損害に對し、清國政府は合衆國に向て七十三万五千餘弗を賠償するに決せしが、翌年に至り其支拂殘額四十五万三千餘弗を免除せしかば、清國は合衆國の寛大なる處置を深謝したり、又布哇の獨立を承認せしは千八百四十二年のことなり。

次の大統領タイラーの時代に及び、合衆國は墨西哥に對してテキサスの獨立を承認せしめんと努め、尚ほカリフオルニヤ地方の賣却を促せり、且つウエブスター、アシュバウトン條約は、未だオレゴン問題を決せざりし爲め、其處決の急務をも感ずるに至れり、合衆國がテキサスの獨立に奮て盡力せしは他日之を自國の版圖に歸せんとするの希望に出でしや明かなるが、之を達する時機は甚だ遠からざる間に來りしは後に記すべし、此時に當りテキサスは英國と結托し、墨西哥をして其獨立を承認せしめ、他國の合併を避けんとせしも、米墨間のテキサスに關する妥協の突嗟の間に成りし爲め、其間何等施すの餘地なかりき、而して該條約は千八百四十四年四月に調印せられ、翌年議會の容るゝ所となれり。

オレゴン問題とは即ち合衆國のテキサス合併以前、英國が墨西哥をしてテキサスの獨立を承認し、且つ合衆國の希望せるカリフオルニヤ地方を賣却せしめ、同時にコロンビヤ河以北の地を自國の領土たらしめんとの野心より起りしものにして、合衆國の專ら南方の經營に腐心しつゝありし間に早くも此問題は英米間に於ける國際爭議の焦点となりぬ、國務卿プカナンは當時漸く危急に瀕せる米墨の關係未だ破裂せざる間に、英

國との此葛藤を落着せしめんと欲し、英國公使と協商を開きしが、英國政府はコロンビヤ河を以て米國の國境とせんとし、米國は北緯五十四度四十分に其境界を設けんとして、兩國の反感は漸く高まりしも、プカナンは合衆國が目前に國内の計を遑らせる際、英國と事を搆ふるの不利を認識し、新に北緯四十九度を以て兩國の境界線とせんとを提議せしかば辛ふじて條約の調印を告ぐるに至れり、時恰も千八百四十六年六月にして合衆國の陸軍は國境を南に墨西哥に侵入せる際なりき。

テキサスの宣憲は一度英國と握手する所ありしと雖も、或る一國の所屬たるを好まず、寧ろ合衆國と聯合するの利益なるを觀取し、終に合衆國に向て合併の提議を發せしが、墨國は合衆國のテキサスを併呑せんと欲する念切なるを知りしかば、容易に其獨立を承認せず、却て敵對行爲を示すに至りしを以て、合衆國大統領ポルクはテーラー將軍に命じてテキサスの占領を斷行せしめ、墨軍又之に向て對抗したるも連戰連敗し、首府メキシコシチーの陷落するに及び、兩國の和議は漸く成立して條約の協定に移りしに、墨國全權委員の合衆國の要求を拒絕せし爲め、戰爭は再び開始せられんとせしも、幸に墨國委員の態度一變し、千八百四十八年二月平和條約の成立を告げ、テキサス地方を合衆國に合併することゝなれり、此戰爭の結果が他日大内亂南北戰爭を惹起する大原因なりしは忘却すべからざる所なり。

合衆國は千七百七十八年の盟約を免れて以來、自己の立脚地を固うせんが爲めに、中・南米諸國と同盟若くは其國權を保證するの必要に迫りしは明かなる事實にして有名なるモンロー主義の宣言は之に基づく、今又墨西哥戰爭に依りて太平洋に通ずる一帶の地を獲得したる結果、地峽橫斷鐵道の建設幷に其自由通行權を保證せんと欲してコロンビヤ國と協商し、更に千八百五十年にはクレー・バルワー條約により、ニクワラガ運河に對する英米兩國の保護權と其地帶とを協定するに至れり。

是に次ぎ玖馬獨立問題、ニューオルレアンスに於ける西班牙人排斥暴動等あり、千八百五十三年（我嘉永六年）には水師提督ペルリ日本を訪問し、千八百五十四年には米加通商條約成り、千八百五十六年には合衆國はクリミヤ戰爭の結了に伴ふ巴里宣言書に其名を列して國際法上の規定に參加し、千八百五十八年（安政五年）にはハリスと幕府との間に日米通商條約締結されたり。

第三　南北戰爭幷に其以後

合衆國政府の創設以來南北戰爭の時の如く、外交上

の危急を告げたるはなかりき、戰爭當初に於ける南北兩部の勢力は殆んど相半ばし、勝敗の數未だ遽かに知り難きものありしと雖も、其內訌の繼續するに於ては結果の必らずしも測知すべからざるもの存したりと云ふを得ず、合衆國に取りては內部の此戰爭以上の危險は寧ろ外交方面に存したりと云はざるべからず、蓋し歐洲諸國は動もすれば之に干渉せんとして其機會を窺ひつゝありしが爲めなり、就中英國政府幷に其上流社會は初めより南部諸州に同情し、南北兩部の融和統一の到底望みなく、奴隷廢止の如きは要するに其附隨問題に過ぎざるものとしたる傾向ありしが、更に之よりも重大の理由は合衆國が貴族政治に反抗して起ちしより國勢次第に隆昌に向へりしは、英國政治社會の不快を感じたる所なると、加ふるに英國の自由貿易政策は南部諸州の勝利に歸するを便としたるに依るものにして、英國は此內亂に依り大共和國の當に南北二國に分裂すべきことを豫想したりと想像するの外なし。

以上の故に依り南部諸州の北部に對する敵對行爲を以て之を一の交戰國と見做すに至りし最初の國は英國にして、佛國及び西班牙亦相踵で之に倣ひしは合衆國に取りて不利益の甚しきものなりき。然のみならず合衆國政府が千八百五十六年の巴里宣言を英佛の兩國に駐在せる自國公使に訓令して、其保證を得んとしたるに對しても、兩國政府は共に確固たる回答を與へざりしに反し、相携へて密かに之が實行を南部諸州に迫るに至れり。兩國政府をして此擧に出でしめしは商業上の必要ありしに因る、千八百六十一年佛帝ナポレオンは英佛露三國連衡の力を以て合衆國に一大打擊を與へんとせしが、露國の不同意によりて此議は成立するに至らざりしも、翌年更に三國干涉を試みんとして、又露國の拒絕する所となりしかば、佛國は英國と提携して二國干涉を進むるに當り、合衆國政府は是れ南北二國交戰の場合にあらずして、內亂に過ぎずと主張し、斷乎として其干涉を拒絕したり、佛國の如上の行動は墨西哥を以て羅甸帝國たらしめんとするの意に基けるものにして、之が爲には合衆國の內部を攪亂し、其敵對を避くると同時に英國の共同乃至中立を必要としたるや疑ひなく、英國は又奴隷廢止は之を好まざるに非れども、爲めに低廉なる棉花を得る能はざるに至るを恐れたると、合衆國政府のモーソル關稅の過酷を忌み佛國に向つて默契する所ありしは明白なる事實なり、合衆國政府は開戰以來二年有餘の間常に歐洲列國の干涉を監視せざるべからざる地位にありたり。

英國政府が合衆國の此內訌に對して容喙するの理由は南部諸州の產出に係る棉花の供給に存し、南部諸州が故らに諸港を封鎖して、其輸出を停止するの策に出

でしは、英國の製造業に打擊を與へ、以て歐洲諸國をして干涉の端緒を啓かしめんとするに在りしが、果然千八百六十二年の夏より秋に亘りて、英國に一大棉花饑饉を招致し、多數の紡績會社は其事業を停止し、五十万の勞働者は公共慈善團體に依頼せざるべからざることゝなりしかば、グラッドストーンの如きも南部諸州は既に一國民として認識せられざるべからざるものにして、南部諸港の封鎖は之と同時に解放し、棉花貿易の復活を講ぜざるべからざることを宣言し、英國の社會は一般に之を是認したるなり、之に依て觀るも當時英國產業社會の窮厄を察すべく、而して其影響は加奈陀・印度及び濠洲に波及して慘狀目も當てられざるものなりき、然るにジョン、ブライトのリンコルンに對する同情と、其米國民に對する暗示は終に紐育より三艘の滾船を艤裝して、之に無慮千二百万弗の食料品を搭載し英國の窮民に贈るの動機となれり、合衆國の國運朝夕を計るべからざる最大危急の秋に當りて、此友恒的擧動は英國の勞働社會が其南北戰爭の爲に、梢口の途を失ひつゝありしに拘らず、大に感謝の意を表したりと雖も、英國の上流社會は依然として內乱と共に國內の奴隷を廢止するに至るの困難と共和國の命脈を粉碎するに至るべきを信せしが、英國の此論調を動かすに至りしものは南軍司令長官リーのアンテイータムよりヴアージニヤに退去したりとの報知が第一の動因なりき。

南北戰爭幷に其以後

千八百六十二年英國は其外交上の干涉よりも更に大なる結果を齎らすべき一大事を演じたり、即ち同國政府が南部諸州の爲に巡洋艦の建造を許し、之に依りて合衆國の商業を紊乱せしめたることこれなり、勿論南部諸州は初めより兵器其他の軍需品の大部分を英國より仰ぎしが、軍艦の建造供給の報を得るや、合衆國政府は嚴に事實の調査を迫りしに英國政府は言を左右に托して應せず、追窮愈々急なるに及び、軍艦は海洋に向て出奔したり、之れ有名なるアラバマ事件の第一步にして、軍艦兵器の英國に於て製造されしは云ふまでもなく、其乘組員は總て英國人を以てし、艦橋には屢々國旗を飜して、到る處奪掠を恣にし、同年內に姉妹艦も落成し、當時世界航業の第二位に在りし米國商船をして海洋に隻影なからしめ、以て自國航業の競爭者を壓迫したるにより、米國の航業は爾來一頓挫して又振はざるの大災厄に遭遇せり、獨り軍艦兵器のみならず、資金の上にも英國は南部諸州に勝なからざる便宜を與へたるは、南部政府が棉花を擔保として募集したる三百万磅の公債の如き、其申込額は九百万磅の巨額に達したるを以て一班を知るべし、此公債に就き駐英公使は英國政府に抗議を提出せしが効を奏せずして終りぬ

千八百六十三年には佛國の造船所に於ても、南部政府の爲に軍艦の注文に應じ、建造後海洋に於て其取引を行ひたり、斯の如く合衆國政府に對して幾多の不利益なる現象續出せしに拘らず、グッチスバーグの大勝は敵の死命を制し、北部諸州の人民の沮喪したる勇氣を恢復せしめたれども、其外交社會に在ては、南部諸州の爲め新に英國に於て建造されつゝありし軍艦が將に工を竣りて海上の役務に服せんとするとの報道に接し危惧措く能はずして、屢々英國外相ラッセルに向て中立法規の違反を責めしも要領を得ず、總理大臣パーマーストーンに迫るに及び、僅かに該艦を英國政府に買ひ上ぐることゝなりて事なきを得たり、之を最後として再び英國の國土内に於て斯る不法行爲は行はれざりき

南北戰爭後第一に合衆國外交家の注意を喚び し事件は墨西哥問題なるが、當時墨國政府は國内の統治宜しきを得ず、千八百六十一年英佛西三國の聯合軍の侵入となり、後佛帝ナポレオンの墨國の領有に意あるを見て英西兩國は其軍隊を撤するに至りしも、佛國は爾來三年間其軍隊を駐屯せしめしにより、合衆國は屢々之に抗議し漸く其軍隊を撤去せしむるを得たり、千八百六十六年には太西洋海底電線の布設、アラスカの購買、千八百六十八年には清國と通商條約の締結を見しが、引續き清國勞働者の太平洋沿岸に流入するもの夥しく

後日其入國を禁止せざるべからざるに至れり、清國との條約に次では玖馬の叛乱、サンドミンゴ合併拒絶等の問題ありき。

千八百六十九年大統領グランドの第二期就任と同時に國務卿に任命されたるハミルトン、フィッシの第一の事業は、南北戰爭以來久しく英米間に結ばれたるアラバマ損害賠償問題なりき、然るに之より先き英國にてはパーマーストーン内閣倒れ、グラッドストン内閣之に代りしが爲め、談判は容易に進捗して、千八百七十一年五月ワシントン條約に依り、英米より各二名、伊太利王、瑞西大統領及びブラジル大統領が各一名を指定せる三名の中立委員より成る仲裁會議に附するに決したり、ワシントン條約は此他に英米兩國の間に未決に附せられたる諸問題を協定したるものなり、同年仲裁會議はゼチバに開かれ、三個條の決定をなし、尚ほ損害賠償として英國は合衆國政府に一千五百五十万弗を支拂ひ局を結びぬ。

吾人は今モンロー主義として有名なる國際上の一宣言を評論し、其起源及び發展に及ばんとす、蓋し其順序よりすればモンロー時代の記事と共にすべきなれども此主義は獨りモンロー一己の懐抱にあらずして、建國以來合衆國の國是として連綿今に及ぶものなるを以てなり。

南北戰爭并に其以後

合衆國第一次の大統領にして米國民が國祖として仰ぐワシントンは、其告別演説に於て北米合衆國の特殊の地位を布衍し、以て舊世界諸國の爲めに其權利を侵害せらるべからざることを宣言したり、更に千八百二十年ジェファソンは西班牙殖民地の獨立に際し、歐洲と亞米利加との政治關係の無変渉なることを明かにせり、ジェファソンの此宣言は大統領の職を去りし後なるも、其在職中千八百八年オルレアンス地方知事に送りし書面は又之と同一意味を含蓄したるものなり、然るにモンローの大統領の地位に就きし前後、佛國の革命に次ぎて、ナポレオン戰爭及び其軍政に依り、歐洲の主權者を震駭せしめ、所謂神聖同盟は千八百十五年露西亞・澳太利及普露西亞の三君主に依りて組織せられ、表面こそ基督教主義の政治を布かんとするにありしものなれ、異目的は正義及び自由の敵として顯はれたるなり、後佛國も亦此同盟に加入し、フエルヂナンド七世の時神聖同盟は其活動の第一着として、佛國の大軍を西班牙に送りて其王位を剝奪し、次で米大陸に於ける西班牙殖民地に及ばんとしたり、而して此間に於て漁夫の利を占めたるは英國の商業にして、英國は直接此同盟に參加せざりしと雖も、間接に同盟國の所置を應援しつゝありしは疑ふべからざる處なり、是に於て時の合衆國大統領モンローは此形勢に對して合衆國の默過すべきものにあらざるを觀取せしが、ジェファソン及びマヂソンの兩前大統領も合衆國の國際上の地位を明瞭にすべき宣言の必要を思ひ、共にモンローに忠告する所ありしかば、彼は千八百二十三年十二月二日議會に致せる敎書に於て、第一、合衆國は自國の權利及び利權を擁護せんが爲めに、亞米利加大陸の自由と獨立とを保證し、將來歐洲列國の殖民地を創設せしめざるべしと述べて、南北亞米利加に於ける歐洲の新殖民地を拒絶し、第二、西半球に對する神聖同盟の勢力を否認したるものなり、神聖同盟は其後殆んど爲す所なくして消滅せしが、モンローの右の宣言は合衆國の國是として存續し、千八百二十六年にはパナマ會議に於て亞米利加大陸の獨立國に依りて攻守同盟を作らんとし、又大統領ポルクはユカタンに此原則を適用せんとして、共に實行するに至らざりしも、其主義は合衆國外交上の原則として依然命脈を保ちたり、獨り千八百五十年のクレートンバルワー條約は此範圍外に屬するも當時の事情地峽運河を開鑿せんとせば第一に英國の資金に依頼せざるべからざると、第二、英國の地峽に對する勢力と利害とは之を除外せんとして除外すべからざりしものありしとに由る、千八百六十年墨西哥に對して此主義を適用し、千八百七十年には玖馬に對して適用したり、下つて千八百八十年レセップの計畫せる

パナマ運河會社の成立するや、大統領ヘースは同年三月八日議會に敎書を與へて之に反對すると同時に、駐佛米國公使をして佛國政府に抗議を申込ましめ、此計畫が佛人の經營する所なれども、佛國政府の容も關知せざるものなるを確かむるを得たり、合衆國は更に進んで英國がクレートンパルワー條約締結後合衆國との協約を無視して、獨力其權力を運河地帶に用ひしを責め、條約の改正を促し、合衆國單獨の保護權を承認せしめてモンロー主義の通商範圍を擴張し、大統領クリーブランドは千八百八十四年ニカラガ政府と運河條約を聲結して合衆國の開鑿權を保證せしめ、千八百九十四年ヴェネジュエラ境界問題に之を適用し、千八百九十九年ヘーグ平和會議に於て、合衆國委員は更に四個條の之に關する宣言を爲したり。

大統領マッキンレーとなるに及び、合衆國の外交は稍異彩を放つに至れり、マッキンレーの治下に於て吾人の特筆に値する一事は千八百九十八年の米西戰爭にして玖馬は久しく國內紛亂して綱紀擧らず、西班牙政府との葛藤は益々內治の荒廢を來し其虐政に對する反抗の聲は漸く世界の耳目を惹くに至り、合衆國政府が之に容喙するに及びしは大統領クリーブランドの時代に發したるものにして、千八百九十七年マッキンレーの白館に入るに當り第一に其處理を待ちしものは實に此問題なりしなり、之を以てマッキンレーは駐西公使を通じて西班牙政府に玖馬の秩序を恢復せんことを迫りしに、西班牙政府は合衆國の提議を容れて玖馬に自治を施き且つ其軍政を撤廢すべきことを約せしを以て同年末議會に與へたる敎書に於て一旦西班牙に對する高壓手段を弛めしも、十二月二十四日政府は自ら卒先して玖馬に對する救助金を募り、翌年に入りては直に戰爭の準備に著手したり、偶々駐米西班牙公使のマッキンレーの政策を非難する私書の摘發されし爲め、合衆國の態度は一變し、二月十四日蒼皇軍艦メーン號を玖馬に派せり、然るに同艦がハヴアナ港に入ると同時に沈沒の災に罹り、二百六十六名の乘組員は之がために命を殞せしかば、忽ち兩國の問題は此点に集中し、往復數回して尙は其回答の意に滿たざるものありしにより、四月二十日兩國の外交關係は斷絕して戰爭開始されたり、開戰後西班牙は脆くも米軍の爲めに敗を取り、其海軍力の大部分を失ひ、比律賓亦陷落するに至りしかば、七月廿六日西班牙より和議を求め、八月十二日兩國全權委員は巴里に會して條約を協定せしが其調印を見たるは十二月十日にして、批准交換は翌年四月十一日を以て行はれたり、此條約の結果として西班牙は合衆國に西印度諸島及び比律賓群島を讓與し、合衆國は比律賓に對する代價として、二千万弗を支拂ひ

局を結びぬ、千九百年には支那人排斥法案議會を通過し法律となれり。

是より先き多年の宿題たりし布哇問題は再燃し、千八百九十七年六月の條約に依り其決行を見んとせしかば、布哇に多大の利害關係を有する日本政府は之に抗議を提起し、合衆國政府も亦翌年四月前記の如く西班牙と開戰せし爲め、合併案は暫らく元老院に停滯せしが、戰爭の終結と共に更に議會に該案を提出し、千八百九十八年七月明治三十一年を以て法律となり、日本政府の抗議は無効に歸したり。

又日米條約の改正されたるも此時代のことに屬す、即ち千八百九十四年（明治二十七年）大統領クリーブランドの時、國務卿グレシャムと栗野公使との協商によりて成りたるなり。

第四　今世紀の外交

前項に記述したるが如く、マッキンレーの對外政策は少なくとも合衆國の外交方針が消極的より積極的態度に一轉歩したることを示す、前世紀に於ける其外交を支配したる重なる信條は國內產業の增進なりき、勿論合衆國は建國以來歐洲に對する特殊の歷史的關係より、政治上の獨立を保たんとしたるは明かなるが、此外面的事情の根底を作りしものは、即ち國民の經濟的

慾望を滿足せしむるに存したるなり、然るに今世紀に入るに及んでは國民の此經濟的慾望は畧ぼ滿足せられ更に外部に向て發展せんとするの端緒を求むるに至れり、是れ其外交上に於て從來よりも積極的方針を取るに至りし所以にして、產業上より觀察すれば國內の農工業の發達は外部に向て其の販路を擴張せんとするの策に出づるに及びしものと稱するを得、故にマッキンレーの國際的政策は合衆國外交の一轉機を劃すものなると同時に、更に其新紀元を產むべき過渡期にして、過去の整理時代なると共に將來に對する準備時代なりしと云ふべし。

如上の時期を經過し、次に現れたる大統領ルーズベルトは其就任の第一着にパナマ運河の開築權を獲得するに努力し、千九百一年十二月運河の監督權に關する英國との條約を批准し、運河開鑿委員會規則は翌年六月に制定せられたり、然るにコロンビヤ共和國は運河條約の批准を遲延し、合衆國は其條約上の權利を遂行する能はざりしが、千九百三年十一月パナマに革命を生せし爲め、合衆國は直ちにパナマ共和國の獨立を承認し、千九百四年二月を以て運河地帶の統治權を全く其掌中に握るに至れり、千九百五年に於てはルーズベルトは日露戰爭に對する平和の仲介者となり、同年八月日露兩國の全權委員はポーツマスに會し、歷史上最

も意味深き此戰爭の終結を告げしめたり、其他の小事變としてはヴエネジユエラ問題、アラスカ問題、第二ヘーグ平和會議、北清事變の損害賠償金還附、中米共和國仲裁々判等にして、其政治の最終幕に出でし外交事件は日米間に於ける移民の交渉と清國保全に關する妥協なり。

現大統領タフトは前大統領の外交政策を繼承し、特に合衆國の勢力を極東に扶植せんと努力せるは蔽ふべからざる事實なり、其最近に顯れたるものは國務卿ノックスが門戶開放、機會均等を理由とし、滿洲鐵道を國際的シンヂゲート管掌の下に置かしめんと欲し、之れを日露清三國に提議せしことなり、然るに三國共

國務卿ノックス氏

此提議を拒絕したるに依り、勢ひ水泡に歸せざるを得ざりしと雖も、其極東政策は近き將來に於て如何なる形体を以て再現せんか、是れ吾人の注意を怠るべからざる所なり。

合衆國外交の概略は上述の如くなるが、茲に特に附記するの要あるは日米の關係之れなり、抑もペルリが

（本編第十一頁參照參照）

雨國々交の端緒を啓きし以來、合衆國の官憲幷に國民は常に日本の誠實なる顧問、慰撫奬勵を怠らざる親友となり、彼の列國が東洋未開國と同一視して、其國力を恃み傍若無人の振舞に出でたる時に、獨り正義人道の旗を飜して我國民を擁護したり、例之ば彼のハリスが外交智識の皆無なりし幕府當局者と所謂安政の通商條約を締結するに當り、專ら日本の利益を考料して、其關稅率を定めたるが如き（其條約中領事裁判權の項に至りてはハリスは國務卿マーシーの訓令に依り良心を扞げて之を挿入したるなり、又マーシーに在りても其不當を認めざるにあらざりしも、東洋諸國との條約慣例上之を設けざれば元老院の批准を全ふし得べからざりしを懸念したるに基づく）、千八百七十八年（明治十一年）日本が第二回目の條約改正を試みたる際、合衆國公使ビンカムは從來提携しつゝありし歐洲列國との關係を絕ち、我國の要求の正當なる旨を聲明したるが如き、翌年グランド將軍が日本に遊びし時、其前途に祝き勸言と奬勵とを惜まざりしが如き、又當時虎疫の

猖獗を極めたるに拘らず、暴慢にして人道を顧みざる英獨其他の公使は我檢疫規則を無視し其船舶をして自由に航通せしめしが、將軍は偶々一獨逸船の擧動を目撃し、歐洲外交家の不法を憤り、日本は正に此の如き船舶を擊沈して可なりと公言し、後合衆國公使も亦其頃の狀況を本國政府に報告して、等しく列國公使の非人道的行爲を非難したるが如き、僅かに其一部分を示すに過ぎず、若し夫れ此他の實例に至りては限りある紙面の到底盡す所にあらず。

然るに千八百九十四年我國が第五回目の條約改正を企つるや、第一に之を締結したるは從來親交ある合衆國にあらずして英國なりき、而かも日米條約には日本移民に關する但書を附加し、且つ後元老院に於て批准の際該條約終了期限に就き變更をなしたるが、我政府は是等の不利益を認識せざりしにはあらざれども、一には機會を失せんことを恐れ、又一には合衆國の日本に對する友誼を願み、何の抗議をも提起せずして之を交換せり、千八百九十七年合衆國の布哇合併に就き日本は抗議を提起したるも、合衆國は之を卻け翌年其目的を遂行し、我國をして承認するの已むを得ざるに出でしめたり、斯くて後日露戰爭に於て大統領ルーズベルトは仲介者となり之を調停せしが、日本國民は其平和條約に滿足せず、言論に於てのみならず、暴擧にさへ出でゝ時の政府當局者の反省を求めしも、其運動は終に無効に歸し、俗に所謂泣寢入りとなりぬ、次で桑港學童問題起りしに、徒らに喧囂を極めたる結果、如何なる因緣ありてか、日本人の條約上享有せる權利を無視せる布哇移民禁止法と交換し落着したり、然るにルーズベルトは之れを以て滿足せず、尙ほ日本政府に迫りて勞働者の渡來を全然禁止せしむるに至れり、是れ彼の支那人渡航禁止法を複寫したるものに他ならず斯くしてルーズベルトは數年間計畫したる對日本人策を成就し、更らに極東に於て其勢力を扶植する一準備として、日本と協商し清國保全條約を締結し、其任期の滿了と共に亞非利加に向ひぬ、之に依りて觀るに近代に於ては合衆國が從來日本に寄せたる友情なるものは消滅して、之に代ふるに自國の利益の爲めには日本の損害の如きは毫も顧みざるの政策を以てせる姿なりルーズベルトを繼げるタフト內閣の國務卿ノックスが假令失敗したりとは云へ、滿洲鐵道に關する提議を起したるは其最も明かなる且つ最も新らしきものと云ふべし、而して今後合衆國が日本に對して如何なる行動に出づるや、又多年屈從したる日本政府は之に對して如何なる處置を執るやは疑問に屬す。

第四章　教化

第一　宗教

合衆國民の信仰的生活は歐洲に於ける十七世紀の宗教上の大混亂と共に、米大陸に向て其初期の民を排泄するに至りし時に始まれるが如く、其根底や深く且つ大なるものなり、斯の如くして歐洲より輸入せる新教の諸派は、第一期殖民時代に南西部地方に位せし新西班牙、北部地方に創建せられたる新佛蘭西の羅馬教會の內部に改革を起する動因となり、從來の羅馬教會の面目を一新せしむるに至れり、新教諸派の教徒は多く英國殖民地に居住し、各地方的に獨立して將來の發達を講ずるの策に出でたり、清教徒は確立教會の內外に於ける殖民の間に勢力を及ぼせしが、ヴアージニヤ州に於てはクロンウエル時代の騎士流入するや、其勢力は全く壞滅に歸したり、之に反し羅馬教徒の指導の下に殖民せるメリーランドは其人口に於て常に清教徒の爲めに壓倒せらるゝを免れざりき、カロライナ州の如き、又少しく後れてジョルヂヤ州の如きも、メリーランドと同一事情の下に殖民されたるものなるが、第一流の人士は何れも英國教會に屬するの有樣なりき、ロードアイランドは此等と少しく趣を異にせしと雖も、ニューイングランドは概して清教徒の本據を以て目されたる地方にして、最初の五六十年間は純然たる教權政治行はれ、市民權は教會員に限り附與せられたるものなり、星霜の推移するに從ひ此等の殖民は漸次ニューイングランドより他の殖民地內に浸入するに至りしが、斯る場合には彼等は自己と共に清教主義の變形を移植するを常とせり、其結果として顯れたるは中部地方に於ける長老教會振興の媒介となり、南部地方に於ては浸禮教會の發達を促すに至れり、蘭人種の初期の殖民は今日の紐育州の萌芽なるが、彼等の宗教的勢力は甚だ盛ならざりき、英國が殖民地の全權を握るに先ち、紐育州は早く諸宗派混亂の中心として認められ、ニュージャーシー及ひペンシルバニア州はクエーカー教徒の殖民地として知られたる地方なり、彼等は夙に其政權を喪失するに至りしも、社會上の勢力としては依然首位を占めたり。

殖民時代に於て清教徒の勢力はニューイングランド地方を風靡するの慨ありしに拘らず、確立教會は南部の殖民地に向て、其勢力を及ぼさんとせしが、其結果に至りては彼此霄壤の差ありき、南北兩部は夙に各教派の其覇權を掌握せんとして努力せし地方なるが、中部に至ては群雄割據の姿にして、其教勢は何れも一消一長の狀態を保ち、同地方に於ける英國の諸宗派は更

に佛國より渡來せるユグノー、獨逸より輸入せるバラチス・サルツブルグルス・モラヴイアンス・蘇格蘭を根據とせるカベナンタース及びスコッチ、アイリッシ長老教會等に依りて益々雜駁の分子を加ふるに至りぬ此等の移民はカロライナ・ジョルジア等の各地に分散せしが、其焦點はアッパラチアン高地なりき、而して右の各宗派の錯雜紛淆したる中部地方は爾來其發々たる發達に於て全國の模範たるに至れり、殖民地創建後百二三十年間は一般人民をして自然物質的に傾かしめ宗教的信念に至ては漸次衰勢に趨くの兆候を呈するに及びしも、殖民事業の進步すると同時に、先づ印度人を改宗せしむるの必要を生じ、彼等に對する傳道の急務を說くもの社會の各方面に現はるゝに至りしが就中其効果の大なりしはニューイングランドの福音傳道會社の事業なりき、千七百一年英國教會に依りて創立せられたる福音傳道會社の外國部は中部幷に南部殖民地に布教するを以て其主眼としたり。

十八世紀に於ける宗教的經驗中最も矚目するに足るものは千七百四十年半頃の大覺醒なり、此大覺醒以來殖民地の宗教思想は著しく向上し、教會は到る處に新設され、之が會員たるもの亦頓に增加するに至りしが最も其教勢の旺盛を告げたるは中部殖民地に於ける長老教會にして、プリンストン大學の創立は實に此際に成りしものにして、南部地方に於て浸禮教會の其地盤を堅固ならしめたるも亦此時なり、殖民時代の末葉に當りては中部及南部殖民地に於ける長老教會の發達リフォームド教會及ルーテル派教會の確立及び美以教會の勃興等其重もなるものなり。

獨立戰爭は宗教的生活に累を及ぼしたるが爲め、十八世紀末に至りては國民の精神界微々として振はざりしが、幸に第二の大リバイバルは彼等を奮起せしむるの動機となりたり、此リバイバルは第一のそれに比較して或は熱情の足らざりしものありしならんも、其影響の大なりし迄は決して前者に劣らざりしのみか却て大に優れるものありき、第二の復興運動も第一と等しく中部及南部の既設宗派が其宗派內に生じたる進步主義に對する反抗より生じたるものなり、之と揆を一にしてニューイングランドに於ても其傳統的組合派中よりユニテリアン及ユニバーサリストを分離せしめんとして、大運動の出現を見たるなり、十九世紀に入り初期の三十年間は宗教上幷に政治上最も平和なる時代にして各宗派間の論爭の如きも全く其跡を絕ち、外國の傳道事業と內國の傳道事業とは互に相提携し、聖書の頒布は益す好望を呈するに及べり、監督教會及び羅馬教會の合衆國宗教界に重要の地步を占むるに至りしも此時期に現出したる特殊の趨向にして、前者は他教會

よりの轉入に依り、後者は外國移民の流入に依りて、他の宗派に見るべからざる盛況を呈したり、外國に對する大傳道、西部地方に於ける内國傳道、各地に於ける神學校の設立、黒人幷に印度人に對する布教、奴隷買買に對する反抗、禁酒運動の勃興等亦前世紀の初頭に其源流を發せしものなり。

千八百三十年より千八百六十年に至る間の三十年は合衆國宗教上の整理時代にして、各宗派互に其分離を避け、信仰個條及び教會政治の相接近せるものと勤めて合同し、而して一宗派を經理せんが爲めに各其本部を設き、且つ其教會歴史を熱心に支持するに至りし等、宗派の擴張と共に自派の勢力扶殖に力を用ふるに至りしにより、一般に新教は舊教に對して強烈なる敵愾心を抱くに及び、其餘勢往々政治界にまで侵入し、特に奴隷問題に於て各々黨を

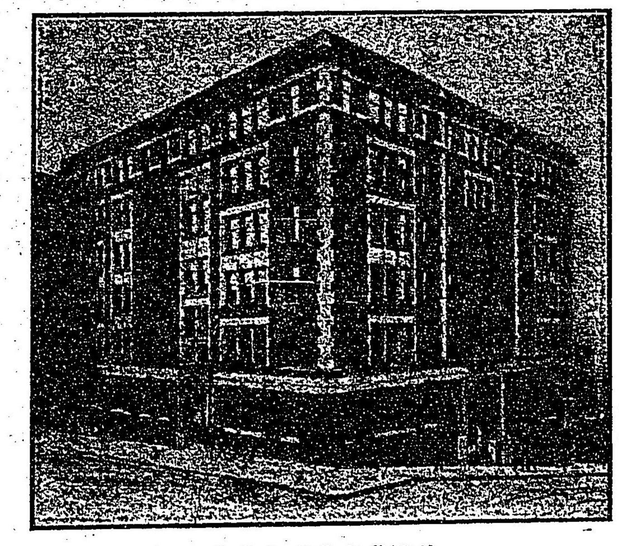

作すの有様を呈したり、南北戰爭に際しては宗教家は軍隊と死生を共にし、其志氣を鼓舞するに努めしが、奴隷廢止後戰時互に反目したる宗派間に於ても、再び一致の歩調を取り更に合同の趨勢を招致するに至れり。

南北戰爭前の大リバイバルは各教會の信仰を大に刺激する所ありしが、更に千八百七十年より千八百八十年に至る第三次リバイバルを速かならしむるの原因を爲したり、此運動の結果として、各派の信條、宗教的儀式幷に其特色は各々之を採守して濫らざりしと雖も異宗派間に於ける眞誠の融合を形作る上に一歩を進むるに至れり、斯る傾向は福音同盟會、基督教青年會等の如き團体に依りて、一層確然たる潮流となり、最近二三十年間に及び、種々の青年團体頻々興起せしが、尚ほ過去半世紀間に看過す

べからざる一の事項は正統派に對する非正統派勃興の機運を促したることなり、因に云ふ基督教育年會は今や大團体となり、全國の重もなる都市には其會館を設立して、專ら青年の宗教的感化幷に教育に盡力し、館内に會堂、商工業語學等の學校及び游泳其他の遊戲場又は地方によりては寄宿所を設置せるのみならず、館外の事業として勞働者の教育、貧民窟の傳道等を爲せり。

左に最近の調査に係る合衆國に於ける宗教及び宗派の統計表を掲ぐ、内加特力教に關する分は受洗者の總てを其信者として計算せるを以て、十歳以下の兒女を信者中より控除する他の多くの場合と比較せんとせば其總數の一割五分を除去すべし、又日本人佛教信者の數は單に青年會員のみを擧げたるものゝ如し。

宗派別	教師數	教會數	會員數
アドヴェンチスト	一、一一二	二、四六九	八九、〇八一
浸禮	四〇、三五三	五五、二二六	五四三、〇七四
ダンカード、ブレズレン	二、二四六	一、一五五	九八、一九四
プリマス、ブレズレン	…	四〇三	一〇、五六六
リバー、ブレズレン	二一〇	一〇二	四、八四七
佛教（支那人）	一四	六二	…
佛教（日本人）	一四	一二	三、一六五
加特力アポストリック	三三	二四	四、九二七
東加特力（希臘教）	一二〇	四八四	一四九、四九五
西加特力（羅馬教）	一二、一二三	一二、九五二	一二、一七、四〇六
クリスタデルフィアン	…	七〇	一四二
クリスチャン派	一、〇一一	一、三七九	八五、七一七
クリスチャン和特力（ドーウイ）	三五	一七	五、八五四
クリスチャン、サイエンス	一、三三六	六六八	八五、〇九六
クリスチャン、ユニオン	二九五	二一七	一三、九〇五
神の教會	四八二	五一八	二四、三五六
活神	一〇一	六八	四、二八六
新エルサレム	一三四	一四七	七、二〇九
コンミュニスト會	…	二二	二、二七二
組合	六、〇二六	六、〇二二	七二、五五三
基督の使徒	八、五三四	一三、六七二	一、四三二、三八三
エパンセリカル	一、四九六	二、六五八	一七七、四一六
信仰會	二四一	一四六	九、五七二
自由基督教シオン	二〇	一五	一、八三五
友愛	一、三九五	一、〇九七	一八、五二七
神殿の友	三	三	三七六
獨逸エパンセリカル新教	五九	六六	三四、七〇四
獨逸エパンセリカルシノッド	九八五	一、二六九	二三八、八〇五
猶太教	一、〇八四	一、七六九	一四三、〇〇〇
モルモン	一、七七四	一、一八四	二六五、二九六
ルーテル派	八、一九九	一三、二五六	二、〇八二、七六六
瑞典エパンセリカル	四九五	四〇八	二七、七二二
メノナイト	一、〇〇六	六〇四	五四、七九八
メソヂスト	四二、七九一	六一、九四〇	六、八二五、九七一
モラヴイアン	一三六	一三四	一八、二一四
無宗派信聖者	五〇	二〇四	六、二一四
ペンテコステ	六九〇	二六〇	一三、一二〇
長老	一二、八〇〇	一六、一四七	一、八〇七、五六四

監督	五、二八七	七、七二八	八九五、八一二
リフオームド	二、〇四七	二、六二六	四三七、五〇一
救世軍	三、三八五	九〇九	二七、二八六
シユエンクフエルゲアン	六	八	八二七
ソシアル、プレズレン	一五	一七	一、二六二
倫理訓練會	一〇	五	二、二二八
スピリチユアリスト	一八五	四五五	三五、〇五六
靈智會	…	八五	二、六〇〇
ユニテリアン	五四一	四六一	七〇、五四二
聯合プレズレン	四、六九七	四、六九七	三〇〇、六九九
ユニバーサリスト	七二四	四八六	五三、〇一二
獨立諸派	二六七	八七九	四八、六三三
計	一五六、一〇七	二二五、一八五	三三、八九七、五〇七

尙は第十二回萬國日曜日學校大會の調査に依れば、合衆國に於ける日曜日學校の數は十四万五百十九、教師百四十五万千八百五十五人、生徒千百三十二万九千二百五十三人なり。

第二　教育

合衆國に於ける國民教育は事實各州政府の管掌する所にして、中央政府は唯稀に之に與るのみ、千七百八十七年の布告は西北部地方の各都市の一部を學校地として、之を賣却し公立學校の維持費に充つべきことを命せしが、州政府の組織せらるゝに至りし後は學校地より生じたる資金を擧げて、教育の目的に供するに至れり、是と同樣の特典は千八百四十一年、千八百四十九年及び千八百六十年に於て其他の聯邦諸州にも與へられ、該條例の制定後千九百年に至るまで、之が爲めに頒與したる土地は約八千六百エーカーなり、此他千八百三十六年國庫の剩餘金を數州に分與せる、が其内大部分は教育補助費に充て、千八百六十二年モーワル條例は農業科、機械科及び軍事科を設置せる大學に對し校地を增與することゝなりたるを以て、州立大學の多數は此恩典に浴することゝなれり、千八百六十七年中央政府は教育局を置き、教育に關する統計及び報告等を作製せしむるに至りぬ。

小學校の監督に三種あり、第一は區制にして各學校の監督權は、學校所在地方の人民に依りて選擧されたる委員會の掌握する所なり、第二は市制にして都市の範圍内に於ける各學校は一委員會の支配する所、第三は郡制にして其全郡内に存在する學校は該郡學務委員會の管理する所なり、各州は右三種の内一を採用せるが、最も多きは郡制にして三十三州に實施さる、又學校の設置相踵ぐに及び、州の之に對する監督の忽にすべからざるを發見し、紐育州は千八百十二年に學校監督を置き爾餘の各州亦た之に倣ひ今日は一般に州監督を有するに至れり、尙ほ各州には概ね教育課を有し、學校資金を管理する外、教員の進退黜陟も直接其決す

る所となれり、教育費の賦課法は各州等しからず、或州の如きは學校費の四分の三を州税として徴集し、南部幷に西部諸州に在ては更に之よりも多額の州税を課し北中部及北太西洋沿岸諸州は多く地方税に其財源を仰ぎ、マサチユーセット州は州税の賦課額一定せず。

小學校の上に高等學校あり、されど高等學校の勃興前合衆國は既にアカデミーの制度を有したり、アカデミーは小學校とカレッヂとを併置せるものにして英國の教育制度を輸入したる結果なり、而して其多數は個人の寄附金に依りて成立せる上に、州よりも多大の補助を受けたるが、大部分は其後カレッヂとなり、更にユニバーシチーに發達するに至れり、アカデミーは初め女子に高等教育を授くるを以て目的としたるものにして、往時の小學校及びカレッヂよりも、其教授する所は主として古典類なりし爲め、アカデミーを經て高等の學課を研究せんとするものを生じ、其卒業生にして更に轉じてカレッヂに入る者少なからざりき、

今の高等學校は十九世紀の初め從來の高等普通教育を一層實用的ならしむると同時に州の監督に便せんが爲めに設立せられしものにして、其濫觴は千八百廿一年ボストンに開創せし古典英語學校に存し、後之を高等英語學校と呼びたり、高等學校は今や各州の重もなる市町に設立せられ、紐育・メーリーランド・ウイスコンシン・ミチソタ及びカリフオルニア等の諸州に於ては州法に依て之を支配せるが、其他は多く各地方に其維持管理を一任せり、高等學校を有する地方は小學校と同一區域内に設立するを普通とし、ニューイングランド諸州に於ては市制度の下に、メリーランド・南部及西部の兩三州に於ては郡制度の下に支配さるれど、又單に高等學校地方組合と稱する團体の下に管理さるゝものもあり、此第三の場合に在りては特に之を監督する委員會を組織せるが、第一第二の場合にありては小學校と同一管理者の手に屬す。

小學校教員は少なくとも師範學校程度の教育あるを要し、其地方教育制度に從ひ州又は市郡教育課の出す教員免許狀若しくは證明書を受けたるものならざるべからず、高等學校教師は多く大學教育科卒業生にして試驗又は認定により免許狀を得たるものなり。

合衆國にては所謂大學に二あり、即ちカレッヂ及びユニバーシチーこれなり、カレッヂは初め歐洲のそれに摸して設立せられたるものなるが故に、當時は歐洲の同種類の學校と何等の異なる所なかりしが、年所を經るに從ひ彼此の懸隔は漸く甚しくなれり、ハーヴアードは合衆國のカレッヂ中最古のものにして、千六百三十六年に創立されたり、次でウイリアム及メーリーは同九十三年に、エールは千七百一年に設立され、何

れも同種類の學校なりき、十八世紀に入り此種の學校は二十一の增設を告げ、更に千八百年より千九百年に至る間には四百八十校の多きに達せり、カレッヂは由來自由教育所として神學校若くは其他の高等專門學校に入るべき豫備校にして、其監督財政はハーヴアード及びエールの二校は永久的自立團体の下に置かれ、學生の授業料幷に個人の寄附金に依りて成立せるが、凡て初期のカレッヂは謂ふに及ばず、其後設立せられしものも大部分は或宗派の補助監督を受け、校長幷に評議員は學校の屬する教會の所屬員より成れり。

初期のカレッヂに生じたる變化の最も大なるものは學生の自由研究の範圍の擴張されたることにして、第二次教育機關の發達は又勢ひカレッヂの進歩を促す原因となれり、蓋し從來カレッヂにて爲したりし事業の大部分が新設の高等學校に依りて蠶食せらるゝに至りしを以てなり、カレッヂの分科が法・醫及び神學科等の數種に限らず、其他種々の分科を見るに至りしも、此時代より除々に行はれたる所にして、斯る傾向と共に各カレッヂは州の補助監督の下に屬するに至り、其風潮は西部及び南部に於て最も顯著なるものありたり、之と前後してカレッヂの多數の成立當時に於ける宗派上の關係漸次消滅するに及べり、抑もカレッヂの本色は自由教育に存せしが、星霜の推移するに從ひ各種の專門教育を授くべきユニバーシチーに發達したり、然れども其眞の特質とする研究科の設備不完全にして、ユニバシチーの稱呼を冒しながら充分に其特質を具備せるものは極めて僅少なりき、ユニバシチーとカレッヂとの實質上の區別を設くるは至難の業なるが、此歷史上の變遷に際して見逃すべからざる一事は合衆國に於て其起源最も古く、資金豐富にして設備完全なるものゝ、尚ほ動もすればカレッヂの名稱を冠せるに拘らず、其基礎甚だ鞏固ならず且つ其設備に於て第二流以下の地方學校が、却て公然ユニバーシチーの僭稱を帶ぶることにして、名實の顚倒甚く、べしハーヴアード・エールの如きは夙にユニバーシチーとして設備の完成せるものありと雖も、カレッヂの稱呼を棄てたるは尚ほ晩近のことにして、コロンビヤ・プリンストンの如きも亦た之れと同一轍なり。

ユニバーシチーを以て異に各種の專門學科に對する學理の蘊奥を研究する場所として、之に屬すべきものはハーヴアード・エール・コロンビヤ・プリンストン・ミシガン・ジョンスホプキンス・クラーク・ペンシルヴアニア・加州・スタンフオード・シカゴ・コーネル・紐育及び華盛頓府羅馬教大學等なり、此等の多數に於て其研究科に入るものは既に其準備教育を終りたるものなるが故に、更らに其專門科目に就て研鑽を重ね自己の研

究事項を以て生涯の事業とし益す其奥妙に向ひて進むなり、其他の諸ユニバーシチー及びユニバーシチーの稱呼を帶ぶる同種の學校にありては研究科を設置して其稱號を辱しめざるの設備は之を有すと雖も準備的教育の領域を脫せざる正科の教育に重きを措けるを以て研究科が正科の爲めに壓迫を蒙るは勢ひ免るべからざる所ならん。

合衆國の諸大學を以て英國のオックスフオード、ケンブリッヂ等に比較し、若しくは獨逸の諸大學に比較せんことは、其性質上不當の譏を免れざるが、大學の發達史上其初期即ち十八世紀より十九世紀前半頃までは英國大學の感化を蒙り、第二期即ち十九世紀後半より今日に至るまでは獨逸大學の影響を受けたることは蔽ふべからざる事實なり、現に各大學の研究科制度は獨逸大學の組織に則るものなるが、此制度を最も早く實施したるはエールにして之を千八百四十七年に創設し、ハーヴアードは遙に後れて千八百六十七年に實行せり、但し其研究科も各種の分科を設置し組織の完全するに至かしは千八百九十年前後のことなり、故に合衆國の大學が眞に學術の蘊奥を究むるにふさはしき設備を完成するに及びしは寧ろ最近二三十年のことゝ稱するを穩當なりとす。

合衆國には如上の大中小の學校の他に各種の目的に向て設立されたる公私の學校數十万あり、左に千九百九年に於ける全國學校統計表を掲ぐ。

校種	公立學校生徒數	私立學校生徒數	小計
小學校	一六、二九二、五〇六	一、三〇、八〇五	一七、五二二、三一一
高等學校及アカデミー	七九〇、九一二	一六三、八〇八	九五四、七二〇
大學	六〇、二五八	一〇二、六六〇	一六二、九一八
專門學校	一二、一一〇	五二、六五四	六四、七六四
師範學校	六四、〇六六	七、八〇一	七一、八六七
市立夜學校	三五七、九二三	…	三五七、九二三
商業學校	…	一五四、九六三	一五四、九六三
感化院	三六、九〇八	…	三六、九〇八
聾唖學校	一一、二三六	五四三	一二、七七九
盲學校	四、三四〇	…	四、三四〇
低能兒學校	一七、二二五	八七五	一八、一〇〇
國立印度人學校	三〇、六三九	…	三〇、六三九
國立アラスカ土人學校	三、〇六八	…	三、〇六八
アラスカ市町立小學校	約五、〇〇〇	…	約五、〇〇〇
孤兒院及び貧民學校	… 約一五、〇〇〇		約一五、〇〇〇
幼稚園	… 約一〇五、九三二		約一〇五、九三二
美術音樂等の雜種	… 約五〇、〇〇〇		約五〇、〇〇〇
總計	一七、六八五、七九一	一、八八五、〇四一	一九、五七〇、二三二

右の內專門學校とあるは神・法・醫・齒科・獸醫・看護婦・藥學等を專門とする諸學校を指す。

第五章　産業

第一　農業

合衆國の農産物中其數に於ても將た其地積、價格に於ても第一に位すべきものは穀類、牧草及び牧場に關するものにして、製酪・棉花・蔬菜・果實・烟草等は之に次ぐ、砂糖耕地は其地積こそ僅少なれ、價格の比較的大なるは、其耕地内に製糖所をも併せ有するが爲なり。

種別	個數	地積 合計	地積 耕地	價格
		千万英畝	千万英畝	千万弗
牧草穀類	一、三一九、八五六	二一〇	一四六	六、三八〇
蔬菜	一五五、八九八	一〇	五	五四七
果物	八二、一七六	六	三	四四〇
家畜	一、五六四、七一四	三五五	一三四	七、五〇五
酪業	三五七、五七八	四三	二一	一、六九三
烟草	…	九	五	二一五
棉花	一、〇七一、五四五	八九	四五	一、一〇七
米	五、七一七	一	〇·四	一八
砂糖	七、三四四	二	一	一五〇
花禾	六、一五九	〇·〇四	〇·〇三	五二
養樹園	二、〇二九	〇·一	〇·一	一九
雜	一、〇六〇、三六九	一一	四八	二、三八四

（千九百年調査）

如上の種々の農産物は地理的區域に從て分類せらるゝは言を俟たざる所にして、其分配に就て研究するは聯邦の各部に於ける生産の要素を知るの便あるべし。

牧草及び穀類耕地の過半は北中部に存す、由來此地方は耕耘の大に拓けたる所なるが、全國耕地の二割三分を包有するに對して、其三割六分は實に此等牧草又は穀類の耕地なり、西部地方にも此種の耕地多く、其割合は全体の二割九分に達し、牧場は總耕地の二割七分三厘に當れるが、之れ亦た其大部分は北中部に位し、該地方の四割一分七厘を分有するに對して、西部地方には二割八分三厘を占むる割合なり。

製酪場の殆んど二分の一は北部太西洋諸州に散在し全國の農耕地の六分二厘を有する同地方の二割五分三厘即ち此種の農場にして、西部地方之に次ぎ一割一分四厘を算し、北中部諸州は僅かに四分を占むるのみ。

棉花の耕作は全く南部地方に限局せられ、南部太西洋岸に三十三萬二千個所、南中部七十三万六千個所にして、各種耕地の三割四分六厘と四割四分六厘とを形成す、烟草も亦多く南方の産出に依り、南部太平洋岸に四万七千八百二十四個所、北中部と北部太西洋沿岸との中間に一万六千個所を有すれども、西部地方には皆無と云ふべし、又砂糖耕作中甘蔗は南部地方の獨占に屬し、甜菜は西部地方に産す。

蔬菜の耕地は自ら之が消費の大中心に接近したる地

方に集中し、北部太西洋沿岸にあるもの四萬四千個所にして、二分七厘の總耕地中其六分五厘は此種の耕地を以て蔽はる、北中部にては四萬七千の多きに達すれども、此地方の總耕地に對しては僅々二分二厘の比例にして、西部地方一万二千の比例は四分九厘に過ぎず。

果物の大産地は西部地方にして、全國の果物園八万二千個所中二万二千を占め、其一分四種の各種耕地中九分三厘は此種のものなるが、北中部地方は九厘、北部太西洋沿岸は二分九厘なり。

之を要するに牧場及び酪農場は主として北部太西洋沿岸諸州に、牧草及び穀類は北中部に、棉花は南方二十五度以下の地方に其以上の温暖地方に於ては棉花の他穀類・家畜及び烟草等を産出し、西部地方に於ては灌漑の便ある地方は耕作種類も多様なれども、乾燥及び半乾燥地方にては牧畜を以て其主要なる産業とし、北西部に於ては穀類又は牧草を第一とし果物類之に次ぐ。

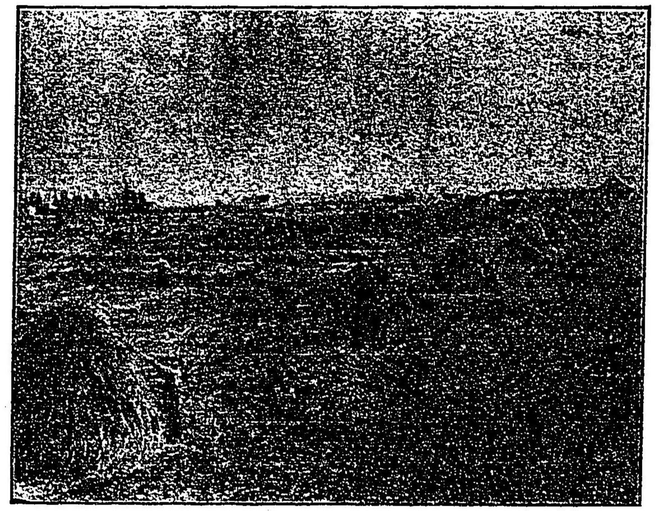

華州スポケーン地方牧草耕作地

第十二回國勢調査報告に依れば、合衆國の農耕地總地積は八億四千百二十万千五百四十六噸にして、内改良を加へたる地積は四億千四百九十九万噸なり、而して之より産出する農産物總價格は四十七億弗以上に達し、内農家の消費高幷に家畜の飼料等の十億弗を控除するも、尚は三十七億弗の殘餘を有す、此額は實に合衆國農民の純收入高を示すものなり、更に其後の農務省調査報告に從へば、千九百二年に於ける全國農産物總價格は四十五億弗、千九百七年には七十四億千二百万弗、千九百八年には七十

八億九千一百万弗、千九百九年には八十七億六千万弗の巨額に達せり。

農産物總價格は以上の如くなるが、全國中何州が最も其産出價格多きかを見るに、前記の國勢調査報告に依れば、アイオワ及びイリノイス兩州は他の諸州に比して嶄然一頭地を抜き、アイオワ州は三億六千五百万弗、イリノイス州は三億四千五百万弗なり、此兩州に次ではテキサス州の二億四千万弗、オハイオ州の二億五千七百万弗、ミゾリー州の二億一千九百万弗、カンサス州の二億一千万弗、ペンシルバニヤ州の二億八百万弗、インヂアナ州の二億四百万弗等なり。

今千九百九年度に於ける重要農産物の收穫高及び價格を擧ぐれば左の如し、內砂糖の收穫高は精製甜菜糖及び粗製甘蔗糖產額の合計にして、價格は砂糖、モラッセス及びシラップの總額なり。（農務省調査）

種別	收穫高	價格
玉蜀黍	二、七七二、三七六千ブッセル	一、六五二、八二二千弗
小麥	七三七、一八九	七三〇、〇四六
燕麥	一、〇〇七、三五三	四〇八、一四七
大麥	一七〇、二八四	九三、九七一
黑麥	三二、二三九	二三、八〇九
蕎麥	一七、四三八	一二、一八〇
亞麻仁	二五、八五六	三九、四六六
米	二四、三六八	一九、三四一
馬鈴薯	三七六、五三七	二〇六、五四五
牧草	六四、九三八千噸	六八九、三四五
砂糖	八六四千斤	九五、〇〇〇
烟草	九四九、三五七千斤	九五、七一九
ハップス		八、〇〇〇
棉花	一〇、〇八八千ベール	...

更に千九百九年一月一日幷に千九百十年同月同日に於ける家畜數及び價格を擧ぐれば。（農務省調査）

種別	年次	頭數	價格
馬	一九〇九年	二〇、六四〇、〇〇〇	一、九七四、〇五二千弗
	一九一〇年	二一、〇四〇、〇〇〇	二、二七六、三六三
騾馬	一九〇九年	四、〇五三、〇〇〇	四三七、〇八二
	一九一〇年	四、一二三、〇〇〇	四九四、〇九五
乳牛	一九〇九年	二一、七二〇、〇〇〇	七〇二、九四五
	一九一〇年	二一、八〇一、〇〇〇	七八〇、三〇八
其他の牛	一九〇九年	四九、三七九、〇〇〇	八六三、七五四
	一九一〇年	四七、二七九、〇〇〇	九一七、四五三
羊	一九〇九年	五六、〇八四、〇〇〇	一九二、六三二
	一九一〇年	五七、二一六、〇〇〇	二三三、六六四
豚	一九〇九年	五四、一四七、〇〇〇	三五四、七九四
	一九一〇年	四七、七八二、〇〇〇	四三六、六〇三

第二　工業

合衆國工業の發達は云ふまでもなく、歐洲の先進國なる英佛獨等よりも比較的新らしきものなり、合衆國の前身たる米國殖民地は久しく所謂母國の商工業禁遏

政策の餘波を受けて、大に國內に於ける製造工業の發達を阻害せられ、其獨立後までも引續き、獨り農業が產業上優秀の地位を占めしは、一は資本の缺乏、市場の狹隘なりしに因ると雖も、又一には未開地方の啓發及び山林の採伐に忙しく、此種の事業の性質として小經費にて多大の利益を收むべきものなるを以て、工業に必要なる巨額の投資より自ら人を遠ざからしめたり第十二回國勢調査報告は此間の消息を漏らして曰く、千八百五十年の頃までは合衆國の工業は店舖若しくは家內に於て、一家族の勞力乃至個人の所有者が徒弟の助力に依りて行はれ現今の工場勞力が賃銀に依りて酬はれ、動力に依て補助せらるゝ制度とは、全然異なれる種類のものなりしと。

斯の如き工業組織の下に於ては資本勞力の集中等の存する理なく、千八百五十年までは今日の所謂大規模の工業なるものなかりき、合衆國が工業國に轉ずるに至りし端緒は英米間の關係の乖離するに及びし千八百十二年の戰爭を以て發し、爾來機織業は頓に合衆國內に發達したり。

千八百三十年より同五十年に至る間に工場制度は長足の進歩を遂げ、千八百五十年にマサチューセット州は、千八百三十年の綿糸紡績機三十四万錘に對し、百二十八万八千錘に增進しぬ、又千八百六十年には鐵・鋼

鐵・皮革等の製造會社も設立せらるゝに至りしが、若し此等の工業にして千八百五十年前に存在せざりしとすれば、同年以後に勃興したるものなることは明白なり。マルホールの統計に依れば、千八百二十年に於ける合衆國工業上の產出價格は二億六千八百万弗にして、千八百四十年には四億六千七百万弗、千八百六十年には十九億七百万弗に激進したり、此最後の數字は佛國及獨逸の工產品價格と畧ぼ匹敵し、獨り英國の之を凌ぐこと著しきありしのみ。

千八百六十年以來合衆國に於ける工業の發達は眞に一個の奇蹟と稱するの値あり、國勢調査報告中より抄記したる左の數字に依りて、其進歩の顯著なる一班を示す。

	一八六〇年	一八八〇年	一九〇〇年
工場數	一四〇、四三三	二五三、八五二	三五五、四一五
役員數	...	...	四六一、〇〇九
勞働者（平均）	一、三一一、二四六	二、七三二、五九五	四、二六一、一三
男工（十六以上）	一、〇四〇、三四九	二、〇一九、〇三五	三、三一七、〇四三
女工（同　上）	二七〇、八九七	五三一、六三九	八〇三、六八六
幼年工（十六以下）	...	...	一、〇三一、六〇九
資本金	一、〇一〇、〇〇〇千弗	二、七九〇、〇〇〇千弗	一二〇、八五五千弗
役員給料	...	...	一六八、五八三千弗
勞働者賃銀	三七九、〇〇〇	一、八九一、〇〇〇	三九二、〇〇〇
男工賃銀	...	...	九、八三五、〇〇〇
	...	...	四〇四、〇〇〇
	...	...	二、三二九、〇〇〇
	...	...	二、〇二一、〇〇〇

女工賃銀	…	二二五、〇〇〇	二八二、〇〇〇
幼年工賃銀	…	一七、〇〇〇	二六、〇〇〇
雜費	…	六三一、〇〇〇	一、〇二八、〇〇〇
原料品價額	一、〇三二、〇〇〇	三、三九七、〇〇〇	五、一六二、〇〇〇	七、三四八、〇〇〇
產出品價額	一、八八六、〇〇〇	五、三七〇、〇〇〇	九、三七二、〇〇〇	一三、〇〇四、〇〇〇

合衆國の工　が如何にして斯く大規模に且つ迅速に發達したるかの問題に就き、國勢調査報告の自問自答する所に依れば、其原因は五あり、第一農業上の富源豐かなること、第二礦業上の富源大なること、第三運輸機關の發達せること、第四各州の商業の自由なること、最後に因襲的保守思想を有せざることなり。

右の原因中第一と第二とは土地及氣候より生じ、其他のあらゆるものよりも重大なり、合衆國は各種の異なれる地味を有すると共に其氣候に於ても熱帶を除き總ての種類を包含せり、緯度の上より見るも其極南は少くも半熱帶の地圖に達し、食物の供給潤澤にして、工業に使用せらるゝ原料品の產出亦廉價なることを知るべし、例へば綿布の材料たる棉花の產出に於て、合衆國は世界の總產出額の五分の四を下らざる地位にあるのみならず、地中の富に於ても等しく侮り難きもの存し、礦業品の種類と數量とは實に驚くべきものなり彼の工業上の生命と稱せらるゝ石炭の產出額は千九百七年の世界の總產出額十億七千八百万噸（メトリック）に對し、合衆國は四億三千万噸を以て各國中其首位を占め、其他銅鐵鉛等に至りても其產出額に於て世界中第一たり、又石油は露國と其產出を競ひ、アルミニユームは佛國のそれと競爭し、合衆國の礦產物は前途益々有望なるを豫言せるのみならず、現在に於ても最も豐富なり、又水力に於ても文明國中合衆國と比肩するに足るものなし、ナイヤガラは云ふまでもなく、ロッキー、アレガニーの山中にも無數の瀑布の利用者を待てるあるを見るべし。

斯く農業及礦業上の富の無限なるに止まらず、其運輸上の便宜に於ても他に多く類例を見るを得ざるものあり、即ち船舶を自由に通航せしめ得べき水路は國內を通じて無慮一万八千哩に及び、運輸上の目的に直接の價値を與ふるのみならず、間接には舟筏の競爭の爲めに鐵道運賃を低廉ならしむるの利益を有す、又鐵道に至ては其建設、運用共に他國人の企及すべからざる天才を應用し、特に其組織的機能は實に人目を奪ふに足るべきものあり、されば其運貨率は歐洲のそれに比して遙かに低きが上に、歐洲人の夢想せざる各種の便を與ふ。

內地の商業の自由なるが爲めに合衆國民の享くる利益の多大なるを主張する米人が、更に他面に於て熱心なる產業の保護者なるを見るは、又頗る興味あること

たるを失はず、世界中其廣袤の尨大なるを以て知られたる合衆國は邦土內に於て商業上絕對的自由の支配を受くるものにして、曾て國務卿ブレーンは建國第二十年の議會に書を送りて曰く、合衆國民は自由貿易の恩惠に浴しつゝあると同時に、其保護政策に依りて歷史上空前の發達と繁榮を實現するを得たりと、蓋し合衆國に於ける宏大の市場と迅速に增加して止まざる人口とは、保護政策より生ずる危險、競爭より來る障礙幷に商業の自由より招かるゝ種々の困難を避くることを得るなり。

次に古來歐洲に傳はれる產業組合は、其傳說と方法とを時代より時代に遞傳し、故らに機械の使用を拒否する傾向を存したることは、今日尙ほ勞働者の一部は之と同樣の陋習を脫し能はざるに徵して知らるゝ所なるが、合衆國に於ては斯る現象は到底起り得ざることなり、且つ四圍の空氣の絕えざる變化と、一の職業より他の職業に轉ずるを毫も意とせざる其工業社會の自由とは世界中他に求むる能はざる所なり、加ふるに其住民は遠く故山を遁して此新世界に渡來し、自己の新たなる運命を開拓するに足る勇氣を具へ、新世帶の苦の如きは毫も念頭に措かざる一騎當千の士なり、合衆國の工業は進步せざらんと欲するも得んや。

左に重なる工業統計を揭ぐ。

種別	年次	工場數	資本額	勞働者數	原料價額	產出價額
食料品業	一九〇〇	四一、一〇〇	九〇〇	三〇一、一七八	二、一九三、二四五	二、八四五、〇〇〇
	一九〇五	四五、七〇〇	一、一七三、三五四			
機織業	一九〇〇	一七、六〇〇	一、〇二二、一四四	一、一六八、一四四	一、六二八、二一四	二、一四四、〇〇〇
	一九〇五	一九、〇〇〇	一、四四〇、一、二五六			
鐵鋼業	一九〇〇	三、八〇〇	九八、三七七	八五、七七四	一八〇、八九三	二一七、〇〇〇
	一九〇五	四、二〇〇	二三、三二一	一、一七九	二、一七六	
木工業	一九〇〇	三五、一〇〇	七三〇	六七二	四八一	一、〇〇九
	一九〇五	三七、七〇〇	一、〇一三	七三五	五一八	一、二一三
皮革業	一九〇〇	五、三〇〇	三二七	三九〇	二九〇	五六九
	一九〇五	四、九〇〇	四四〇	四七一	三九〇	七〇五
製紙印刷業	一九〇〇	二六、六〇〇	五五七	二九七	二二三	六〇五
	一九〇五	三〇、七〇〇	七九八	三五〇	三〇八	八五七
造船業	一九〇〇	五、七〇〇	五一五	八五	九三	三八二
	一九〇五	六、三〇〇	五六九	六八	一三九	五〇一
○化學製品業	一九〇〇	八、八〇〇	一、一三九	一八二	四三七	一、三五五
	一九〇五	九、六〇〇	一、一〇四	二一〇	四九九	一、〇三二
土石業	一九〇〇	一一、五〇〇	三三五	八五	二七〇	
	一九〇五	一〇、七〇〇	五五三	八二	二二三	
金屬業	一九〇〇	五、五〇〇	一七一	四八一	七一〇	
	一九〇五	六、三〇〇	二一一	六四四	九二二	
製烟業	一九〇〇	一四、九〇〇	一一一	九二	二六三	
	一九〇五	一六、八〇〇	一三三	一二六	三三一	
車輛製造業	一九〇〇	八、七〇〇	二九四	二六七	五〇五	
	一九〇五	七、二〇〇	四四七	三三四	六四三	
造船業	一九〇〇	一、一〇〇	七一	四六	七四	
	一九〇五	一、三〇〇	六二一	三七	八二	
雜業	一九〇〇	一二、三〇〇	三〇七	三二一	五六五	
	一九〇五	一三、〇〇〇	四六〇	九四一		
合計	一九〇〇	二〇七、五〇〇	八、九七八	四、七一五	六、五七七	一、四二一
	一九〇五	二一六、二〇〇	一二、八八六	五、四七〇	八、五〇三	一四、八〇二

第三　礦業

合衆國が近世工業の要素たる石炭、鐵及び銅の產出額に於て世界に冠たるは既記の如くなるが統計の示す所に依れば石炭は世界の總產出額の三分の一に當り、

鐵は五分の二、銅は二分の一を占め石油・石炭・鉛・銀及びアルミニユームに在りても等しく各國の之に及ぶものなく、殊に將來の工業界に於て最も有望なりとせらるゝアルミニユームは殆んど合衆國の獨專なるの感あり、尤も金は亞非利加に、亞鉛は獨逸に次ぐと雖も、全体に於て從來世界に知らるゝ鑛物の産出に就ては合衆國の右に出づるものなし、千九百八年の調査に依れば其總價格は約十五億六百万弗を算す。

合衆國内に於ける鑛脈の配置は頗る均一を缺く、今之を金屬と非金屬との二種に大別して觀察するに、非金屬の大部分、就中石炭の産出はアレガニー山麓を主とす、金屬中鐵の産地としてはペンシルバニヤ州最も早く顯れしが、同地の鑛脈は今や其大半を失ひてアラバマ州にも劣り、現今産出の最も盛なるはシュペリオル湖の沿岸なる西部地方なり、又ロッキー山脈一帶よりは金銀鉛乃至銅の産出頗る豊富なり、此等金屬類の大産出地方は概して石炭に缺乏せるが、加州に於ては數年前石油坑の發見によりて僅かに此缺點を補ふを得たり、ロッキー山脈とアレガニー山脈との中間の曠野には鑛物の産出乏しけれども、カンサス州にては石炭の他に第二流の鑛産物たる亞鉛、テキサス州の墨西哥灣附近にては石油を産出し、年々多少の進歩を示せり。

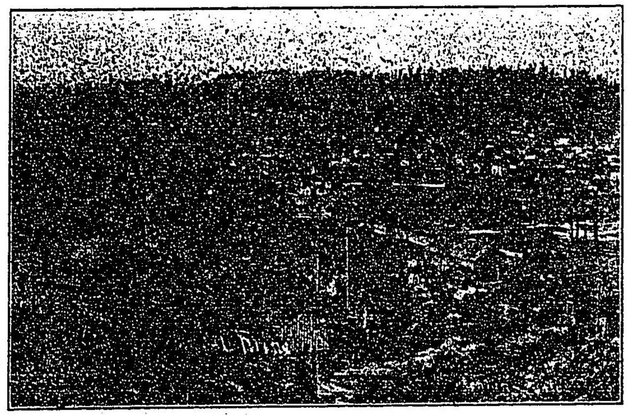

華盛頓州　合衆國の石炭脈は總計二十七万五千方哩の面積を有し、其東端はアッパラシャン炭坑にして、アレガニー山脈に沿ふてペンシルバニヤ州よりアラバマ州に至るまで、オハイオ・メリーランド・南北バージニヤ・ケンタッキー及びテンネッシーの諸州を横斷す、此一脈の包容せる面積は約七万三千方哩なり又インヂアナ・イリノイス丼に西部ケンタッキー州を通じて蜿蜒せる東部内地脈の蔽ふ所は六万方哩ミシガン州に横はる北部内地脈は一万一千方哩、チプラスカ・ミゾーリ・カンサス・アーカンサス及びインヂ

アナ地方を連續せるアイオワ州よりテキサス州に至る西部内地脈は八万九千五百方哩、更に北は加奈陀の境界より、南は墨西哥に至るロッキー脈は四万五千方哩にして、太平洋沿岸に散在せる炭坑は約一千方哩なり此等の坑口に伏在せる富の幾何に達するかは未だ實地に計算したるものあるを聞かざるが、炭質及び炭量の上より見て東部内地脈とアッパラチエン脈とが最も優れたるものなるは知るに難からず。

千九百七年合衆國瀝靑炭産出額の大部分はアッパラジャン坑の産出したる所に係り、無烟炭も亦ペンシルバニヤより出でしもの其總額の七割を分有せり、而して右の瀝靑炭坑中北部四州は最も産出力の盛なる地方にして、ペンシルバニヤ州は一億四千九百万噸、オハイオ州は三千二百万噸、ウエストバージニヤ州は四千七百万噸、メリーランド州は五百万噸を算したり、南部に於てはアラバマ州は一千四百万噸、其中間に横はるバージニヤ・ケンタツキー及びテンネッシーの諸州は四百万噸乃至一千万噸を産出しぬ、東部内地脈中イリノイス州は五千万噸を産し、北部内地脈は僅かにミシガン州に顯れるのみなれども、尙ほ八十万噸に達し、西部内地脈にては一州一百万噸より六百万噸の産額を示せり、ロッキー脈に至りてはコロラド州最も豊富にして一千万噸を算し、ユタ・ニユーメキシコ及びモンタナの諸州は百万噸乃至百五十万噸を出しぬ、太平洋沿岸に於てはカリフオルニヤ州は二万噸、オレゴン州は五万噸に過ぎざりしが、華盛頓州は優に三百万噸を超過したり。

石炭以外の燃料としては、石油及び自然瓦斯を産す、石油に對する需要は增加して已まざるの趨勢なるが、其用途を大別すれば三種あり、第一低廉なる燈火用に充つるは皆人の知る所、第二は石炭の不廉なる地方に於て燃料として代用し、第三は輕便なる機關の原動力に使用するものにして、三種中最も重要なるものなり古代に於てマギは裏海附近の油坑と共に普く人口に膾炙せしが、新大陸の發見以來合衆國も亦礦油の産地として知らるゝに至り石油採取事業に於ては殆んど唯一の場所たるの觀を呈し、ペンシルバニヤ州は重もなる地方として目せられ、二十年前までは世界に供給する石油の三分の二は米國産のものなりき、然るに其後アレガニー及びオハイオの油坑發見せらるゝに當り、露國のバク油坑は非常なる勢を以て突進し來り、終に米油を壓服し、千八百九十八年より千九百二年まで其優勝權を握りしが、同年テキサスの新坑發見せらるゝに及び、合衆國は多年把持したる首位を回復するに至れり、今日米露二國の産油額を合する時は世界の總産出額の殆んど全部を占むると云ふも過言にあらず、即ち

千九百八年に於ける合衆國の產出額は一億六千六百万樽、露國は六千一百万樽にして、其他の諸國の產出額を合するも三千四百万樽を出でず、（一樽とは四十二ギヤロンなり、地質撿査局調査）。

尙ほ合衆國に於ける產額を地方別にすれば、カンサス・オクラホマ第一に位し、カリフオルニヤ・イリノイス・アツパラシアン・テキサス・インヂアナ・オハイオ・ルイジアナ等之に次ぐ、南部の石炭に乏しき地方は石油を以て燃料に供するの風行はれ、現にカリフオルニア州の鐵道の如きは汽關車に之を用ひ、尙ほ合衆國の汽船中にも之に倣ふもの少なからず。

自然瓦斯は其起源及び化學的成分に於て石油と親族的關係を有し、一種の砂礫質の地中には往々之を發見すれども、而も合衆國に於ける如く工業に、家內に若しくは都市の燈火暖爐等に盛に使用するは他に類を見ざる所なり、之が產地にては石油と等しく輸送管を用ひ二百哩の遠距離に向て供給するものさへありて、當初のオハイオ・インヂアナ州等の產地にては略ば之を盡し、新にペンシルバニヤ・ウエストバーヂニヤ等に發見せられしが、其價格の低廉なる爲め、需要は次第に增加する勢なり。

金屬としては數量に於ても、價格に於ても其第一位を占むるものは鐵にして、千九百七年の產出額は總計二千六百十九万三千八百六十三噸此價五億八千七万七千八百九十六弗に上り、英國の一千二十七万噸、獨逸の一千三百四万噸に對して優に數等を擺れども、千九百八年に於ては產業界の不振と共に著しく其額を減少し、其產出額は一千五百八十万噸にして、獨逸は一千百八十万噸、英國は九百万噸を產したり、合衆國鐵鑛中產出の最も豐富なるはミチソタ・ミシガンにしてアラバマ・ペンシルバニヤ之に次ぐ。

銅は又合衆國鑛產物中の要位を占め、晩近電氣事業の發達と共に其需要噸に增加したり、千八百八十三年に於ては世界の總產出額は僅かに二十万噸を產し、內合衆國五万噸、西班牙四万五千噸、智利四万噸の順序なりしが、千九百二年には世界の總產出額は一躍五十三万三千噸に進み、內合衆國の產出額二十七万七千噸、西班牙五万噸、墨西哥四万五千噸を出し、更に千九百七年に至りては總產出額は七十二万三千噸に登り、內合衆國三十九万八千噸、墨西哥六万一千噸、日本四万九千噸を產出し、產額に於て他國の順序は變ずれども合衆國は常に首位を占む、而して其鋼鐵の所在地としては、第一に指をシユペリオア湖地方に屈せざるを得ず、之に次ぎてはロッキー地方特にモンタナは有名にして、此他にはアリゾナ・ユタ・カリフオルニヤ等あれども、尙ほ粗礦の墨西哥・加奈陀・西班牙等より輸入せらるゝ額も尠少ならず。

合衆國は又貴金屬の產額に於ても、世界中重要なる地位に在り、千九百六年に於ける其金銀の產出高は一億三千二百万弗に上らざるものにして、之と比較し得べきは唯亞非利加の一億三千五百万弗を產出したるあるのみ、然れども單に金のみを以てせば亞非利加の一億三千五百万弗に對し、合衆國は九千四百万弗にして濠洲と雖も八千二百万弗を以て合衆國の疊を廢せんと同年に於て三千八百万弗の產出を顯はせしに對し、墨西哥の三千七百万弗を以て第二位を占むるの他、濠洲は遙かに下りて九百万弗を以て第三位にあり、若し夫れ千九百七年に至りては合衆國鑛業の一般に不振を來したる時期にして、金は九千万弗、銀は三千七百万弗に減退せり。

合衆國が貴金屬の產出に於て斯る優勝の地位を領有するに至りしは千八百四十八年カリフオルニヤ金鑛の發見に基くものにして、爾來合衆國は一大貴金屬產出國となり、千八百五十年には五千万弗、千八百六十六年には五千三百万弗に上りしが、其高潮は久しからずして退嬰を示し、千八百七十五年には三千三百万弗に下り、千八百七十八年には五千一百万弗に進みしも千八百八十三年には再び三千万弗に減退し、同年コロラド金鑛の發見が此頹勢より救出して、千八百九十六年には五千三百万弗の舊地位を恢復し、千九百年には七千八百万弗の聲を聞くに及べり。

又銀は十九世紀の半ばには辛ふじて五万弗を產出せしに止まりしが、後カリフオルニヤ州に於ける大發見に次ぎ、ロッキー山中の大銀鑛發見せらるゝに及びし爲め、銀鑛の高低に依り其價額に於ては時に盛衰なきに非ざりしも、數量に於ては當に大速力を以て增進するに至りしかば、市價の漸衰は勢ひ之を免れざりしを以て、千八百七十八年政府は購銀條例を制定して此趨勢を抑止せんとせしも其効なく、大統領クリーブランドに至りて終に右の法律を停止するに決せしかば、銀貨の暴落は一時經濟界の不安を招致したりしも、其產額は依然として衰へず、千八百八十年には三千三百万弗を、千九百年には二千五百万弗を產出し、千九百八年には二千七百万弗に止れり。

非金屬類

種別	一九〇八年 產出高	一九〇八年 價格	一九〇九年 產出高	一九〇九年 價格
石炭（瀝靑）	三三七、九二九千噸	三八七、六七八千弗	三六〇、七六千噸	四一四、四四八千弗
石炭（無烟）	八〇、三二九	一五九、一二二	七七、〇九九	一五三、七五七
粗鐵	三三、七八九	六〇、八二	五三、〇三三	九五、四六〇
石灰石	九、五六三	四、七二〇	一四、〇七〇	七、三二六
石油	一八四、七二一千タル	一三六、三四七	一八〇、七一七千タル	一三三、八六四

金屬類

亞鉛	二一〇	千噸	一九、八九七	千弗	二九、六六〇 千弗
鉄鉱	一五、九三六	千噸	二六七、五四〇	千噸	二五、七二一 四三七、一〇一
鉛	三一、八	ピン	二六、七八五	ピン	三七四 三二、〇一一
水銀	一七、〇〇〇	千斤	八〇五	ピン	二〇、〇〇〇 千斤 九二六
鋼	九四八、一九六	千トンス	一二七、四三八	千トンス	一、〇九八、二八七 一四六、四五六
金	四、六五九		九四、六五〇		…… ……
銀	五一、七九八		二七、三八二		…… 九六、五〇〇

第四　漁業

合衆國の漁業は其殖民時代に於て、ニューイングランドに起りしを以て最初とし、英國が其漁業區域を制限するまでは自由に近海に於て漁獵したるものにして當時既に其發達の大に見るべきものありき、英國政府の如上の束縛に次ぎ、千七百七十五年の革命戰爭が斯業の上に蒙らせし損害も亦莫大なりしが、此時代に在りては、科學的智識の尚ほ幼稚なりし爲め、濫漁の結果往々魚族を驅逐し去るが如きことを免れざりしも、軼近漁業規則の制定せられて以來、此弊大に矯正せらるゝに至りしのみならず、合衆國漁業局は人工孵卵場、養魚研究所を設立して斯業の發達を奬勵せり、合衆國漁業の中心点は太西、太平兩洋・墨西哥灣・大湖・ミシシッピー河沿岸諸州及びアラスカ等にして、漁業局の調査に係る千八百八十年より千九百六年に至る漁業統計表を示せば左の如し。

年次	漁業者數	投資額	產出價額
一八八〇年	一三一、二四六	三七、九五五、三四九 弗	四二、七四〇、一六三 弗
一八九〇年	一六三、三四八	四三、六〇二、一二三	四四、二七七、五一四
一九〇〇年	二二三、〇〇〇	七二、六〇〇、〇〇〇	四六、五〇〇、〇〇〇
一九〇六年	二一九、一四〇	九三、八七四、二六九	五九、九七七、三二九

尙ほ同局最近調査の地方別に依れば

地方別	漁船數	噸數	漁者數	投資額	產出價格
南部太西洋諸州	五二六	五、七四〇	二三、四五二	二、九九一 千弗	二、八三九 千弗
墨西哥灣諸州	七一四	九、二二一	一八、〇二九	四、七〇七	三、四九四
中部太西洋諸州	三、五八三	五四、五四〇	八三、一〇三	二六、六七三	一八、九六三
ニューイングランド諸州	一、四四七	四五、六六八	三七、三二九	二三、五三〇	一四、一八四
大湖諸州	二〇六	三、八四六	九、三三三	七、四七四	二、七四五
ミシシッピー河	五	一三六	一三、三七七	三、五五五	一、八四〇
内地小河湖	一	二二	二、四九一	二六六	四二五
太平洋諸州	二三六	一〇、三八二	一九、六五八	一二、八三九	六、六八〇
アラスカ領	二五六	六四、一八九	一三、三三七	一〇、三一九	一二、八四七
計	六、九六四	一九三、七四六	二一〇、一一九	九一、三五九	六三、〇二三

南部及び中部大西洋沿岸諸州產額の大部分は牡蠣及び鱈等にして、中部諸州中メリーランドは其首位を占む、又ニューイングランド諸州は鱈・比目魚等の主產地にして、マサチユーセット州は其地方に冠たり、墨西哥灣よりは牡蠣及び海綿等を產し、フロリダ州は同沿岸地方の覇者なり、大湖地方の主產物は鰊・鱒及び鱘等にして、千八百八十年頃より其漁業は著しく發達せ

るが、ミシシッピー河も亦た大湖地方を除きては內地の水流全部に匹敵するに足る巨額の產出をなし、パッファロー魚・鯰及び鱘等の豐富を以て知らる、太平洋沿岸諸州は鮭を以て顯れ、アラスカは海豹獵の中心なるのみならず、鱈及比目魚等の深水魚族幷に鮭の無盡藏なるの感あり、千九百八年合衆國の魚類總產額（內鑵詰を含ます）は十八億九千三百万斤にして其價格五千四百万弗なり、其量の最も多きは鯡にして、金高にて第一なるは牡蠣なり、又同年に於ける魚類及び其製品の輸出額は一千二百二十九万弗を算せり、而して其額の過半は鮭の鑵詰なり。

尙ほ千九百五年の調査に依れば合衆國內に於ける魚類貯造所幷に鑵詰製造所の數は三百七十三個所、其總資本額約一千九百万弗、使用人員六千九百五十九人、原料品價格一千五百八十八万弗にして、總收入高は約二千六百三十七万弗なり、又商工務漁業局の概算に依れば領島漁業の總收入額は千五百万弗にして、本土及びアラスカ斯業の約二割五分に相當す。

內務卿　バリンジヤー氏

（本編第十三頁畧傳參照）

第五　林業

合衆國の林業は世界の產業中重要なる地位を占むるものなるは云ふに及ばざる處なるが、其本土の面積の三分の一即ち大約百万方哩は森林を以て蔽はるゝは實に驚くの外なし、而して其森林の三分の二は東部及び南部に殘餘の三分の一はロッキー山脈及び太平洋沿岸に擴がれり。

合衆國々有保存林の面積は初め一億六千二百二万三千百九十英加なりしが、千九百三年に至り二百九十三万二千七百二十九英加を增加し、爾來或は買却し、或は增加し千九百八年には一億五千五百八十二万三千三百十英加となり、翌千九百九年には一億六千七百六十七万七千七百四十九英加に增加し、其收入額は木材の拂下及び副業たる牧場としての貸下料を合せ、千九百八年には一百七十九万弗、千九百九年には一百七十六万五千弗に及べり、此最後の金額中木材拂下より得たるは七十万弗にして二億八千七百万呎の代價なり、又同年採伐したる樹木

は前年よりの殘高を合するも、尙ほ四億六千呎即ち全立木の一分の九分の一なるを以て、毎年此割合にて伐木するも今後九百年以上を經るにあらざれば國有森林を全滅すること能はざるべし、尙ほ合衆國には右の他アラスカに二千六百七十六万一千六百二十六英加、ポートリコに六万五千九百五十英加の國有保存森林あり

林業は合衆國に於て鐵・銅・織物及び製肉の諸業に次ぎ産出額の大なるものにして千九百五年の調査に依れば左表の如く、其價額五億八千二万二千六百九十弗を算せり、住時合衆國の木材は多く帆檣及び船材に使用する爲めにメーン州の森林より、伐採し後オレゴン及びワシントン兩州の森林よりも同目的に向て伐出せしが、千八百六十年製紙の原料に木材を用ふるの法を發明せられて以來、斯業の面目を一新せり、尤も此他に燃料として將た建築材料として一般に消費せらるゝは言を俟たざる所なり。

年次	製材場數	投資額（弗）	産出價格（弗）
一八五〇年	一八、七六九	四一、四四四、三六四	六〇、四一三、一八七
一八六〇年	二〇、六五九	七四、五三〇、〇九〇	九六、七一五、八五六
一八七〇年	二五、八三二	一四三、四九三、二三一	二一〇、一五九、三二七
一八八〇年	二五、七〇八	一八一、一八六、一二二	二三三、二六八、七二九
一八九〇年	二二、六一七	五五七、八八一、〇五〇	四三七、九五七、三八二
一九〇〇年	三三、〇三七	六二一、六二一、五三二	五六六、八三三、九四
一九〇五年	一九、一三七	五一七、二四四、一二八	五八〇、〇二二、六九〇

第六章　交通貿易及移民

第一　鐵道

合衆國に於ける鐵道の建設は千八百二三十年前後に其端緒を發し千八百七十年より同九十年に至る時期に於て最も盛に延長せられたり、即ち其創建以來漸次發達し來りし鐵道の布設は南北戰爭に依りて一頓挫を來し、其創痍の癒ゆると共に從來ミシシッピー東岸の各所に及びし鐵道は千八百六十四年ユニオンパシフイック線路に依りて、大陸橫貫鐵道の先鞭を着けしが、東部諸州に於ける鐵道事業と雖も、之が爲めに毫も障礙を蒙ること無く、鐵・石炭を始めとし各種鐵業の發達は又其急激なる進歩を促し、到る所に鐵道の新設を見るに至りしが、而も其收入の潤澤にして頗る有利なるものありしかば、競爭は各線路の間に行はれ、千八百十七年約一万二千五百哩の延長を見るに至るまでは所謂鐵道狂の狀態を呈したるものにして、千八百九十年太西洋より太平洋に通ずる六大鐵道の完成と共に稍々其熱度を減少したりと雖も、尙ほ年々新に布設されたる哩數は實に豫想以外なり。

然るに千八百九十三年の商界の危機に際しては流石の合衆國鐵道業者も、其建設に大打擊を受け、倒潰を

餘儀なくせられたる會社も少なからずして、全國鐵道の三分の一は概ね資本家の許に擔保とせらるゝの悲運に際會し、千八百九十六年には僅かに一千六百五十哩の開通を爲せしに過ぎざりしが、千八百九十九年に至りては形勢一變し、捲土重來の有樣を以て新線路の計畫者を生じ、同年に於ては二千八百九十八哩、翌年に於ては四千五十一哩を增設し、千九百一年には三千八百九十一哩、千九百二年には五千二百三十四哩の新規開通を見るに至り、爾來年々四五千哩の延長を加へ千九百九年には三十三万三千七百七十六哩の總哩數を有するに至れり、面積人口の比例よりすれば合衆國の鐵道は千九百八年には百方哩に付き七哩八七の割合にして、人口一萬に付き二十七哩〇五の線路を有し、年々其割合を增加するが如きも、人口に對する比例の增進は千八百九十九年以來の現象なり、左に同年より千九百八年に至るまでの鐵道哩數及び土地及人口に對する割合年表を揭ぐ。

年次	總哩數	前年に比して增加哩數	百方哩に付割合哩	人口一万に付割合哩
一八九九年	一八九、二九四・六六	二、八九八・三四	六・三七	二五・三四
一九〇〇年	一九三、三四五・七八	四、〇五一・一二	六・五一	二五・四四
一九〇一年	一九七、二三七・四四	三、八九一・六六	六・六四	二五・五二
一九〇二年	二〇二、四七二・八五	五、二三四・四一	六・八二	二五・七六
一九〇三年	二〇七、九七七・二二	五、五〇五・三七	七・〇〇	二六・〇三

右表は合衆國本土のみに就ての統計にして布哇及びアラスカは加はらざることゝ知るべし。

次に千九百九年に於ける合衆國本土鐵道業の情況を示せば左の如し

線路哩數	二三〇、〇八四・六五	
副線及び仮線哩數	一〇三、六九一・三七	
線路合計	三三三、七七六・〇二	
鋼軌哩數	三二四、八〇六・〇五	
鐵軌哩數	八、九六九・九七	
機關車數	六一、〇三〇	
客車數	三五、六〇一	
郵便、手荷物車等	一二、三四一	
貨車數	二、一七六、三二一	
貨客車合計	二、二二四、二六三	
株式資本	六、六四一、九一三、〇八六	弗
社債	五、五九二、九七三、一二九	
借入金	二二二、四七四、八七〇	
流通資金	九四〇、三六一、七三九	

固定資金	二四六、八三三、九九七
負債合計	一八、六四四、五五六、八二一
鐵道建設費	一三、九〇二、二二七、七九七哩
其他投資額	三、九三八、八六三、二六二
雜資金	五一七、三〇一、一〇〇
現金勘定	一、〇一一、六八五、九九四
資産合計	一九、三七〇、〇七八、一五三
營業線路哩數	二二、二八五哩、七三
客車線路哩數	五一〇、六九九、〇六二哩
貨車線路哩數	五八九、三二三、〇九七
雜	三二、三四〇、一四九
合計	一、一三二、三六二、三〇八
旅客數	八九一、二七五、〇〇三人
旅客一哩延員數	二八、九八五、六七〇、一四八
貨物噸數	一、五二一、〇六五、四九四噸
貨物一哩延噸數	二二五、六九八、九一一、三五〇
旅客乘車賃收入	五七五、二四六、五一六弗
貨物運賃收入	一、六五〇、九八九、九五二
雜收入	一八〇、七八三、三四二
運賃收入合計	二、四〇七、〇一九、八一〇
純收益	七一七、八〇二、一六七弗
臨時收入	一八三、三八〇、三一四
收益合計	九〇一、一八二、四八一

第二　航業

合衆國の航業は其地理上の關係より夙に發達せしが南北戰爭に依り遂に其進運を挫折せしむるに至れり、千八百六十八年合衆國の船舶噸數は總計四百三十万噸を出でずして、外國貿易に從事し得べきものは其内漸く百五十噸を算するに過ざりき、而して當時殆ど造船術の革新期に際し帆船を以て汽船に代ふる他木造船を以て鐵道船に變ずるに及びしが合衆國は此時代に於ては多くの鐵を産せざりし爲め、造船業は世界海運界の此革命に伴ふ能はず、星條旗の海洋に飜るもの漸く之を潜むるに至り、千八百八十一年には合衆國の船舶總噸數は減じて四百万噸となり、内、外國貿易に從事し得べき船舶は百三十噸を有したるのみ、爾來合衆國は商工業の進歩と共に海運上にも大なる變化を招致せしと雖も他の産業に比して顯著なりと云ふ能はず。

年次	外國貿易 汽船	外國貿易 其他	沿岸商業 汽船	沿岸商業 其他	合計
	千噸	千噸	千噸	千噸	千噸
一八八二	一、二五四	一、二五九	一、二〇一	二、七五五	四、一二五
一八九二	二二五	九七八	一、八四六	三、七〇一	四、七六四
一九〇二	四五五	八七三	二、七二八	四、八五八	五、七九七
一九〇八	五九五	三三五	四、〇九九	七、二七三	七、三〇二
一九〇九	五七五	三〇三	四、一五九	七、二九三	七、三二九

（備考）遠洋漁業船を含まず

更らに合衆國船舶の千九百九年に於ける所屬地方別噸數を擧ぐれば左の如し。

地方別	帆船 千噸	汽船 千噸	運河船 千噸	搭貨船 千噸	合計 千噸
大西洋及墨西哥灣ポートリコ	一、二四四	一、六五九	二	六七四	三、五〇〇
太平洋	三二	五二九	…	七四	九一五
布哇	八	一〇	…	…	一九
大湖	三三五	二、三九九	五八	八五	二、七八二
西部河川	…	一四九	…	一三	一六二
合計	一七、一	四、七四九	八〇	八四七	七、三八八

又同年合衆國諸港に出入したる合衆國及他各國の船舶噸數を示せば。

國別	船舶噸數 入港	船舶噸數 出港
	千噸	千噸
合衆國	八、七七一、四六四噸	八、四九一、一七二噸
濠太利	三一七、七五二	三三五、五一九
白耳義	三四〇、六四六	三五八、九八六
英國	一九、四六五、二七八	一八、九九五、六一一
丁抹	四八九、三三四	四六五、四一五
和蘭	八八二、六八〇	八八四、二六五
佛國	八五四、九〇八	八四四、八五六
獨逸	三、八五一、八一二	三、七七九、四一二
希臘	三六、八五五	三七、六九三
伊太利	七七六、九六一	七八二、六二六
那威	二、二八七、二〇二	二、三一五、八七六
葡萄牙	一四、八〇〇	一三、一九八

社債利子	三〇四、四七五、三五四弗
其他借入金利子	三〇、六〇五、九七〇
株式配當金	二三七、五六五、四七八
雜支出	一〇八、七四九、一九二
地代利子	三六、三〇八、七四六
地代配當	三〇、〇〇八、五八二
雜地代	二一、六四七、五六四
租稅	八二、三七七、六一九
支出合計	八五一、七三八、一〇五
差引利益殘高	四九、四四四、三七六

合衆國の各大鐵道會社は互に競爭して貨物を奪はんとせると云はんよりも、寧ろ貨物の停滯を防ぎ、而して絶えず押寄する産業上の新潮流を助長せりと云ふを適當とするの感あり、從て彼等は鐵道業者の最も嫌忌する並行線の布設を意とせず、甚しきは一小河を距てゝ兩々相對し互に優勝の地位を占めんとす、此結果として其運送の迅速なると同時に運賃をして益々低廉ならしむるは多言を要せず、然かのみならず客、貨車及び機關車も爭ふて堅牢巨大のものを使用し、特に機關車の牽引力の如きは世界に比類なき强勢なるを用ゐ居れり、若し夫れ營業の設備勞力の配置等に至りては其改善進歩を計るに汲々たる到底他國人の企及する所にあらざるなり。

露國		九七、四七三	九九、七九一
西班牙		三七三、二七一	三六四、五三七
瑞典		四一、七八八	四二、六八〇
墨西哥		一二、八四一	一二、五八二
玖馬		一九四、二七四	一九二、三五五
アラスカ		一四、四二七	一七、四三一
ウルゲー		二〇、一五七	一四、三一二
日本		一九八、〇〇七	一三三、五一八
他諸國		一六、二〇八	一四、〇九三
合計		三九、〇五八、一三八	三八、一九六、四八一

尙ほ之を地方別にすれば。

地方別	國籍	入港	出港
太西洋諸港	米國	二、一七五 千噸	二、一三三 千噸
	他國	一八、八六二 千噸	二〇、二三八 千噸
墨西哥灣諸港	米國	四八五	四二三
	他國	四、九三五	五、四二一
太平洋諸港	米國	一、九四一	五、三〇四
	他國	二、〇四二	一、五九八
大湖諸港	米國	三、七八三	二、一一九
	他國	四、三六八	四、二七六
		四、四四六	四、三一五

地方別	國籍	計	計
太西洋諸港	米國	二、一七五 千噸	二、一三三 千噸
	他國	一八、八六二 千噸	二〇、二三八 千噸
墨西哥灣諸港	米國	四八五	四二三
	他國	四、九三五	五、四二一
太平洋諸港	米國	一、九四一	五、三〇四
	他國	二、〇四二	一、五九八
大湖諸港	米國	三、七八三	二、一一九
	他國	四、三六八	四、二七六
		四、四四六	四、三一五

右の如く合衆國諸港に出入する船舶中合衆國に屬するものは僅かに二割二分にして、他は盡く外國船なり流石に英國は海上王の名に背かず其船舶の出入噸數は合衆國のそれの二倍を超ゆ、今之を貿易額に就て觀るに、千九百九年合衆國の輸出入總額は二十九億七千四百万弗にして、其九割七分七即ち二十九億一千二百万弗は海洋を經て行はれしものなるが、內合衆國船舶に依りて輸入せられたる額は七分三、輸出額は一割二分一三、輸出入合計に於て九分五に過ぎず、農工業乃至商業に於ては世界に雄飛せる合衆國も右の如し、航業上の力未だ足らずして、自國の通商貿易の九割以上は外國船舶に依頼せざるべからざる有樣なるのみならず年々七十万を下らざる外來者及び四十万を越ゆる海外渡航者も亦其大半は外船の乘載する所なり、然れども近來航業トラストなる大企模の企業に依りて世界の同業者間に恐慌を引起さしめ、更に水陸運送事業の連絡に依りて其羽翼を伸べんとせるが如きより觀れば、合衆國の航業が世界の各方面に發展し、從て其產出品の氾濫益々甚しきに至るは遠からざらん。

飜て內國側は如何と見るに、生產消費の最も盛なる太西洋及び墨西哥灣、太湖附近幷に太平洋等凡て沿岸航業は合衆國船舶に依らざるべからざる法規なるを以て、外國航路に向て比較的發達の遲き斯業は此方面に於て頗る進步しつゝあり、例せば千九百八年大湖地方に集散せし穀類・銅・鐵・石炭等一億一千九百六十二万噸を運搬したるが如き之れなり、而して本土とアラスカ・布哇・比律賓若しくはポートリコとの間の航業に於ては、多少の例外はあれども、亦沿岸のそれと等しき

法規なり、左表は千九百九年に於ける其情況を明かにす、此他の小領島即ちグアム、ツ、イラの如きは、其取引高頗る少額にして、特に揭くる價値なきを以て之れを省略す。

領地別	本土と商品取引高	米國船運搬高
アラスカ	三〇、八七三、五一〇弗	三〇、八七三、五一〇弗
布哇	五八、二一三、七二三	五八、一七九、七二九
比律賓	二〇、六二三、四二七	二、四四六、八四六
ポートリコ	五〇、〇一二、八五七	五〇、〇一二、八五七

航業に伴ふ造船業に至りては千九百八年に於て建造高六十一万四千噸に增進せしが、翌九年には僅かに二十三万八千噸に過ぎざりき、蓋し其減退は千九百七年末より同八年に及びし恐慌の結果にして、唯一時的現象に他ならず。

年次	汽船	帆船其他	合計
一九〇六	三一五、七〇七 千噸	一〇三、〇三八 千噸	四一八、七四五 千噸
一九〇七	三六五、四〇五	一〇五、九一八	四七一、三二三
一九〇八	四八一、六二四	一三二、五九二	六一四、二一六
一九〇九	一四八、二〇八	八九、八八二	二三八、〇九〇

第三　貿易

合衆國の外國貿易は其農工鑛業に比すれば稍劣れりと雖も、而かも世界に於ける地位は頗る重要のものたり、今之を歐洲の三大貿易國に比するに、總額に於ては英獨の次位に在れども、第四位の佛國のそれに超過すること千九百七年には七千九百万弗、翌八年には六億五千二百万弗の多額に達せり、內輸入額に於ては合衆國は英獨に如かざるのみならず、千九百八年には佛國すら及ばざりしと雖も、輸出額に至りては千九百一年以來世界の何れの國よりも優り、英國さへも一度其脚下に蹂躙せらるゝの慘狀を呈し、最近三四年僅かに此汚名を雪ぐを得たるなり。

左表中千九百七年の合衆國輸出入額は前年七月より同年六月三十日に至る年度のものなれども、他は皆揭記せる年の十二月三十一日に終れる一ケ年間の合計額なり。

國別	年次	輸出 百万弗	輸入 百万弗	合計 百万弗
英國	一九〇七	二、〇七四	三、一四三	五、二一七
	一九〇八	一、八三五	二、八八六	四、七二一
獨逸	一九〇七	一、六三四	二、〇四六	三、六八〇
	一九〇八	一、六〇七	一、九八〇	三、五八七
合衆國	一九〇七	一、八八〇	一、四三四	三、三一五
	一九〇八	一、七二八	一、一一六	二、八四五
佛國	一九〇七	一、〇六九	一、一六七	二、二三六
	一九〇八	一、〇一七	一、一七五	二、一九三

顧れば合衆國の貿易額は此國の前後に於ては僅かに一千二百万弗乃至三千万弗に過ぎず、降て千八百七十年の頃に至りても尙ほ十億弗に達せざりしに、最近に

及びては前述の如く世界に於て第三位を下らざるまでに進歩したるが、其原因は合衆國が生產の三要素中二要素即ち自然の富及び勞力の點に於て、他國に比して著しく便宜の地位に在りたるを以て、第三要素たる資本の借入れを容易ならしめしに他ならず。

今其發達の經路の如何なるものなりしかを略述せんに、獨立當初より十九世紀の終りの二十五年に至るまでの期間に於ては、各國の一度は草創の際に經驗せざるべからざるが如く、合衆國は外國に對して自國の貨物を賣却するよりも多くの貨物を外國より購買したり、南北戰爭時代に至りては一方には國內生產の抑壓を見しと共に他方には之に依りて敗壞されたる事物を修理せんが爲めに、多大の貨物を輸入するの必要を免れざりき、されば此期間中輸出の輸入より多かりしは僅かに千八百五十八年同六十四年及び同七十四年に過ぎずして、他の年々の輸入超過は積んで十五億弗の巨額に上りぬ。

然るに千八百七十六年に及びて漸く此趨勢に一轉機を與ふるの時期到來し、南北戰爭に依りて受けたる瘡痍の快復せらるゝや、國民の必要品に對する自給機關は略ぼ成り、爾來急激に其生產品增加するの機運を迎へ、輸出貿易は之より大に振興するに至り、其超過は世紀末の四年間に於て最も著しき現象を呈し、千八百七十六年より千九百年に至る間に於ける其額は實に三十四億弗を算し、此四ヶ年間の貿易を以てするも、優に十九世紀の四分の三期間に於ける輸入超過を恢復して餘りあるの盛況を呈したり、而して此大勢は二十世紀に入りて益々熾盛を加へ、千九百一年には六億六千四百万弗を、降て千九百八年には六億六千六百万弗を、翌九年には同七年末より同八年に及びし恐慌の影響を受け輸出入共に不振の狀態に任りしも、尙ほ三億五千一百万弗の超過を現し、其九ヶ年間の輸出超過は約四十四億弗の莫大なる額に達せり。

左に千八百五十年以降千九百九年に至る輸出入表を掲ぐ、就て以て合衆國貿易の狀勢が如何と發達せしを見るべし。

大藏卿　マックヴエー氏

（本編第十二頁參照）

年次	輸入 百万弗	輸出 百万弗	合計輸入超過 百万弗	輸出超過 百万弗
一八五〇	一七三	一四四	二九	…
一八六〇	三五三	三一七	…	二〇
一八七〇	四三三	六八七	…	四一
一八七四	五六七	八二六	…	…
一八七五	五三三	五八六	一八	…
一八七六	四六〇	五一三	一九	…
一八八〇	六六七	一〇四六	…	七九
一八八五	五七七	一〇〇一	…	一六七
一八九〇	七九九	八五七	…	一六四
一八九五	七三一	八〇七	…	六六
一九〇〇	八四九	一、三九四	…	七五
一九〇一	八三三	一、四八七	…	五四四
一九〇二	九〇三	一、三一〇	…	六六四
一九〇三	九九一	一、二八五	…	四七八
一九〇四	一、〇二五	一、四二〇	…	三九四
一九〇五	一、一一七	一、四六〇	…	四六九
一九〇六	一、二二六	一、六二八	…	四〇一
一九〇七	一、四三四	一、七四三	…	五一七
一九〇八	一、一九四	一、八八〇	…	四四六
一九〇九	一、三二一	一、六六二	…	六六六
			…	三五一

右の如く合衆國は輸出國なるが故に、與地位は歐洲古來の商業國たる英・獨・佛の諸國とは全然立脚地を異にす、即ち此等三國は資本潤澤にして、外國より資金を借り入るゝこと少なく、却て多額の資金を外國に貸し出し、債務國よりの輸入を以て、其利子に充當せる狀態なり、而して後者諸國は多く人口稠密にして、國內の必要品を供給する能はず、輸入は輸出に超過するの有樣なり、然るに合衆國は鐵道其他の事業に歐洲の資本を仰ぎつゝあるは他の諸國と其經濟事情を等しくするに拘らず、歐洲より來れる此等の資本に加へて、自國資本の殆んど總額を擧して國內の事業に放下するも、尙は年々多大の利益を收むるを得るが故に、外國貿易の剩餘額に依りて年々歐洲に對する利子を支辨したる上に多少の剩餘を有し、進んで其元金さへも漸次償却しつゝあるの姿にして、合衆國農工業の繁榮依然として衰ふるに至らざる間は、外國貿易上の輸出超過は今後も能く之を持續し得べきは疑を挾む能はず。

合衆國內に於ける產業上の驚くべき進步に加へて、輸出貿易の發達は歐洲列國の貿易市場を漸次蠶食するに至れるも、而かも外國の合衆國に對する貿易は毫も之れが爲めに傷害を蒙らざるのみならず、益々其額を增加しつゝあるは前記統計の明示する所なり、今千九百九年に於ける輸出入額を六大洲に依て區別すれば。

洲別	輸入 百万弗	輸出 百万弗	合計 百万弗
歐洲	六五四	一、一四六	一、八〇一
北米	二五三	三〇九	五六三
南米	一七三	七六	二四〇
亞細亞	一九七	七一	二六九

太洋洲	二七	四一	六八
亞非利加	一五	一七	三二

又千九百五年より同九年に至る五ヶ年間の輸出入を合衆國内の地方別にすれば左の如し。

表中内地とあるは内地に於ける送荷主又は受荷主が沿岸若しくは南北國境の貿易商の手を經ずして外國と取引したるを云ふなり。

輸入

地方別	一九〇五年 百万弗	一九〇六年 百万弗	一九〇七年 百万弗	一九〇八年 百万弗	一九〇九年 百万弗
太西洋沿岸	八八八	九七四	一、一三三	九〇七	一、〇一八
墨西哥灣沿岸	四八	五三	六二	五九	五九
墨西哥國境	一四	一六	一八	一〇	一六
太平洋沿岸	六二	六六	九一	八一	八五
加奈陀國境及大湖沿岸	九〇	九七	一〇九	一一四	一一二
内地	一三	一六	二〇	二〇	一八

輸出

太西洋沿岸	九一七	一、〇六一	一、〇七九	一、一五五	九七六
墨西哥灣沿岸	三一九	三六八	四六九	三九六	四〇九
墨西哥國境	二六	三四	四一	三三	二七
太平洋沿岸	一〇三	一〇一	九二	九四	六九
加州陀國境及大湖沿岸	一五二	一七六	一九八	一八一	一七九

内地よりの輸出額に至りては千九百五年には僅かに四百弗、同六年には二千八百弗、同七年三千六百弗同八年四千九百弗。同九年三千弗に過ぎず。

更に右五ヶ年間の輸入貨物幷に價格を商工務省統計局の分類法に從ひ大別すれば。

類別	一九〇五年 百万弗	一九〇六年 百万弗	一九〇七年 百万弗	一九〇八年 百万弗	一九〇九年 百万弗
粗製食料品及食用家畜	一六四	一三四	一四九	一四五	一六四
加工食料品	一四五	一四〇	一五八	一四七	一六五
原料品	三八九	四一四	四七七	三六三	四五一
半製品	一七七	二二〇	二七四	一九六	二二二
製造品	二五二	三〇七	三六四	三三一	二九九
雜品	六	九	一〇	一〇	九

右表中第一、第二、第四及び第五類の貨物の多くは國内に於て消費せらるゝものなるが、第三、第四類の品は更に加工して外國に輸出せらるゝもの尠なからず、尚ほ千九百八年及び同九年に於ける各類中の重もなる貨物及價格を擧ぐれば。

第一類

種別	一九〇八年 百万弗	一九〇九年 百万弗
コヽー	一四	一四
珈琲	六七	七九
果實類	三四	三〇
茶	一六	一八
香料	三	五
家畜	二	二

第二類

砂糖類	八三	九三
肉類製品及製酪品	六	六
魚類製品	八	九

第三類

生糸	六三	七八
護膜	三九	六四
生皮	四二	五四
羊毛	二三	四五
葉煙草	二二	二五
化學品及藥品	二二	二一
植物纖維	三五	二九

第四類

銅塊	二四	二九
錫塊	二五	二六
化學品及藥品	四六	五二
木材類	二五	二七

第五類

綿布綿服類	六四	五八
陶磁器	一三	九
植物纖維製品	五二	四七
絹布絹服類	二九	二六
羊毛製品	一九	一七

第六類

種物類	六	五

輸出品中最も多額なるは第五類にして、此類に次ぐは第三、第二、第四の順序なり、是れ合衆國の工業の盛大なると農礦產物の豐富なることを示すものと云ふべし。

類別	一九〇五年 百万弗	一九〇六年 百万弗	一九〇七年 百万弗	一九〇八年 百万弗	一九〇九年 百万弗
粗製食料品及食用家畜	一一八	一七七	一六七	一八九	一三五
加工食料品	二八三	三四七	三四五	三三一	三〇二
原料品	四七二	五〇〇	五九三	五二〇	五二〇
手製品	二〇九	二二六	二五九	二六一	二三一
製造品	四〇二	四五九	四八〇	四八九	四四〇
雜品	六	六	七	六	七

尚ほ輸入品の例に倣ひ各類中の重要品及び價格を掲記すれば。

第一類

種別	一九〇八年 百万弗	一九〇九年 百万弗
家畜	三四	二二
穀類	一四五	一二四
果實類	八	八

第二類

穀類製品	七五	五九
肉類製品及製酪品	一九二	一六六
棉種油	一七	二〇
酒類	三	三

第三類

石炭	三九	三七
棉花	四三七	四一七
葉煙草	三四	三〇
肥料用粗礦	九	八
生礦油	六	六

第四類

銅塊	一〇〇	八一
皮革類	二七	三〇
木材類	六三	五三

第五類

農具	二四	二五
化學品及寶品	一四	一三
鐵道用車其他車輛類	二二	一五
綿布綿服類	二二	二九
電氣及科學用小器械	一一	八
鐵及鋼鐵機械其外製品	一〇一	一二九
精製油類	九八	九八
紙及製品	八	七
羊毛製品	一四	一一

第六類

馬、騾馬	三	三

第四　日米貿易

日米間の貿易は千七百九十七年（寛政九年）の頃に端緒を啓きしと雖も、其時代には僅かに和蘭東印度會社の仲介に依りて、間接に行はれしに過ぎざりき、後ペルリの開國に引續き、ハリスと幕府との間に最初の通商條約締結されたるも、兩國民の多數は尚ほ未だ此貿易を重要視せざりしが、合衆國に於ては太平洋沿岸の發達、特に加州の金礦發見は大陸横斷鐵道の布設となり、加ふるにアラスカを露國より購買するや、陸上に於ける東西の交通機關は南北兩部を通じて益々發達し從來亞非利加を迴航し若しくはスエズ運河を經由して

辛うじて生命を保ちつゝありし其東洋貿易は大に發展するに至り、更に國内産業の増進と、太平洋上の領土獲得とは愈々此機運を助長せり、我國に於ても亦現代に及び外國貿易は長足の進歩を爲し、就中日米貿易は重要のものとなれり、左に千八百九十九年以來の日米間の輸出入額を示す。

年次	合衆國への輸入額	合衆國への輸出額	合計
	千弗	千弗	千弗
一八九九	二六、七一七	一七、二六五	四三、九八二
一九〇〇	三二、七四九	二九、〇八七	六一、八三六
一九〇一	二九、二三〇	一九、〇〇一	四八、二三〇
一九〇二	三七、五五三	二一、四八六	五九、〇三九
一九〇三	四四、一四四	二〇、九三四	六五、〇七八
一九〇四	四六、五三七	二四、九八〇	七一、五一八
一九〇五	五一、八二二	五一、七二〇	一〇三、五四一
一九〇六	五二、五五二	三八、四六五	九〇、九五六
一九〇七	六八、九一一	三八、七七〇	一〇七、六八一
一九〇八	六八、一〇八	四一、四三二	一〇九、五四〇
一九〇九	七〇、三九二	二六、六九一	九七、〇八四

千九百八年に於ける日本より合衆國への輸入額の減退は、前年末より同年に及びし後者産業不振の結果にして、一時の變調に過ぎざれば、翌年其經濟界が早くも舊勢に復せんとするの徴候を呈するや、忽ち二百餘万弗の増加を告げたり、又千九百五年に於ける合衆國より我國への輸出額の激増は日露戰爭の爲め軍需品の増加したるに伴ひしものなり、而して千九百九年に至り俄然一千四百七十万弗の減少を來せしは、鐵道事業の之が需要を減せしと重要産業の不景氣とに因る。

合衆國の外國貿易上に於ける日米貿易の地位は急速に進歩したりと雖も、全体より觀れば尚は幼稚なるを免れず、唯聊か吾人の意を強うするに足るは日本よりの輸入増加率が、常に日本への輸出増加率に超過すること之なり左に過去五ヶ年間の合衆國の輸入総額と日本よりの輸入額との比較表を掲ぐ。

年次	輸入総額	日本よりの輸入額	百分比例
	千弗	千弗	
一九〇五	一、一七、五一三	五一、八二一	四·六四
一九〇六	一、二二六、五六二	五二、五五一	四·二八
一九〇七	一、四三四、四二一	六八、九一〇	四·八〇
一九〇八	一、一九四、三四一	六八、一〇七	五·七〇
一九〇九	一、三一一、九二〇	七〇、三九二	五·三七

尚は輸出額の比較を示せば。

年次	輸出総額	日本への輸出額	百分比例
	千弗	千弗	
一九〇五	一、五一八、五六一	五一、七一九	三·四〇
一九〇六	一、七四三、八六四	三八、四六四	二·二一
一九〇七	一、八八〇、八五一	三八、七七〇	二·〇六
一九〇八	一、八六〇、七七三	四一、四三二	二·二二
一九〇九	一、六六三、〇一一	二六、六九一	一·六〇

更に我國の外國貿易上に於ける日米貿易の地位を見

るに、合衆國よりの輸入は英國を除けば他國の之れが右に出づるものなく、輸出并に輸出入合計に於ては實に最高位に在り、左に明治四十年（千九百七年）以降三ケ年間日本の輸入総額と合衆國よりの輸入額とを比較す、但し此表は前表と符合せず、其理由は日本の貿易歳計は暦年度なるが、合衆國は毎年六月三十日を年度の終りとするを以てなり。

年次	輸入総額	合衆國よりの輸入額	百分比例
	千円	千円	
明治四十年	四九四、四六七	八〇、六九七	一六·三二
同 四十一年	四三六、二五七	七七、六三六	一七·七九
同 四十二年	三九四、一九八	五四、〇四三	一三·七〇

尚は輸出額を比較すれば。

年次	輸出総額	合衆國への輸出額	百分比例
	千円	千円	
明治四十年	四三二、四一二	一三一、一〇一	三〇·三一
同 四十一年	三七八、二四五	一二一、九九六	三二·二五
同 四十二年	四一三、一一二	一三一、五四七	三一·八四

上記の如く日本は合衆國を第一の顧客とせるが、其合衆國へ輸入する貨物は如何なる種類の品が重要なる地位を占むるかは次表を見て知るべし。

種別	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年
	千弗	千弗	千弗
生糸	四〇、〇二七	四〇、六七八	四四、六八九
屑生糸	七七	三一	二〇
絹布類	四、二六二	三、一七一	二、六一四

絹物刺繍類	二六九	一七三	一四〇
絹服類	二〇六	一六五	一二九
其他の絹物類	八五五	五一六	二九九
茶	六、一一五	八、〇八四	九、〇〇〇
銅類	一、九八八	一、一九三	二、二七五
花莚	二、六〇八	二、八一六	二、〇二九
米	七七〇	一、二三〇	一、一五九
陶磁器	一、九七六	一、四五二	一、八〇二
麻布類	一、九〇七	一、三一三	八七〇
樟腦	一、〇六八	九九六	六三九
帽子類及材料	四五五	三五三	六〇三
プラッシュ類	四〇一	四七三	四〇一
木材及製品	六一八	四八六	三〇一
味噌醤油漬物類	二六四	二八四	二八四
紙類	四〇四	三九八	二九〇
綿布及綿服類	三三三	三〇四	二三五
落花生及粟の類	二九五	一八六	一七五
金屬類	三五一	二三二	一六六
生硫黄	二九〇	二一四	一五六
〃 緞類	一四二	一一七	一三六

右の統計に徴すれば生糸は最も重要の地位を占め、千九百九年に於ける我國よりの輸入総額の六割三分餘に相當し、絹物類総計額は實に六割八分を超ゆ、之に次ぐは茶にして約一割三分に當る、花莚の輸入は漸次減退し、銅類と順序を變じたる有様なり、又注意すべきは落花生にして、金額に於ては少なしと雖も我國総

産出額の約三分の二は合衆國へ輸出せらるゝものなり

次ぎに輸入品の例に從ひ、過去三ヶ年間の合衆國より日本への輸出品中の重もなるものを見るに。

種別	一九〇七年	一九〇八年	一九〇九年
棉花	一四、〇七〇千弗	一一、四二三千弗	一〇、六一四千弗
石油	三、三六七	五、三四六	四、五八一
電氣機機	一、二三三	一、四九六	一、一七五
小麥粉	三、八二二	二、三〇〇	一、〇三〇
建築用鐵材	六一三	八一四	八七四
鐵管類	五五五	一、四〇八	七一九
靴底革	八二八	七四六	五八四
鋼鐵	八一一	一、三四八	四〇三
蒸氣機械	六五	四四六	三一三
電氣及科學用小器械	六三一	五九七	三〇七
パラフイン類	三三三	八二六	二四一
機械用油	二二二	六五五	二三八
葉煙草	二八三	四三七	二三一
護謨製品	二七〇	三六四	二二七
瀛灌類	二七五	二〇八	四四
瀛關車	一、二二〇	五七七	一七

千九百九年に於ては棉花は合衆國よりの輸出總額の約四割、石油は一割七分、電氣機械は四分、小麥粉は三分の割合なり、尙ほ右表に依れば重要品種類の多くは鐵及び鋼鐵類に屬す、其産出に乏しき我國に於ては己むを得ざることゝ云ふべし。

第五　移民

合衆國に來住する移民は、時としては戰爭若しくは經濟界の不振の爲め、其數の減退することありと雖も年々不休の勢を示せり。

年次	移民數
一七八九…一八二〇	（約）二五〇、〇〇〇
一八二一…一八三〇	一四三、四三九
一八三一…一八四〇	五九九、一二五
一八四一…一八五〇	一、七一三、二五一
一八五一…一八六〇	二、五九八、二一四
一八六一…一八七〇	二、三一四、八二四
一八七一…一八九〇	二、八一二、一九一
一八八一…一八九〇	五、二四六、六一六
一八九一…一九〇〇	三、八四四、四二〇
一九〇一	四八七、九一八
一九〇二	六四八、七四三
一九〇三	八五七、〇四六
一九〇四	八一二、八七〇
一九〇五	一、〇二七、四二一
一九〇六	一、一〇〇、七三五
一九〇七	一、二八二、八七〇
一九〇八	七八二、八七〇
一九〇九	七五一、七八六

右の統計に現れたる移民中、千八百八十年までは北歐諸國の民族即ち合衆國民と同化すること最も容易な

りと稱せらるゝ人種が全然他國の移民を壓倒し、尙ほ同年より千八百九十年に至るまで全數の過半を占めしが、千八百九十年以後に於ては南歐の移民即ち前者に比して同化力に乏しき人種の激增を告げたり。

左に千八百八十三年より千九百年までの移民の國別表を掲ぐ。

國別	自一八三〇至一八五〇千人	自一八五〇至一八六〇千人	自一八六〇至一八七〇千人	自一八七〇至一八八〇千人	自一八八一至一八九〇千人	自一八九一至一九〇〇千人
加奈陀	五五	五九	一五四	三八三	三九二	?
獨逸	五八七	九五二	七八七	七一八	一、四五三	五四四
英國	三四二	四二四	六〇七	五四八	八〇七	三四二
愛蘭	九八八	九一四	四四一	四三七	六五五	四〇三
瑞典、諾威、丁抹	一七	二五	一二六	二四三	六五六	三七九
露西亞、波蘭	一	二	五	五二	二六五	五八六
澳、匈	…	…	八	七三	三五四	五九七
伊太利	四	九	一二	五六	三〇七	六五六
其他諸國	三一八	一七二	九五	一七八	二九〇	二四七
亞細亞	…	四一	六五	一二四	六八	八七

合衆國の先住民は到底同化する能はずとせる亞細亞人に對する程にはあらねとも、右の所謂同化に困難なる移民の渡來を好まず、時々種々の法律を制定し之を制限せんと試みたるも何の効なく、其數愈々增加しつゝあり。

更らに千九百八年及び同九年に於ける移民の詳細なる國別幷に其數を示せば左の如し。

國別	千九百八年	千九百九年
澳、匈	一六八、五〇九人	一七〇、一九一人
白耳義	四、一六二	三、六九二
丁抹	四、九五四	四、三九五
佛國	八、七八八	六、六七二
獨逸	三二、三〇九	二五、五四〇
希臘	二一、四八九	一四、一一一
伊太利	一二八、五〇三	一八三、二一八
和蘭	五、九四六	四、六九八
那威、瑞典	二五、二二一	二八、一〇一
葡萄牙	七、三〇九	四、九五六
ルーマニヤ	五、二二八	一、五九〇
露國	一五六、七一一	一二〇、四六〇
西班牙	三、八九九	二、六一六
瑞西	三、二八一	二、六九四
歐羅巴土耳古	一一、二九〇	九、〇一五
英蘭	四七、〇三一	三二、八〇九
愛蘭	三〇、五五六	二五、〇三三
スコットランド	一三、五〇六	一二、四〇〇
ウエールス	二、二八七	一、五八四
其他の歐洲諸國	一〇、九二四	一、一〇〇
支那	一、三九七	一、九四三
日本	一五、八〇三	三、一一一
印度	一、〇四〇	二〇三
亞細亞土耳古	九、七五三	七、五〇六
其他亞細亞諸國	三七二	一四一
亞非利加	一、四一一	八五八

太洋洲	一、一七九	八九二
英領北米	三八、五一〇	五一、九四一
墨西哥	六、〇六七	一六、二五一
南米	二、三一五	一、九〇六
西印度	一一、八八八	一一、一八〇
其他の諸國	一、一九二	九七九
合計	七八二、八七〇	七五一、七八六

右の統計に從へば千九百九年に於ては移民の全數は前年に比すれば減少せるに拘らず伊太利人の數は却て增進して第一位を占め、澳匈人は第二、露人は之に次ぐ、但し露國よりの移民の多數はスラッヴ族にあらずして、猶太人なるに留意せざるべからず、尙は聞く所に依れば昨年度即ち千九百九年七月より同十年六月に終る一年間の移民の中にても亦伊太利人は首位に居り其數二十二万餘名なりと云ふ。

斯の如く合衆國移民は千八百九十年以前に比して著しく性情を異にするに至れり、而して今日特に未だ其影響の注目するに足るものあらずと雖も、將來に於ては社會狀態に多少の變化を免れざるべし。

商工務卿　ネーゲル氏

（本編第十四頁略傳參照）

第六章　日本移民

日本移民の始めて合衆國に渡來せしは千八百六十六年（慶應二年）のことなるが、團体としての移民は同六十九年（明治二年）蘭人スチールなる者が、某金鑛發掘に使役せんが爲め、前後二回各二十餘名の我邦人を伴ひ來りしを以て嚆矢とす、然るに其計畫は敗れ、スチールは逃亡し、我勞働者は離散して悲慘なる境遇に陷りたり、爾來十五六年間は水夫の上陸して其儘留まりしもの、米人の僕として從ひ來りしもの及び少數學生の來米せしもの等を移民と稱するに過ぎざりしが、千八百八十五年（明治十八年）頃より同九十年（明治二十三年）に及び、學生幷に壯士等の入米するもの頓に增加せり、斯くて日清戰爭後に至り、我國に於て海外渡航熱熾なりし結果、此國への移民は愈々多く、從て各種の階級を網羅せしが、多數は勞働者にして、當時恰かも清人排斥法因を爲し、太平洋沿岸に於ける農業、鑛道其他の事業に於て漸く人夫の缺乏を告げたる際なり

しと、試みに使役して其勤勉なるを知覺したるとに由り、雇主の之を要する益々多かりしに拘らず、合衆國政府は日本政府に交涉して一時渡來勞働者に制限を加へしめたり、然れども爾後本國・布哇・加奈陀及び墨西哥より入國するもの增加し、而かも尙ほ未だ需要を滿たすに足らざる有樣なりしに千九百七年（明治四十年）終に我勞働者の渡米禁止となりぬ。

年次	日本移民數
一八八五	四九人
一八九〇	六九一
一八九五	四八九
一九〇〇	一二、六三五
一九〇一	五、二六九
一九〇二	一四、二七〇
一九〇三	一九、九六八
一九〇四	一四、二六四
一九〇五	一〇、三三一
一九〇六	一三、八三五
一九〇七	三〇、二二六
一九〇八	一五、八〇三
一九〇九	三、一一一
一九一〇	九、〇五一
一九一一	八、六九四
一九一二	一、四九三

備考　右の內千九百九年本土渡來者の三分の一は婦人なりき

前記兩表共商工務省より出でたるものなれども、省內の各統計家が其材料を異にせしが爲め、其數に相違を生じたるなり、而して此等に依りて精確なる我移民數を知る能はざるを遺憾とすれども、大体の趨勢を察するに難からざるを信ず、次ぎに歸國者の數は左の如し。

年次	歸國者
一九〇三	一、三六五人
一九〇四	一、八九〇
一九〇五	一、五一五人
一九〇六	一、五三一

尙は千九百八、九年の歸國者の數を示せば。

年次	本土より	布哇より	合計
一九〇八	四、七九六人	四、三九二人	九、一八八人
一九〇九	五、〇〇四	二、三七八	七、三八二

更に昨年七月桑港總領事館に於て、我外務省の調査報告に基き作製したる統計表に依れば、千九百八年一月より昨年六月に至る二ヶ年間に合衆國本土へ渡航せし邦人と歸國者との比較は左の如し、但し表中の總計數が前表の何れとも符合せざるは、本章第四項に於て述べたる資易歲計の場合と同じく、合衆國政府は六月に終る年度制を採れるが故なると、渡米者數は合衆

年次	布哇	米本土	合計
一九〇二	九、一二五人	五、三三〇人	一四、四五五人
一九〇三	一三、〇四五	六、九九六	二〇、〇四一
一九〇四	六、五九〇	七、七九二	一四、三八五
一九〇五	六、六九二	四、三二九	一一、〇二一

國に向て日本を出發したる者の總數にして、其入國を拒絶されたると否とを問はざるを以てなり。

渡米者數

年次	非勞働者	勞働者	合計
一九〇八	二、三〇四人	一、五二二	三、八二六人
一九〇九	一、二五四	六五九	一、九一三
一九一〇六月三十日まで	一、〇三三	三三八	一、三七一

歸國者數

年次	非勞働者	勞働者	合計
一九〇八	三〇七人	五、一八六人	五、四九三人
一九〇九	二九〇	四、二四八	四、五三八
一九一〇六月三十日まで	一二一	一、六八六	一、八〇四

歸國者超過數

年次	總員	勞働者
一九〇八	一、六六七人	三、六六四人
一九〇九	二、六二五	三、五八九
一九一〇六月三十日まで	四三六	一、三四八
合計	四、七二八	八、六〇一

右の如く年々歸國者數の渡米者數に超過するは實に心細き次第なりと云ふべし。

千九百四年合衆國々富概算表

種別	價格
課稅不動産	五五、五一〇、二四七、五六四弗
無稅不動産	六、八三一、二四四、五七〇
家畜	四、〇七三、七九一、七三六
農業用器具機械	八四四、九八九、八六三
金銀貨金銀地金	一、九八八、六〇三、三〇三
工業用器具機械	三、二九七、七五四、一八〇
鐵道設備	一一、二四四、七五二、〇〇〇
市街鐵道設備	二、二一九、九六六、〇〇〇
電信設備	二二七、四〇〇、〇〇〇
電話設備	五八五、八四〇、〇〇〇
アルマン函車井に私用函車	一二三、〇〇〇、〇〇〇
船舶及運河	八四六、四八九、八〇四
私設給水設備	二七五、〇〇〇、〇〇〇
私設電燈電力設備	五六二、八五一、一〇五
農産物	一、八九九、三七九、六五二
工産物	七、四〇九、二九一、六六八
鑛産物	四〇八、〇六六、七八七
輸入品	四九五、五四三、六八五
衣服及裝飾品	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
家具車輛其他	五、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	一〇七、一〇四、二一一、九一七

即ち同年に於ける合衆國民一人に付一千三百十弗十一仙の割合なり。

謹賀新年

内外工事請負

シカゴ、ミルウオーキー
タコマ、イースタン　鐵道工夫募集

工事會社

タコマ市郵函五六

電話　メーン　一三五
　　ホーム　エー　一二三三

謹賀新年

TACOMA JAPANESE HOTEL ASSOCIATION,
1328 So. C St., Tacoma, Wash.

大阪商船會社乘船切符販賣

注意
タコマ港には毎月二回宛大坂商船會社の滊船發着有之候へば當地を經由して妻女御呼寄せの方は御地領事館日本人會及知名の白人よりの保證書御携帶相成候へば容易に上陸相叶可申樣本組合にて便宜取計ひ可申候

米國
タコマ日本人ホテル組合本部

ホテル レーニヤ　大沼定吉
旭旅館　柳田竹藏
ホテルコンモンズ　松尾益晴
太平洋旅館　川添渡太郎
大北館　矢崎專三

謹賀新年

日本人タコマ理髮業組合

パシフイック街七一三（電話）エー三九六四
新山種藏
同　林宣
同　大葉定一
パシフイック街一五三八
藤崎恒太
同　木村藤市
同　原定吉
南シー街一三二四（電話一六三二）
西岡清
同　久保五六
南シー街一三二六
萬屋秀吉
南シー街一三二八（電話エー一八四〇）
下石熊吉
同　藤田寅次
南シー街一三三四半
見常龜太郎

南シー街一三三六（電話エー一二五四）
宮原和行
同　三京國太郎
同　和田音松
南シー街一三五四
三宅寅治
同　平田伊喜
南シー街一五〇六（電話エー一九三八）
深川彌七
同　大崎文充
南シー街一五一九
白石義治
南シー街一五三七（電話エー三五五六）
淺原與六
同　田中彌七
ジエフアソン街一七五四（電話四六二三）
田中幸一

謹賀新年

最モ高尚ニ最モ身体ニ適合シ最モ安價ニ
最モ迅速ニ最モ丈夫ニシテ最モ便利ニ

最モ斬新流行洋服調進所ハ

岡田洋服店

タコマ市南シー街一三四四 (電話) メーン 二二三〇

岡田新次郎
店員一同

恭賀新年

いろは亭

タコマ市南シー街一三四〇
(電話) ホーム エー四八七九

謹賀新年

日米用達會社

南シー街一三〇四
電話 ホーム エー四八七九 メーン 四二六二

宇梶和一郎
柴垣清朗
入江誠一郎
大越又朗

恭賀新年

兒玉洋服店

タコマ市南十五街三一〇
兒玉吾一
(電話) ホーム エー四三三六

謹賀新年

光岡善吉

醫師
(電話) ホーム エー二〇三三 メーン 二〇四七

賀正

タコマ市南シー街一五一九半
寫眞師 **大野菊次郎**
(電話) ホーム エー二四八八 メーン 六三一

賀正

タコマ市コンマース街と九街の角
寫眞師 牧村・擣衣
(電話) メーン 一七七四

謹賀新年

通辯 仲買
請負 保險

タコマ市パシフイック街
一三一九

日米勸業會社

電話メーン八二〇〇
エー四二〇一

賀正

南シイ街四〇七
本店 イーグル洗濯所

ジエフアソン街一九二四
支店 ノーザン洗濯所

光田良太
岡本米藏
藤井清作

恭賀新年 ファイフRFD第一 向井新太郎

恭賀新年 タコマ市南シー街一五〇六 洗濯湯屋 旭山根孫一

賀正 タコマ市コムマース街一三四〇 日本人部主任 ケンタッキー酒舗 佃猶三

謹賀新年 タコマ市南シー街一三二四 琵琶湖亭

謹賀新年 タコマ市南デー街一三五四 有田兼吉

謹賀新年 タコマ市南シー街一三四七 岡本逸藏

謹賀新年 吉田直己

謹賀新年 タコマ市南十五街三百十番 山邊安一郎

謹賀新年

タコマ市南シー街一三〇八
日米雜貨 原兄弟商會

電話 メーン一三九四 エー四二七七

賀正

タコマ市シー街一五二
時計商 西本利作

電話 二五三〇

譲受開業

タコマ市シー街一五二一
平野玉塲

電話 二五三〇 平野高次郎

賀正

ファイフR、F、D第二
吉田藤平
寺山宗義
阿部傳三郎

タコマ郵函十二

賀正

タコマ市南シー街一三三九
御料理さかゐ亭

竹本系次郎

電話 メーン五二二〇 エー四一七七

謹賀新年

タコマ市南シー街
千三百二十五半
即席御料理
千とり
杉原正夫

電話 ホーム エー一一〇

謹賀新年

バレー洋食店並に支那料理
オーデング町 郵函 九五
ルーム貸
平井槇
吉川利三郎

美術雜貨及絹物類
和洋食料品一切
晚香坡市バウエル街二六一
仲買商 **澁谷清藏**
電話 一〇五六 郵函 二一九四

男女洋服裁縫店
晚香坡市ウエストミンスター街百十八番地
新井重次郎
MERCHANTS TAILOR.
118 Westminister Ave, Vancouver, B. C

和洋雜貨食料品絹布類一切
化粧品一切、蒲鉾製造販賣
特別安價にて差上可申候
晚香坡バウエル街三六九
前川商店
電話 三七二二
郵函 二一四四
▲二三階貸ルームあり

今般左の處に移轉の上從來の通り事務取扱ひ候間廣告候也
日加用達會社內
土地賣買 工事請負 **吉田喜代藏**
電話 八三九

菊正宗一手販賣所
日進合資會社
電話 二三二〇 二一六二

クスリ 化粧品 有効 卓絶 **風藥**
御違方注文は御送金次第迅速丁寧に御送附可申候
晚市バウエル街二四九
磯村藥舖
郵函 二一一四
P.O.BOX 2114. Vancouver. B. C.

HOTEL IKEDA.
245-251 Powell St.
Vancouver, B. C.
Box 2115 Tel 1361
貸ルーム 特別安價
晚香坡市バウエル街二四五
池田旅館
館主 池田久次郎
電話 一三六一 郵函 二一一五

P. O. Box 629 Phone 2848
J. KORENAGA,
15 Cordova St., East Vancouver, B. C.

日本製魚網魚具販賣
各國產食鹽
各種食料品回漕業
晚香坡市東カドバ街十五番
輸出入商 **是永商會**
電話 二八四八
郵函 二一三一

土地賣買及通譯
晚香坡市
バウエル街二百四十五番地池田旅館內
小島林之助
(電話) 六二一四 (郵函) 二一一五
H. R. KOJIMA.
Realestate Broker & Japanese Interpreter
Office
245 Powell Street,
Vancouver, B. C.
Tel. 6324, P. O. Box 2115

服地新柄澤山着荷
晚市ウエストミンスター街二二五
田鍋洋服店
店主 田鍋與市

迅速叮嚀本店特色

S. Matumiya Co.
213 Powell St.

和洋 **雜貨食料品一切**
諸雜誌賣捌所
晚市バウエル街二百十三番
松宮商店
(電話) 三五九七

松宮運送社
(電話) 三五九七
配達迅速◉取扱丁寧

PHONE 839 P.O. BOX 2108

THE
CANADIAN NIPPON SUPPLY CO. LTD
VANCOUVER, B. C.

シーピー鐵道就働者募集
ギャングセクション日給壹弗五十五仙より壹弗七十仙シヨツプ働き壹弗四十五仙
外にオバータイムの働きあり
其他ギャング新設希望の方には特別相談可申候
右至急募集す

晩香坡市ボウエル街三百三十八番地
日加用達株式會社
電話 八三九 郵函 二一〇八

晩市ボウエル街三六〇
申込所 同支店
電話 三九七

晩香坡

賀正 正富 壽

謹賀新年
中井商店
中井利三郎
ス市メーンアレイ五二〇 郵函八〇七

高等理髮店
東德三郎
スポーケン市スチブンス街 二二八

御料理 菊水 タマハル
ス市メーンアレイ 四二〇
電語 二七二七

即席御料理、
喜滿々亭
スポーケン市フロントアレイ四一二

スポーケン日本婦人會
郵函 三九八
幹事 中村トキ子
森ハツ子
會計 木村スエ子

スポケーン

謹賀新年

スポーケン市 **洋食店組合**

ユーコン、レストラント
ビッグベンド、レストラント
サンライス、レストラント
スポーケン、レストラント
カリフオルニア、レストラント
ニューヨーク、レストラント
ベル、レストラント
ヘンリー、カヒー
ゼーエンドエム、レストラント
ユー、エス、レストラント
インペリアル、レストラント
リンコルン、レストラント

スポケーン

謹賀新年

農園經營者

ヘラドパーク
黒田林藏
山下藤作
門矢辨次

リンコルン
鬼塚虎熊

スプリングレーキ
笹田福次郎
久世盛記

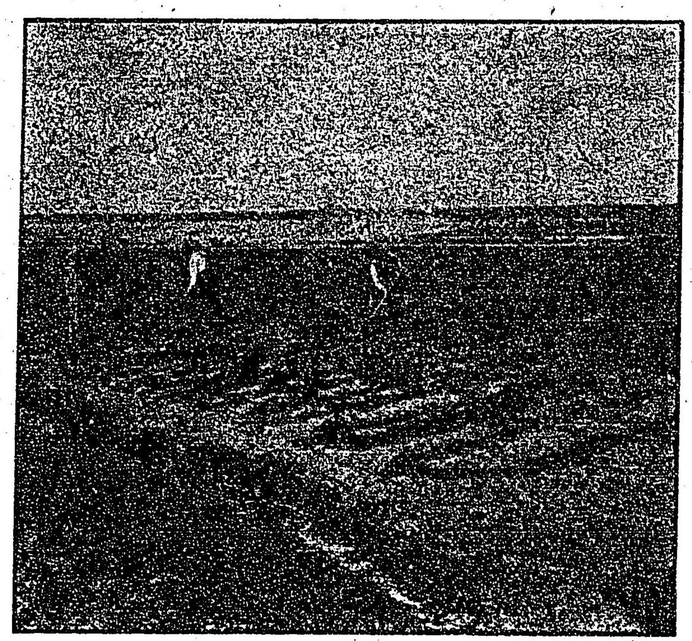

パスコ イリゲーション

謹賀新年

華州ワシントン州巴沙郡市

東洋貿易會社支部
中島勝治
佐藤忠夫

ローヤルカヒー
井手文喜

クリマリーカヒー
氏本仲藏
高橋七太郎

パスコハンドラントリー
喰田慶資
金剌政市

オリンピアルームス
片山光造

山内玉塲
山内淺一郎

藤本商會
藤本柳一

シチーイフツシュ、マーケット
豐川虎一

支那料理
森作藏

巴沙郡

▲商業部
▲勞働部
帝國商會
▲旅館部

ポ市北第三街五〇
電話（メーン九三四九
　　エー　二八九三

日米雜貨食料品
卸し小賣並に旅館
諸般勞働口無手數料周旋
フートリバー市
仁熊商店
14 Oak St., Hood River Oregon
Phone 160

和洋風呂 洗濯
ポ市エブレット街二六四
ミカド湯
電話　エー　七二六六

日本美術雜貨直輸入卸小賣
ポ市
井上商會
ORIENTAL IMPORTING CO.
444 Washington St., Portland, Ore.
Phone Home A 3852

オレゴン州
日本人貯蓄企業組合
事務所
ポ市北第五街八七
電話エー一九九三

急速を要する工事には何時にても間に合ふ樣
同職者を周旋仕るべく候
大工職 藤本槌三郎
ポ市クーチ街三五五
電話　エー　四〇六五

謹賀新年

オレゴン州ボイド
哥倫比亞
社長
殖産會社
下村眞鋤
外役員一同

▲土地賣買周旋
▲農産物賣買周旋
▲オレゴン州の土地所有權は日本も白人と同樣に御座候

Columbia Land & Produce Co.
R. F. D. No. 2 Boyd, Ore.

▲宴會用大廣間は三階にあり
▲特に日本人諸君の御光來を待つ
支那料理 南京樓
ポ市北第四街七三　電話　エー　七七六六

ポ市北第二街三二
謹賀新年 森下床
電話　エー　三九五五

謹賀新年

ポートランド市フード街六二七
旅舘 山根
電話　エー　二八五四
Yamane Boarding House
627 Hood St., Portland, Ore.
Phone Home A 2854

ポートランド

雜貨
食料品
卸小賣

最新流行
洋服
各種

書籍
及
雜誌

機械
精米
所

ポートランド市

蜂谷商店
蜂谷旅館

貴金屬、寶石
裝身具及び
各種時計
ポートランド市
バンサイド街二八一
蜂谷支店

食堂及
最新式設備を
有し諸事
御滿足を計る
本店接續
蜂谷旅館

御手廻り荷物
其他
遠慮なく
取扱ふ
旅館内
蜂谷運送部

日本
大阪市
京町堀
上通り
蜂谷
支店

Phones
Main 5142
A 1905
P. O. Box
No. 125

電話 メイン 五一四二 エー 一九〇五
郵函 一二五

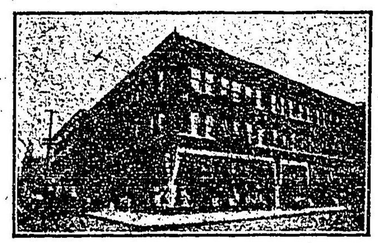

オレゴン州
ポートランド市
第五街フランダー街

M. HACHIYA CO.
FIFTH & FLANDERS STS., PORTLAND, OREGON

第二編

第二編

ポートランド市

蜂谷商店
蜂谷旅館

雜貨
食料品
卸小賣

最新
流行
洋服
各種

書籍
及
雜誌

機械
精米所

黄金屬、寶石
裝身具及び
各種時計
ポートランド市
パンサイド街二八一
蜂谷支店

食堂及
最新式設備を
有し諸事
御滿足を計る
本店接續
蜂谷旅館

御手通り荷物
其他
遺憾なく
取扱ふ
旅館内
蜂谷運送部

日本
大阪市
京町堀
上通り
蜂谷
支店

オレゴン州
ポートランド市
第五街フランダー街

Phones
Main 5142
A 1905
P. O. Box
No. 125

電話
メイン 五一四二
エー 一九〇五
郵函 一二五

M. HACHIYA CO.
FIFTH & FLANDERS STS., PORTLAND, OREGON

第二編

○法規

第一章 條約及法令

第一 現行日米通商航海條約

日本國皇帝陛下及亞米利加合衆國大統領は兩國民の交際を擴張增進し以て幸に兩國間に存在する所の厚誼を維持せんことを欲し而して此目的を達せんには從來兩國間に存在する所の條約を改正するに如かざるを確信し公正の主義と相互の利益を基礎として其改正を完うする事に決定し之れが爲めに日本國皇帝陛下は米國駐劄特命全權公使從四位勳四等栗野慎一郎を亞米利加合衆國大統領は合衆國國務大臣ウオルター、キユー、グレシヤムを各全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其委任狀を示し其良好妥當なるを認め以て左の諸條を協議決定せり

現行日米通商航海條約

第一條

兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土内何れの處に到り旅行し或は住居するも隨意たるべく而して其身体及財產に對しては完全なる保護を享受すべし該臣民或は人民は其權利を伸張し及び防護せむが爲め自由に裁判所に出訴する事を得べく又該裁判所に於て其權利を伸張し防護するに付内國臣民或は人民と同樣に代言人辯護人及代人を選擇し且つ使用することを得べし而して右の外同法取扱に關する各般の事項に關して内國臣民或は人民の享有する總ての權利及び特典を享有すべし

住居權旅行權及各種動產の所有遺贈又は其他の方法に因る所の動產の相續幷に合法に得る所の各種財產を如何に處分することに關し兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土内にありて内國若くは最惠國の臣民或は人民と同樣の特典自由及權利を享有し且此等の事項に關しては内國若くは最惠國の臣民或は人民に比して多額の稅金若くは賦課金を徵收せらるゝことなかるべし

兩締盟國一方の臣民或は人民は他の一方の領土内に於て良心に關し完全なる自由及法律勅令及規則に從つて公私の禮拜を行ふの權利幷に宗教上の習慣に從ひ埋葬するの權利を享有すべし

J. T. Kikutake & Co.

Contractors for Fish Packers and Nippon Labor

Seattle, Washington.

謹賀新禧

菊竹經義　寺井貞次郎
中村虎三郎　高木嘉市
吉山龜喜　秋山萬藏
新谷於兎藏　小田兵藏
中嶋新　有田勇
横田仙吾　清水久松
鹿子木勝次郎　萬田竹三郎
宮崎勝太　辻岡寛
山口良太郎　淺利喜太郎
龜井嘉之助　猪瀨政雄

筑紫館　藤本虎楠

メーナード街四一三番　菊竹事務所

デアボン街六六六電話エー四二八五

何等の名義を以てするも該臣民或は人民をして內國若くは最惠國の臣民或は人民の納むる所若くは將來納むべき所に異るか又は之より多額の取立金若くは租稅を納めしむるを得ず

兩締盟國一方の臣民或は人民にして他の一方の領土內に住居する者は陸軍・海軍・護國軍・民兵等に論なく總て強迫兵役を免れ且つ其服役の代りとして取立つる所の一切の納金を免れ又一切の强募及軍事上の賦斂或は損害を免かるべし

第二條

兩締盟國の間には互に通商及び航海の自由あるべし

兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土內何れの所に於ても總ての正業に屬する各種の生產物製造品及び貨物の卸賣若くは小賣營業に從事するを得べく右營業に從事するに於て自身に是を爲し或は外國人若くは內國臣民或は人民と組合を結びて之をなすも隨意たるべし

又必要なる家屋・製造業・倉庫・店舖及附屬構造物を所有し又は之を借受け又は使用し且つ住所及商業の爲に土地を借受くることを得

但し內國臣民或は人民と同樣其國の法律規則を遵守するを要す

該臣民或は人民は他の一方の領土內の各地諸港及諸河にして外國通商の爲めに開かれ或は開かるべき場所へ船舶及貨物を以て自由に到るを得且通商及航海に關しては官吏・公吏・一私人或は會社若くは何等施設の名義を以てするも或は其利益の爲めに課せらるゝ所の稅金或は取立金は其性質若くは名稱の如何を論せず內國臣民或は人民若くは最惠國臣民或は人民の拂ふ處に異なるか或は之よりも多額のものを拂ふ事なく內國々民或は人民若くは最惠國臣民或は人民と同一の取扱を受くべきものとす

但し本條及前條の規定は兩締盟國の各方の規定に於て商業勞働者の移住、警察公安に關し現に行はれ又は將來制定せらるべき法律勅令規則には何等の影響を及ぼすことなし

第三條

兩締盟國の一方の臣民或は人民が他の一方の領土內に於て住居商業の爲めに供する家宅・製造處・店舖及び之れに屬する總ての構造物は侵すべからず

右家宅等へは猥りに侵入搜索すべからず又帳簿書類或は簿記帳を檢查點閱すべからず

但し內國人或は人民に對し法律勅令規則を以て制定せる條件及定式に據るときは此限りにあらず

第四條

合衆國領土內の生產若しくは製造に係る物品は何れの

地よりも日本國皇帝陛下の領土內に輸入し又は日本國皇帝陛下の領土內の生產或は製造に係る物品は何れの地より合衆國領土內に輸入するにも總て別國の生產或は製造に係る同一の物品に課する所の稅に異なるか或は之れより多額の稅を課せらるゝことなかるべし、又締盟國の一方の領土內へ別國の生產或は製造に係る物品の輸入を禁止するにあらざれば他の一方の生產或は製造に係る同種の物品を何れの地より輸入することをも禁止することなかるべし

但し此末段の取極めは人畜或は農業に有用なる植物の安全を保護するに必要なる衛生上及他の禁止には適用すべからざるものとす

第五條

兩締盟國の一方の領土內より他の一方の領土內へ輸出する一切の物品へは他の各外國へ輸出する同種物品に對して賦稅し若くは賦課すべき所に異なるか或は之れより多額の稅金又は雜費を賦課することなかるべし

又兩締盟國の一方の領土內に於て他の各外國に向ひ物品の輸出を禁止するにあらざれば他の一方の領土內へ同種の物品を輸出することをも禁止せざるべし

第六條

兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土內にありて總ての內地通關稅は免除せらるべく又倉入、奬勵金、便益及び稅金拂戻等の事項に就ては全く內國臣民或は人民と均等の取扱ひを受くべし

第七條

日本國皇帝陛下の領土內の諸港へ日本國の船舶を以て適法に輸入し若くは輸入せらるべき物品は又合衆國の船舶を以て同樣に之を右諸港へ輸入することを得此場合に於ては日本國船舶が右樣の物品を輸入する時課すべき稅金或は雜費の外何等の名義を以てするも更に別種或は多額の稅金雜費等を課せざるべし又合衆國領土內の諸港へ合衆國の船舶を以て適法に輸入し若しくは輸入せらるべき物品は又日本の船舶を以て同樣に之を右諸港へ輸入することを得此場合に於ては合衆國船舶が右樣の物品を輸入する時課すべき稅金或は雜費の外何等の名義を以てするも更に別種或は多額の稅金雜費等を課せざるべし右相互對等の取扱は右物品の直ちに原產地より到ると其他の場所より到るとを問はず必ず之を施すものとす

輸出に關しても前項の場合と同樣全く均等の取扱を施すべし故に兩締盟國の一方より適法に輸出し若くは輸出せらるべき物品は其輸出の日本國船舶によると合衆國の船舶によるとに拘はらず又其仕向先の締盟國の一港たると第三國の一港たるとを問はず領土內に於ては之に課するに同一の輸出稅を以てし又之に許すに同一

の奬勵金幷に稅金拂戻のことを以てすべし

第八條

政府・官吏・公吏・一私人・會社若くは何等施設の名義を以てするか又は其の利益の爲に課せらるゝ所の噸稅・港稅・水先案內料・燈臺料・檢疫費其他之と同種の稅金は其性質幷に名義の如何に係らず同一の條件を以て同樣の場合に於て內國船舶一般若くは最惠國船舶に課するものにあらざれば兩締盟國の一方は其領土の港に於て之を他の一方の船舶に課せざるべし此の如き均等の取扱は兩國の船舶が何れの地或は港より來り又何れの處に行くものたりとも相互同一たるべきものとす

第九條

兩締盟國の一方の領土內の海港・海灣・船渠・川河或は其他の碇泊處に於て船舶の繫留または貨物の船積船卸に關する一切の事項に就ては內國船舶に許與せざる特典は均しく他の一方の締盟國の船舶にも許與せざるべし

但し本件に關しても亦兩締盟國の目的は兩國の船舶に對して互に全く均等の取扱ひを施すにあるものとす

第十條

締盟國の沿岸貿易は本條約に於て規定するの限りにあらず各其法律勅令及規則に從ひ之を規定すべきものとす然れども日本國皇帝陛下の領土內に於ける合衆國人民又は合衆國の領土內に於ける日本國臣民は此事項に關しては各法律勅令規則を以て他の外國臣民若くは人民に許與し若くは許與せらるべき諸權利を享有するものとす合衆國領土內の二個以上の港へ仕向けたる荷物を外國に於て積載したる日本國船舶及日本國皇帝陛下の領土內の二個以上の港へ仕向けたる荷物を外國に於て積載したる合衆國船舶は外國貿易を許されたる仕向港の一に於て其積荷の一部を陸揚し而して其最後に積載したる荷物の剩餘を陸揚する爲め他の一港若しくは數港へ進航する事を得べし（但し兩國の法律及稅關規則に從ふものとす）

但し日本國政府は本條約の期限間是迄の通り合衆國船舶が帝國の現開港場間に積荷を運搬する事を承諾すや否も大阪・新潟・及夷港は此の限にあらず

第十一條

兩締盟國の一方の軍艦又は商船にして暴風亦は其他の危難に遭遇し避難の爲め止むを得ず他の一方の海港に進入するものは內國船舶の拂ふべき稅金の外何等の稅金を拂ふことなく其港に於て更らに艤裝をなし一切の需要品を求め再び航行するを得べし

但し商船の船長にして其費用を支辨する爲め積荷の一部を賣却するを要する場合には該船長は其寄港地

の規則及稅目を遵守すべきものとす

兩締盟國の一方の軍艦或は商船にして他の一方の沿岸に於て淺瀨に乘り上げ或は難破したる時は地方官より其事件の生じたる地方にある所の總領事・領事・副領事或は代辨領事へ其旨を通知すべし

但若し其地方に領事官の駐在せざる時は最近地方の總領事・領事・副領事或は代辨領事へ通知すべし

日本國皇帝陛下の領海にて難破し若くは海岸に乘り上げたる合衆國船舶の救助に關する一切の手續は日本國法律勅令及規則に從つて之れをなすべく又相互の主義に基き合衆國の領海にて難破し若くは海岸に乘り上げたる日本船舶に關する一切の救助處分は合衆國の法律に從つて之れを爲すべし右難破若しくは乘上げたる船舶幷に器具其他一切の附屬品及該船舶より救ひ上げたる貨物幷に商品及右等の諸物件にして海中に投棄せられたる物或は之を賣却したる時は其收得金幷に該遭難船內に發見せられたる一切の書類は右船舶持主或は代理人より要求する時は直ちに引渡すべし右持主或は代理人の其場に在らざる時は內國法律に定めたる期限內に該當總領事・領事・副領事或は代辨領事より請求あれば之れを引渡すべし而して右領事館・持主或は內國船舶難破の場合に於て拂ふべき處の物品保管費幷に難破救助費其他の費用のみを拂ふべきものとす

難破船より救ひ上げたる貨物及商品は消費の爲めに通關手續をなすにあらざれば一切の關稅を免除すべし但し消費の爲に賣捌く場合には普通の關稅を納むるを要するものとす

兩締盟國の臣民或は人民に屬する船舶にして他の一方の領內にて淺瀨に乘上げ或は難破したる時其持主・船長若くは持主代理人不在の場合には該當總領事・領事・副領事若くは代辨領事は其自國の臣民或は人民に必要の補助を與ふる爲め職權上の助力を爲すを許さゝるものとす此規定は持主船長若くは他の代理人現に其場に在る時と雖も右樣の補助を與ふるを請求する場合には亦適用すべきものとす

第十二條

本條約に於ては日本國の國法に從ひ日本船舶と見做さるべき一切の船舶は之を日本國船舶と認め亦合衆國の國法に從ひ合衆國船舶と見做すべき船舶は之を合衆國船舶と見做す

第十三條

兩締盟國一方の領土內に駐在する他の一方の總領事・領事・副領事及代辨領事は自國脫船人を取戻す爲め法律の許す處の補助は之を地方官より受くべきものとす

但し海員が其各自の所屬國に於て脫船したる時は此規定を適用せざるものと知るべし

第十四條

兩締盟國は其の一方の通商及航海を他の一方に於て總て最惠國の基礎に倣く主意を有するに因り通商及び航海に關する一切の事項に關し其一方より別國の政府・船舶・臣民或は人民に既に許與し或は將來許與すべき一切の特典殊遇若くは免除は他の一方の政府・船舶・臣民或は人民にも若し別國へ無報酬にて許與したる時は無報酬にて又若し條件を付して許與したる時は其れと均一の條件を附して之を許與する事を兩締盟國にて約定す

第十五條

兩締盟國の一方は他の一方の海港・都府及其他の場所に總領事・領事・副領事・領事代理・代辨領事を置くことを得べし

但し領事官の駐在を認許するに便宜ならざる場所は此限に非ず

然れども右の制限は他の諸外國に對しこれを適用するに非らざれば一方の締盟國に對し之を適用するを得ざるものとす

總領事・領事・副領事・代理領事及代辨領事は一切の職務を執行することを得且つ其在留國に於て最惠國の領事官に既許與し或は將來許可せらるる可き一切の特權及免除は之を享有すべきものとす

第十六條

兩締盟國の一方の臣民或は人民は他の一方の領土內に於て法律に定る所の手續を履行する時は專賣特許及商標意匠に關し內國臣民或は人民と同樣の保護を受べし

第十七條

兩締盟國は左の取極めに同意す

日本國に在る各外國人居留地は全く其所在の日本國市區に編入し爾後日本國地方組織の一部となるべし然る上は日本國當該官吏は之に關して其地方施政上の責任義務を負擔すべし又之と同時に右外國人居留地に屬する共有資金若くは財產ある時は之を右日本國官吏へ引渡すべきものとす尤も前記外人居留地を日本市區に編入の場合には該居留地內にて現に依て以て財產を所持するところの永代借地權は有効のものと確認せらるべし而して右財產に對しては右借地券に揭くる條件の外は何等の條件をも附せざるべし

但し借地券中に領事官とあるは總て日本國該當官吏を以て之れに代ゆべきことと知るべし

外國人居留地公共の目的の爲めに無借料にて既に貸與したる各地所は永代に保存せらるべし且該地所にして最初貸與したる時の目的に使用せらるゝ限りは總ての租稅徵收金を免すべし

但し土地收用權には從ふべきものとす

第十八條

本條約は其實施の日より兩締盟國に現存する嘉永七年三月三日即ち千八百五十四年三月三十一日締結の和親條約、安政五年六月十九日即ち千八百五十八年七月二十九日締結の修好通商條約、慶應二年五月十三日即ち千八百六十六年六月二十五日締結の改稅約書、明治十一年七月二十五日即ち千八百七十八年七月廿五日締結の約書及び之れに附屬する一切の諸約定に代はるべきものとす而して該條約及諸約定は右期日より總て無効に歸し隨つて合衆國が日本帝國に於て執行したる裁判權及び該權に屬し又は其一部として合衆國人民が享有せし所の特典、特權及免除は本條約實施の日より別に通知をなさず全然消滅に歸したるものとす而して此等の裁判管轄權は本條約實施後に於ては日本帝國裁判所に於て之を執行すべし

第十九條

本條約は明治三十二年七月十七日より實施せらるべきものとす而して其日より十二個年間効力を有するものとす

兩締盟國の一方は本條約實施の日より十一ヶ年を經過したる後は何時たりもと本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし而して此の通知を爲したる後十二ヶ月を經過したるときは本條約は消滅に歸すべきものとす

（右の日米條約は通商航海條約にして去る明治廿八年一月二十八日批准、同年三月二十一日華盛頓に於て交換同月二十四日公布せられたる者なり）

現行日米通商航海條約

消滅に歸すべきものとす

第二十條

本條約は兩締盟國に於て之れを批准し其批准は本條約調印後六ヶ月以內に可成速に東京又は華盛頓に於て交換すべし右證據として各全權委員は之に記名調印するものなり

明治二十七年十一月二十二日華盛頓にて本書二通を作る

栗野慎一郎 印

ウォルター、キューグレシャム 印

亞米利加合衆國政府の提議に係る

本條に對する修正

第十九條第二項中「兩締盟國は」の下「本條約實施の日より十一ヶ年を經過したる後は」の文字を削り「其後」の文字を挿入す因て該項は左の如くなるべし

兩締盟國の一方は其後何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし而して此通知を爲したる後十二ヶ月を經過したるときは本條約は消滅に歸すべきものとす

第二　合衆國憲法

第一章

第一條　此憲法の授與する一切の立法權は之を元老院及び代議院を以て成立する合衆國議會に委任す

第二條　一、代議院は二年毎に諸州人民の撰出せる議員を以て組織す各州の撰擧人は州會議員の撰擧人たる資格を具備することを要す

二、年齡二十五歲に滿たざる者七ヶ年以上合衆國の市民たらざる者及び撰擧當時其撰出せらるべき州の現住民ならざる者は代議院議員たることを得ず

三、代議院議員幷に直接稅は聯合に加盟したる諸州の間に之を分配し一定の期間勤務に服すべき者を含む自由民の總數に其他の人口の五分の三を加算したるものを以て之を決定す但し租稅を賦課せざる印度人を除く（譯者曰く修正追補及第十四章第二條を參照すべし）

現時の計算は第一國會開會後三ヶ年以內其後は各十個年以內に法律の規定する方法に從て之を行ふ

代議院議員の數は三万人毎に一人として之を超過することを得ず但し各州は少なくとも一名の代議院議員を撰出するものとす

右の計算を爲す時まではニューハムプシヤイヤー州は三名、マサチユーセツツ州は八名、ロードアイランド州及びプロヴインデンス殖民地は一名、コンネクチカット州は五名、ニューヨーク州は六名、ニュージャーシー州は四名、ペンシルヴアニヤ州は八名、デラウエヤー州は一名、メリーランド州は六名、ヴアージニヤ州は十名、ノースカロライナ州は五名、サウスカロライナ州は五名、ジヨーヂヤ州は三名を撰出する權利を有す

四、州撰出議員に欠員を生じたる時は其州の行政官は補欠撰擧を施行するを要す

五、代議院は其議長幷に役員を撰擧し又之を彈劾するの權を有す

第三條　一、合衆國元老院は各州會の撰出せる一州に付き二名の議員を以て組織す

議員の任期は六ヶ年にして各一個の投票權を有するものとす

二、第一撰擧の後元老院を召集したる時は直ちに其議員を各同數の三級に分つ

第一級に屬する者は第二年の終りに於て、第二級に屬する者は第四年の終りに於て、第三級に屬する者は第六年の終りに於て各其任期を終了するものとす故に全議員の三分の一の撰擧は二年毎に之を行ふ

州會閉會中元老院議員の辭職又は其他の事故に由り欠員を生じたる場合には州行政官は臨時議員を任命し該議會の次會期を俟て補欠撰擧を行ふものとす

三、年齡三十歲に滿たざる者、九年以上合衆國市民たらざる者及び撰擧の當時其撰出されたる州の現住民ならざる者は元老院議員たることを得ず

四、元老院議長は副大統領之に任じ議事に關し可否同數なる場合の外投票權を有せざるものとす

五、元老院は其役員を撰擧し副大統領不在の場合又は副大統領が代て大統領の職務を執行する場合には臨時議長を撰擧することを得

六、元老院は總ての彈劾に對し專ら之を裁決するの權を有す但し之を行使せんとする時は議員は宣誓又は誓約を爲すを要す

大統領が彈劾せられたる場合には大審院長其議事を司る

何人も出席議員三の分の二以上の贊成あるにあらざれば懲罰の判決を受くることなし

七、彈劾の裁判に於ては被彈劾者の免職及び合衆國政府の名譽、信用又は報酬ある官職に就くの資格剝奪以上の所決を爲すことを得ず但し此判決を受けたる者は法律の規定に據り法庭に於て公訴、審問、判決及び處罰せらるゝものとす

第四條　一、元老院及び代議院議員撰擧執行の時期場所及び方法は各州會之を定む但し國會は元老院議員撰擧の場所以外の事項に就ては臨時法律を以て制限を設け又は州會の規定を變更することを得

二、合衆國議會は每年少なくとも一回召集せらるゝものとし其開會は法律を以て特に期日を指定せざる時は十二月第一月曜日に之を行ふ

第五條　一、各院は議員の撰擧、被撰投票の結果及び其資格を審査判定するの權を有す

議事を爲す定員數は總議員數の過半數とす但し定員數を得ざる時は少數議員は日々休會を爲し議院法を以て定めたる方法幷に罰則に依り欠席議員の出席を強制することを得

二、各院は議事規則を定め院內の秩序を紊したる議員を懲罰し又總議員三分の二以上の贊成を以て議員を除名することを得

三、各院は議事錄を調製し其秘密を要するものの外は時々之を公表すべし又出席員五分の一の請求ある時は其議事に關する議員の贊否如何を議事錄に記入すべきものとす

四、國會の開會中一院は他の一院の承諾を得ずして三日以上休會し若しくは兩院の會場以外の場所に

於て開會することを得ず

第六條　一、兩院議員は法律を以て定めたる金額に依りて國庫より其勤務に對する報酬を受く兩院議員は叛逆、重罪幷に公安を害する罪を除くの外は會期中院の內外に於て逮捕せらるゝことなく又其院內に於て爲したる言論に對して院外に於て訊問を受くることなし

二、兩院議員は其任期中合衆國政府の創定若しくは增給したる行政官に任命せらるゝことを得ず又合衆國政府の官吏は其在職中兩院の何れの議員となることをも得ず

第七條　一、歲入に關する議案は代議院先づ之を議決す但し元老院は他の議案に於ける如く修正を提議し若しくは修正に贊同することを得

二、兩院を通過したる議案は先づ之を法律と爲す前に大統領に提出し大統領之を裁可したる時は其案に署名し裁可せざる時は之に反對の旨を附記して其議案を先議したる議院に迴附す此場合に其議院は議事錄に却下の旨を明細に記入し再び同一案に就き議事を開くものとす

一院が三分の二以上の贊成を以て之を通過したる時は之に大統領の不裁可の旨を附記して他院に回送し他院も亦之を再議に附し其三分の二以上の贊

成を以て之を通過したる時は法律となる

總て右の如き場合には兩院の意志は議員の可否の發言に依りて之を決し其議案に對して贊否の表決を爲したる議員の氏名を各院の議事錄に記入すべし

議案を大統領に提出したる日より十日以內（日曜日を除く）に之が返附を受けざる時は大統領之に署名したると同じく法律となる但し議會が休會中にして其返附を受くる能はざる場合は此限にあらず

三、休會の問題を除くの外兩院の替同を必要とせる各命令又は決議は之を大統領に提出すべし大統領之を裁可したる時は有效となり之を裁可せざる時は兩院は法律案に關する規定及び制限に從ひ兩院議員の三分の二以上の多數を以て之を再び通過することを得

第八條　一、國會は左の權限を有す

國債を償還し國防に備へ國利民福を計らんが爲めに租稅關稅輸入稅及び消費稅を賦課徵收すること但し總ての關稅、輸入稅及び消費稅は全國を通じて劃一とす

二、合衆國の信用を以て國債を起すこと

三、外國との通商幷に諸州間及び印度種族との間に

於ける通商を規定すること

四、全國を通じて歸化に關する劃一の規定を設け幷に破產に關する劃一の法律を設くること

五、貨幣を鑄造し內外貨幣の價格を整理し又度量衡の標準を定むること

六、合衆國の通貨及び有價證券の僞造に對する罰則を規定すること

七、郵便局及び郵便道路を設くること

八、學術及び有用なる技術の進步を助成する爲めに一定の期間著作者幷に發明者に對し其著作物及び發明品を專用する權利を與ふること

九、大審院の下級裁判所を設置すること

十、公海に於ける海賊及び重罪行爲幷に國際法に反する行爲の定義を明かにし之を處罰すること

十一、戰を宣し捕拿報復免狀を下附し陸上及び海上の捕獲に關する規定を設くること

十二、陸軍を徵募し且之を維持すること但し其二年以上の經費に對する充當を爲すことを得ず

十三、海軍を設け之を維持すること

十四、陸海軍の統御に關する規定を設くること

十五、國法を執行し內亂を鎭定し外寇を防止するが爲めに民兵の召集に關する規定を設くること

十六、民兵の編制、武裝幷に訓練を爲さんが爲め又

合衆國の兵役に服するを得る民兵の一部を統御するが爲めに幷に其士官を任命するの權及び國會の規定したる方法に從て民兵を訓練する權を各州に留保するが爲めに必要なる規定を設くること

十七、或る州の讓與と國會の受諾とに依り合衆國政府の所在地となる地方（十方里を超過せず）に於て絕對に立法權を行使し又堡砦、武庫、造兵廠、乾燥船渠其他必要なる建造物を設くるが爲めに州會の承諾を經て買收したる地方に同一の權利を行使すること

十八、前記諸種の權利及び憲法に依り合衆國政府、各省又は其官吏に委任せられたる權利を行使するに必要且適當なる法律を設くること

第九條　一、現在の各州が適當と認たる外國人の入國は一千八百八年以前の國會は之を禁止することを得ず但し一人に付き十弗以內の入國稅を課することを得

二、人身保護狀に關する特權は之を停止することを得ず但し內亂、外寇に際し公安維持の必要上已むを得ざる場合は此限りにあらず

三、專斷宣告法又は遡及法律法は之を通過するを得ず

四、人頭稅及び其他の直接稅は前記規定（譯者曰く

本章第二條第三項）に依り計算したる人口に比例するにあらざれば之を賦課することを得ず

五、各州より輸出する物品に對し稅金又は關稅を賦課するを得ず

六、一州の港津に對して他州の港津に對すると異なる通商及び關稅の規定を設くることを得ず又一州へ往復する船舶は他州に於て其出入若しくは關稅の納附を强制せらるゝことなし

七、法律に規定したる費途の外、國庫より金錢を支出するを得ず又總て公金の收支計算は時々公表すべきものとす

八、合衆國は貴族の稱號を授與せず又合衆國政府の下に奉職する者は國會の承諾を得るにあらざれば外國の王、公及び政府より贈與、俸給、官職又は稱號を受くるを得ず

第十條　一、各州は外國と條約又は同盟を締結し聯合に加入し捕拿報復免狀を下附し貨幣を鑄造し信用證券を發行し金銀貨幣以外の物を法貨とし專斷宣告法、遡及法若しくは契約上の義務を減損する法律を制定し又貴族の稱號を授與することを得ず

二、各州は國會の承諾を經ずして檢定法を執行するに必要なるもの、外輸出入品に關稅を賦課することを得ず又各州が輸出入品に賦課したる關稅の純收入は國庫の用途に充當す國會は總て此種の法律を制定又は修正するの權を有す

三、各州は國會の承諾を經ずして噸稅を賦課し平時に軍艦を備へ他州若しくは外國と條約を結び聯合に加入することを得ず又外寇の襲來に遇ひ若しくは危險切迫して遲滯を許さゞる場合の外戰爭に從事することを得ず

第二章

第一條　一、行政權は之を大統領に委任す大統領は副大統領と共に其任期四ヶ年にして右の方法に依りて撰擧せらる

二、各州は州會の規定する方法に從ひ各州より撰出する國會の元老院及び代議院議員と同數の撰擧人を撰出すべし但し兩院議員又は合衆國政府の下に奉職する者は撰擧人となることを得ず

三、撰擧人は各所屬の州に集合し二名を投票すべし但し其一名は撰擧人の所屬する州の住民にあらざることを要す

撰擧人は投票せられたる者の得點名簿を作製し之に署名し證明及び封緘を施し元老院議長に宛てゝ合衆國政府所在地に送達す

元老院議長は兩院議員の面前に於て證明書を悉く開封し投票を計算す

內最多數の投票を得且つ其數撰擧人の總數の過半數に達したる者は大統領となるべし

若し他に過半數に達し同數の投票を得たる者ある時は代議院は直ちに投票を行ひ其一人を大統領に撰定す

撰擧人總數の過半數に達する投票を得たる者一人もなき時は代議院は投票を以て得點名簿中の最高點者五名の中より大統領を撰定す

代議院が大統領を撰擧する場合に於ては各州の投票とし其代表者の投票數は一州に付き一票とす又其定足數は總州數の三分の二を代表する者を以て成立し撰定には總州數の多數を得ることを要す

何れの場合に於ても大統領撰擧の後撰擧人より最多數を得たる者は之を副大統領とす但し二人以上同一の投票數を得たるときは元老院は投票に依り其一人を撰定す

（譯者曰く本項は千八百四年九月廿五日を以て修正せられたり修正憲法第十二章即ち是なり）

四、國會は撰擧人を撰出し幷に撰擧人が投票する時日を定むることを得但し其時日は全國同一とす

五、合衆國內に出生したる市民若しくは本憲法制定の當時合衆國市民たる者の外大統領に撰任することを得ず

年齡三十五歲に滿たざる者及び十四年以上合衆國に住居せざる者は大統領となることを得ず

六、大統領失職し死亡し辭職し若しくは故障の爲め職權職務を執行すること能はざるに至りたる時は副大統領之に代りて大統領の職に就く

國會は大統領及び副大統領が失職死亡又は辭職の場合若しくは故障のため其職務を執行する能はざるに至りたる場合幷に其場合に於て大統領の職務を行ふべき官吏に關しては法律を以て之を規定し右の官吏は之に從て故障の止む時まで若くは新たに大統領を撰擧する時まで此職務を行ふものとす

七、大統領は一定の時期に於て其職務に對し一定の俸給を受く其額は任期中增減することを得ず又大統領は其任期中合衆國若くは州より其俸給以外の報酬を受くることを得ず

八、大統領は其就職に先ち左の宣誓又は誓約をなすべし

余は誠實に合衆國大統領の職務を執行し余の能力を盡して合衆國の憲法を守護すべきことを嚴肅に宣誓（又は誓言）す

第二條　一、大統領は合衆國の陸海軍幷に諸州の民兵の大元帥なり但し諸州民兵の大元帥たるは其合衆國の現役に召集せられたる時に限る

大統領は各省の長官より其管掌事務に關する意見書を徴集し又彈劾の場合を除くの外合衆國に對する犯罪の處罰を免除し又は其刑罰の執行猶豫を許可するの權を有す

二、大統領は元老院の協贊を經て條約を締結することを得但し元老院の決議は出席議員三分の二以上の贊成を得たるものなるを要す

大統領は元老院の協贊を經て大使、公使、領事及び大審院判事幷に其他任命に關し茲に特に規定せざるも法律を以て設定すべき合衆國官吏を任命することを得但し議會は其適當と認むる場合には法律を以て下級官吏の任命權を大統領、裁判所若しくは各省長官に委任することを得

三、大統領は元老院の閉會中官吏の欠員を生じたる場合には辭令書を與へて之を補充するの權を有す但し其辭令書は次の議會の終りに於て効力を失ふものとす

第三條　大統領は國會に對して時々聯邦の狀況を報告し又必要且便益と認むる法案を建議すべし

大統領は臨時緊急の場合に於ては兩院若しくは一院を召集し又休會の時日に關し兩院の意見相合はざる時は其適當と認むる時まで兩院に休會を命ずることを得

大統領は大使及び公使を受け又法律の執行を監視し且つ合衆國一切の官吏に辭令書を與ふることを要す

第四條　大統領、副大統領及び合衆國一切の文官は彈劾に依り又叛逆、收賄、其他の重罪及び輕罪の刑に處せらるゝことに因り其職務を免除せらる

第三章

第一條　合衆國の司法權は之を唯一の大審院幷に國會が時々設定する下級裁判所に委任す

大審院及び下級裁判所の判事は不謹愼なる行爲あるにあらざれば其職を免せらるゝことなく一定の時期に於て其職務に對する俸給を受け且就職中其俸給を減せらるゝことなし

第二條　一、司法權は本憲法に因りて生ずる法律及び衡平法、合衆國の諸法律幷に合衆國政府が締結し又は締結すべき條約に關する一切の事件、大使、公使及び領事に關する一切の事件、海軍々法及び海軍裁判權に關する一切の事件、合衆國が當事者の一方なる爭議、二州以上の間の爭議、一州と他州の市民との間の爭議、州を異にせる市民間の爭議、他州より下附せられたる土地に關し同一州の市民間の爭議、一州又は其州の市民と外國又は外國の市民若しくは臣民との間の爭議に及ぶ

二、大使、公使及び領事に關する一切の事件幷に州

が當時者の一方たる一切の事件は大審院之が先專裁判權を有し其他の前記諸事件に就ては國會の定むる除外例及び法規に從ひ大審院は之れが其法律上幷に事實上の受告裁判權を有す

三、彈劾の場合を除くの外一切の刑事上の審問は陪審制度に依り其審問は犯罪の行はれたる州に於て開始す但し犯罪が州以外に於て行はれたる時は國會が法律を以て指定したる場所に於て開始す

第三條　一、合衆國に對する叛逆の罪は國家に對して戰爭を開始し若しくは其敵に附加し之に助力幷に便宜を與ふることを以て成立す

何人も二名以上の證人が其叛逆の行爲を證明するか又は公開法庭に於て之を自白したる場合の外叛逆の罪に問はるゝことなし

二、國會は叛逆の罪に對して處罰を宣告するの權を有す但し叛逆罪の犯人に對する相續及遡贈權剝奪又は財產沒收の處罰は其生前に限る

第四章

第一條　各州は他州の公の行爲、記錄及び訴訟手續に對し完全なる信意及び信用を與ふることを要す

國會は一般法を以て右の行爲、記錄及び手續幷に其効果を證明すべき方法を規定することを要す

第二條　一、各州の市民は他州に於て其州の市民が

享有すると同一なる一切の特權及び特典を享有するものとす

二、一州に於て叛逆、重罪又は其他の罪に問はれたる者逃亡し他州に於て發見せられたる時は其逃亡したる州の行政官の請求に依り該罪の裁判權を有する州に送致する爲め之を引渡すべし

三、一州の法律に依りて勤務又は勞働に服すべき者他州に逃亡し其州の法律に依りて該勤務又は勞働を免除さるゝ場合に於ても該勤務又は勞働を爲さしむる權利を有する當事者の請求に依り之を引渡すべし

第三條　一、新設の州は國會の承諾に依り聯合に加入することを得但し他州の管轄地内に新たに州を設立形成することを得又關係諸州の州會幷に國會の承諾を經すして二個以上の州又は州の部分を結合して一州を形成することを得

二、國會は合衆國の直轄地又は其他の所屬財產を處理し又直轄地若しくは其他の所屬財產に關する規則及び法令を設くることを得

本憲法の規定は合衆國又は特殊の州の權利に關し不公平なる解釋を爲すことを許さず

第四條　合衆國は聯合に加入したる各州に對し共和政体を保證し各州に對する外寇を防ぎ州會又は州行

政官（州會を召集する能はざる場合）の請願に因り内亂に對し之を保護す

第五章

國會は兩院の三分の二以上が必要と認むる時は憲法の修正及追補案を提議するを得又總州數の三分の二以上の州會の請求に依り修補案提議の目的を以て聯合會議を召集することを得

國會が提議する修補に關する二方法中の一即ち總州數の四分の三以上の州會か又は聯合會議の四分の三以上が修補を承認したる時は該修補は本憲法の一部として其總ての主意及び目的に對し有効なるものとす但し一千八百八年以前に於て爲ざるべき修補は如何なる方法を以てするも憲法第一章第九條の第一項及び第四項を變更することを得ず

各州は其承諾に依らずして元老院に於ける均等投票權を奪はるゝことなし

第六章

一、本憲法制定以前に起したる負債及び契約は同盟の下に於けると同じく此憲法に依りて合衆國に對して有効なるものとす

（譯者曰く同盟とは千七百七十八年より本憲法制定までを云ふ）

二、本憲法及び之に從て制定したる合衆國の諸法律幷に合衆國政府が締結し又は締結すべき一切の條約は國の最高法律なり各州の裁判官は州の憲法又は其諸法律に於て反對の規定ありとも此最高法律に拘束さる

三、合衆國元老院及び代議院議員、各州會議員、合衆國及び各州の行政官幷に司法官は宣誓又は誓約に依りて本憲法を擁護すべき義務を有す

合衆國の官職又は公務に就くの資格として決して宗教上の試驗を要することなし

第七章

九個以上の州の聯合會議の承認あるときは其承認したる州の間に於て本憲法制定の効力あるものと認む

修正及追補

第一章

合衆國議會は宗教の設立に關し又其自由發拜を禁止し若くは言論又は印行の自由を制限する法律を制定することを得ず

國會は人民が平和に集會し又は患害救助の請願を爲す權利を制限する法律を制定することを得ず

第二章

組織整頓したる民兵は自由州の安寧を保つに必要なる

を以て人民が武器を貯へ幷に之を携帶する權利を侵害することを得ず

第三章

平時に於て家主の承諾を經ずして兵士を其家に宿泊せしむることを得ず又戰時に於ても法律の規定する以外の方法を以て之を宿泊せしむることを得ず

第四章

不法捜索及び不法押收に對し人民が其身体、家屋、書類幷に財產を保持する權利を侵害することを得ず

宣誓又は誓約に依り證明せられ信を措くに足るべき理由あり且特に捜索せらるべき場所及び押收せらるべき人又は物を記述するにあらざれば逮捕狀を發することを得ず

第五章

何人も大陪審官の意見書又は公訴狀に依るの外死刑に處せらるべき罪及其他破廉恥罪の審問を受くることなし但し戰時又は事變に際し現に其兵役に服せる陸海軍若しくは民兵團に右の犯罪行爲のありたる場合には此限りにあらず

何人も同一の犯罪に對して再び生命若しくは四肢に關する刑に處せらるゝことなし

正當なる法律手續に依らずして自己に對し不利益なる證人の地位に立つことなく又其生命、自由若しくは財產を奪はるゝことなし又相當の賠償を受けずして私有財產を公用の爲めに徵收せらるゝことなし

第六章

刑事裁判に於て被告は其犯罪の行はれたる州又は地方の公平なる陪審官より迅速且つ公開の審問を受くる權利及び其公訴の性質幷に原因に就て聞知する權利を有す（茲に地方と稱するは法律を以て豫て規定したるものなり）又被告は自己の反對に立つ證人に對抗する權利、自己の利益の爲めに證人の出庭を强制する方法を取らしむるの權利幷に自己の辯護の爲め辯護士の助力を求むるの權利を有す

第七章

普通法に關する訴訟にして其爭点が二十弗以上の價格のものなる時は陪審官に依りて審問を受くるの權利を留保せらる又陪審官に依りて審問を受けたる事實は普通法の規定に依らずして再び合衆國の裁判所に於て審問を受くることなし

第八章

過當なる保釋金を命じ又は過當なる罰金を課することを得ず又過酷異常なる罰に處することを得ず

第九章

本憲法に列記したる權利は人民の享有する他の權利を排除し又は劣視するものと解釋するを得ず

憲法を以て合衆國に委任せず又は各州に禁止せざる權利は州又は人民に留保す

第十一章

合衆國の司法權は合衆國の一州に對し他州の市民又は外國の市民又は臣民が法律若しくは衡平法に從ひ提起したる總ての訴訟に及ぶと解釋するを得す

第十二章

撰擧人は其所屬する州に集會し投票を以て大統領及び副大統領を撰擧すべし但し其一名は撰擧人と同一の州に屬せざることを要す

撰擧人は投票用紙に大統領たるべき人の姓名を認むべし別の投票用紙に副大統領たるべき人の姓名を認むべし又大統領として投票せられたる人と副大統領として投票せられたる人の得点名簿を各別に作成し之に署名し證明及び封緘を施し之を元老院議長に宛てゝ合衆國政府の所在地に送達す

元老院議長は兩院議員の面前に於て一切の證明書を開封し投票數を計算す

大統領として最多數の投票を得且つ其數撰擧人の總數の過半數に達したる者は大統領となるべし若し撰擧人の總數の過半數に達する投票を得たる者なき時は代議院は大統領として投票せられたる人の得点名簿中の最高点者三名の中より之を撰擧す但し此最高点者の數は三名を超過するを得す

右の場合に於ては各州の投票とし其代表者の投票數は一州に付き一票とす又其定足數は總州數の三分の二を代表する者を以て成立し撰定には總州數の過半數を得ることを要す

右の如く大統領撰擧の權の代議院に歸したるに拘らず該院が翌年三月四日以前に之を撰擧せざる時は副大統領は大統領の死亡又は其他の憲法に規定したる故障の場合に於ける如く大統領の職務を行ふ

副大統領として最多數の投票を得且つ其數撰擧人の總數の過半數に達したる者は副大統領となるべし若し撰擧人の總數の過半數に達する投票を得たる者なき時は元老院は得点名簿中の最高点者二名の中より副大統領を撰定す

右の場合の定足數は元老院議員の三分の二を以て成立し撰定には總議員數の過半數を得ることを要す

憲法上大統領に撰擧せらるゝ資格なき者は又副大統領となる資格を有せず

第十三章

一、奴隷又は任意に出でざる役務は合衆國内又は其法權の下にある地に存在することを得す但し犯罪に對する處罰として役務に服する者は此限にあらす

二、國會は適當なる立法を以て本章を励行するの權を有す

第十四章

一、合衆國に於て出生し又は歸化して其法權に服する者は合衆國幷に其居住する州の市民とす

各州は合衆國市民の特權又は特典を遮減する法律を設け又は之を强行することを得す又法律上正當なる手續に依らずして人民の生命、自由又は財產を奪ひ若しくは其管轄地内に在る人民に對して平等なる法律の保護を拒むことを得す

二、代議院議員の數は各州の人民の總數に比例して諸州に分配す但し租稅を賦課せざる印度人を除く

一州の男子にして年齡二十一歳を越え合衆國市民たる者が大統領及び副大統領の撰擧人、國會代議院議員、其州の行政官及び司法官幷に州會議員を撰擧する權利を非認せられ若しくは叛逆又は其他の犯罪以外の原因に由りて之を制限せられたる時は代表の基數は右の男子市民の數が其州の二十一歳以上の男子市民の總數に對する比例に依りて減少するものとす

三、國會議員、合衆國の官吏、州會議員、州の行政官又は司法官として合衆國の憲法を擁護することを曾て宣誓したる者にして合衆國に對する暴動又は叛逆に加入し若しくは合衆國の敵に助力又は便宜を與へたる者は國會の兩院議員、大統領及び副大統領の撰擧人、合衆國の文武官又は州の官吏たることを得す但し國會は各院の三分の二以上の投票を以て此制限を除去することを得

四、法律の規定に從ひ起したる合衆國の負債幷に暴動及び内亂の鎭定に從事したる者に對し恩給金及び賞賜金を與ふるが爲めに起したる負債は有効とす

然りと雖も合衆國又は州は合衆國に對する暴動又は叛逆を幇助するが爲めに起したる負債及び義務若しくは奴隷解放に對する損害賠償の請求を承認し又は之を支拂ふを得す

右の負債、義務及び請求は不法且つ無効なるものとす

五、國會は適當なる立法を以て本章の規定を强行するの權を有す

第十五章

一、合衆國市民の撰擧權は人種、皮色又は前に奴的役務に服したるの故を以て合衆國又は州より之が非認又は制限を受くることなし

二、國會は適當なる方法を以て本章の規定を强行するの權を有す

憲法追補案

尙は左に記載する憲法追補案は千九百九年七月五日滿場一致を以て國會元老院を、同月十二日否とする者十四に對する可とする者三百十七の多數を以て同代議院を通過し大統領の裁可を經て各州々會に提議したるものなり而して國會は未だ之に對する全國州會の諾否の回答を得ず

第十六章

國會は基因の何たるを問はず所得に對して稅金を賦課徵集するの權を有す

本稅は諸州の間に分賦せず且つ人口調査又は計算に關係を有せざるものとす

第三　合衆國移民法

合衆國移民法は千八百八十五年以來屢々變更され、千九百七年に至り更らに大修正を加へたるが、近年所謂ホワイトスレーヴスの問題起りたる結果として、千九百十年三月又々之を修補したり、左に掲ぐるは同法中在留邦人に必要なる條項なり

一　入國稅

船舶によりて外國の海港より合衆國に入國する外國人又は鐵道によりて之に接續する外國領土より合衆國へ入國する外國人は一名に付き入國稅として金四弗を徵收す

但し入國稅は滊船會社又は鐵道會社が本人に代りて支拂ふものなれば會社は豫め本人より徵收し置く可し然れども合衆國を通過して外國に赴く旅客外人に對して此稅金を徵收せず

二　入國禁拒の外國人

一、白痴
二、虛弱者
三、低能者
四、癲癇患者
五、狂人
六、滾米前五年以內に發狂したることある者
七、曾て二回以上發狂したることある者
八、貧窮者
九、公費の救助を受くるに至るべき者
十、乞食を業とする者
十一、結核其他の不潔又は危險なる傳染病に罹れる者
十二、右に列擧せざる者と雖も檢査醫が精神若しくは身體不健全にして自活するに差閊ありと診斷したる者
十三、重罪又は破廉耻に關する輕罪の所刑を受けたる者若しくは之を犯したるを自認する者
十四、多夫又は多妻者若くしは其主義を遵奉する者

十五、無政府主義者又は暴力暴行に依り合衆國政府又は總ての政府又は法律組織を顚覆し若しくは官公吏を暗殺する主義を遵奉し又は之を辯護する者
十六、醜業婦又は醜業其他の不道德なる目的を以て來米する婦女
十七、醜業の所得の全部又は一部に依りて生活し若しくは之を受くる者
十八、醜業婦又は醜業其他の不道德なる目的を以て婦女を得若しくは之を伴ひ入らんとしたる者
十九、契約勞働者即ち雇傭の提供又は約束に依り若しくは言語書面上又は印刷したる明示又は暗示の契約に從ひ精巧不精巧を問はず或種の勞働を爲さんが爲め此國に移住を勸誘されたる者
二十、入國出願前一年以內に右に記するが如く移住を勸誘されたるものとして入國を禁拒されたることある者
廿一、他人より乘船及乘車切符又は旅費を受けたる者又は亦米に就き他人の補助を受けたる者
廿二、十六歲以下の小兒にして父母又は其一方に伴はれざる者

右の各項中其一に該當する者は入國を禁拒さる

但し左記の者は之を許可せらる

一、他人より切符又は旅費の支給又は補助を受けたる者と雖も前記禁拒階級に屬せず且つ其切符又は旅費が直接又は間接に會社・團體・協會・市町村若しくは外國政府より支拂はれたるものに非ざる確證ある者
二、右の支給を受けたる者と雖も合衆國を經て之に接近せる外國領土へ直行し又は旅行を續くる者
三、破廉耻罪に關せざる純國事犯の處罰を受けたる者
四、雇傭されざる精巧勞働者が此國に存せざる場合に於ける其種の勞働者
五、契約に依る者と雖も俳優・美術家・講師・歌手・牧師僧侶・教授・學者・家僕又は從僕

三　上陸手續

船舶が合衆國の港津に到著したる時は其船長は乘客三十人毎に一通宛の名簿を調製して移民官に差出すことを規定す其名簿內容は左の如し

姓名、年齡、男女、既婚又は未婚、職業、讀字又は文盲、國籍、人種、上陸地點、目的地、其目的地に達する乘車切符の有無、其運賃の出所、五十弗以上所有金の有無目的地に於ける親屬又は友人の有無、且本人との關係如何、曾て合衆國內に居住したることの有無、監獄病院救民院等に收容せられし事の有無、契約勞働者なりや否や、疾病の有無及原因經過等其他入國禁拒の條項に抵觸せざるや否やを記す

而して船長は船客に其姓名を自署せしめ記載事項の眞

實なることを宣誓せしめ移民官は船中又は特定の場所に於て移民を檢閲し醫師は身体を檢診して名簿に署名す此檢査に適合したる者は入國せしむ

上陸を得ざる移民に對しては汽船會社は船客を看守するの義務を有し且生活を維持する費用を負擔す（場合により會社は船客に其費用を請求す）萬一船長にして看守船客を逃走せしめたるときは百弗以上千弗以下の罰金若しくは一ヶ年以下の禁錮に處せられ又は之を並科せらるべし

船客にして若し上陸の拒絶を受け是に不服なるときは特別檢問所に上告することを得訴願を提起せんとする船客は記錄及關係書類に自己が不服の意見を添へ三十六時間以内に移民局に提出すべし

移民總監は抑留せられたる移民を急速に檢査する爲に特別檢問所を設置することを得檢問員は商工務卿の認可を以て移民官中より撰任し其員數は三人とす若し其港津に於て三人以上の移民官なきときは同上の手續を以て合衆國官吏中より之を撰任することを得

特別檢問所の決定に對して不服ある者は移民總監を經て商工務卿に訴願を提起することを得

四　悖德行爲に對する處罰

一、醜業其他の不道德なる目的を以て外國人を合衆國に入れ又は入れんとしたる者（其行爲の直接たると

間接たるとを問はず）

二、該不法入國に依り該目的を以て外國人を得又は得んとしたる者

三、該不法入國に依り該目的を以て外國人を或る家屋又は其他の場所に於て保有、束縛、給養、使役又は留置したる者

右の三項の何れに該當する者も之を重犯者とし一年以下の禁錮に處し幷に五十弗以下の罰金を課す

此裁判幷に處罰は被告が右の外人を伴ひ來りし地方若くは犯罪の行はれたる地方の合衆國裁判所の管轄とす

四、左の一、二、三及び四項の何れかに該當せしに由り・送還されたる者が再び入國し又は入國せんとしたる時は其行爲を輕罪とし之を二年以下の禁錮に處し刑期滿了後看守に附し其出て來りし國又は其所屬の國へ送還す

五　送　還

入國を禁拒せられたる者及び右の第四項に該當する者の外左に列擧する者は送還さる

一、入國後醜窟に同居し又は醜業に關係を有し若しくは醜業を行ひたる者

二、醜業婦の所得の全部若しくは一部を受け又は分配し又は之より利益を得る者

三、醜窟若しくは醜業婦の常に出入又は集合する音

樂場・舞踏場・娯樂場・集會場に雇はれ又は此等と關係を有する者

四、醜業婦をして檢舉を避けしめ又は避けしむるを約し若しくは醜業婦の之を避くるを扶助したる者

此四者は入國後幾年を經過するとも送還さる

五、適法に入國したりと雖も公費の救助を受くるに至り而して其原因が來米以前に存したる者

六、右の五項の外總て移民法に違反して入國し滿三ヶ年を經ざる者

六　轉航禁止

布哇より合衆國本土に轉航する者若しくは墨西哥又は加奈陀より來米する者にして合衆國本土宛の旅行券を所持せざる者は入國を禁拒さる

第四　合衆國專賣特許法

一　專賣特許を受くるを得る物

左に揭ぐる物は專賣特許を受くることを得

一、新奇の機械

二、新奇にして有用なる技術

三、新奇の製造品

四、新奇にして有要なる材料

五、既存物の改良

六、既存品を變形すべき意匠

二　出願の手續

專賣特許を得んとする者は二人の證明を經たる願書に左の事項を記載して之を特許局に提出すべし

一、其發明又は發見したる事物の名稱

二、其事物の製造幷に使用の方法

三、其發明品が機械なるときは其機械の原理圖を以て其發明品を表明し得るときは製圖の上之を提出することを要す

願書中には猶ほ左の事項を加ふべし

一、發明又は發見をなしたる者の氏名、住所、國籍

二、其發明又は發見は最先の者にして曾て同一物の發明又は發見せられたることを知らざること

三、若し米國に於て特許の出願をなす前に外國に於て同一物の專賣特許を受けたるときは其特許を受けたる國、年月日及其他の國に於て同一物が特許を受けざること

四、專賣特許の出願をなしたる日前二年以上米國又は外國に於て其物が公知公行せられざりしを信ずること

專賣特許に關する手數料は左の如し

出願手數料　十五弗

特許狀下附手數料　二十弗

意匠の登錄（三年六ヶ月間）　十弗

意匠の登錄（七年間）　十五弗
同　上（十四年間）　三十弗

發明又は發見をなしたる者にして之を完成する迄に猶ほ時日を要するときは特許局に金十弗を納付して他人に優先する權利を登記することを得但し優先權存續期間は一ヶ年とす

三　有効期限

專賣特許權利者又は其相續人は特許を受けたる日より向ふ十七ケ年間合衆國に於て其權利を行使する事を得尙ほ專賣特許を出願する者數名なる時は其特許は各自の共有に屬するものとす

第五　合衆國商標法

一　登錄の手續及制限

商標を登錄せんとする者は左の願書及び誓文に其見本を添へて特許局に差出すべし

願書に記載すべき事項

一、登錄者の姓名、住所、國籍
二、商標の附著する商品の種類、性質
三、商標を商品に附著する方法
四、商標を使用したる年月

誓文に記載すべき事項

一、登錄せんとする商標は出願人の所有に屬すること
二、他人は商標と同樣又は類似のものを使用する權利なきこと
三、其商標は各州、外國又は印度種族との商業に使用せられたること
四、願書に添へたる商標の見本は登錄せんとするものと毫も異ならざること

右は出願人の在住する州の法律に依り宣誓を司る者の公證を經るを要す

若し出願人外國に居住又は滯在せる場合には誓文中に左の事項を追記し（但し合衆國又は其各州との商業に使用されたりとのことを記する必要なし）該國駐在合衆國大使、公使、代理公使、領事、貿易事務官の公證を得るか或は該國に於て宣誓を司る者の公證に加ふるに右の外交官又は領事より其公證の有効なることを證明したる文書を得て願書及び誓文と共に差出すべし

一、合衆國にて登錄せんとする商標は出願人が其居住或は滯在せる外國に於て登錄したるものなるか又は出願中のものなること
二、登錄濟又は出願日附

何れの場合に於ても出願手數料は十弗とす

合衆國々旗、合衆國内の州郡、都市等の徽章外國々旗其他現に生存する人の肖像等を商標とするを得ず但し人

の肖像は本人より其の承諾を得し場合は此の限りに有らず

商標を冒用せる場合は裁判所は冒用者に對して其の冒用の結果權利者の被りたる三倍以内の賠償を命ずる事を得且つ冒用者は別に訴訟費用を支辨する義務を有す

二　有効期限

商標登錄濟の時は二十年間有効とす

但し既に外國に於て登錄せる時は其の有効期間は其國の法律に依るものとす

商標權存續期間を更新せんとするときは其滿期前六個月以内に同一の手續を以て其旨を出願するを要す

第五　合衆國郵便條例

（本項及び日米小包郵便規則摘要は特に沙港郵便局長の校閲を經たるものなり）

郵便物を大別して内國郵便物及び外國郵便物の二種とす内國郵便物とは合衆國本土・加奈陀・墨西哥・玖馬・ツイラ・ポートリコ・グアム・布哇・比律賓・パナマ運河地帶・パナマ共和國等の外清國上海なる合衆國郵便物取扱人の手を經て集配せらるゝものを云ひ其他を總て外國郵便物と稱す

一　内國郵便物

第一種郵便物　手紙又は印刷したる郵便物にして公私の閲覽を許さゞるものをいひ郵税は一オンスに付き二仙の割合とし重量は四斤を限る又「はがき」は郵税一仙とす

第二種郵便物　新聞、雜誌その他定期刊行物にして合衆國遞信省より第二種郵便物たる特權を與へられたるものを云ふ

郵税は發行人より發送する場合には一斤に付一仙發行人以外の者が發送する時は四オンスに付一仙とす

第三種郵便物　私の通信にあらず亦第二種郵便物たる特權を有せざる印刷物即ち廣告紙、書籍、寫眞等を云ふ郵税は二オンスに付一仙とす

第四種郵便物　以上三種の何れにも屬せざるものをいふ郵税は商品見本貨幣等は一オンス一仙、植物種物等は二オンスに付き一仙とす但し重量は通じて一箇四斤を限るものとす

別配達郵便物　郵便局所在地より一哩以外の地に發送するを得す

別配達郵便物税金は右の郵税の外一箇に付十仙とす

書留郵便物　規定郵税の外一箇に付十仙の税金を徴す

書留郵便物が紛失したるときは一箇に付五十弗以内の損害を賠償す

郵便爲替　一口金百弗に限る

郵便爲替證書は二回以上裏書をなすことを得す

郵便爲替手數料は左の如し

二弗五十仙以下	三仙	三十弗以上四十弗	十五仙
二弗五十仙以上五弗	五仙	四十弗以上五十弗	十八仙
五弗以上十弗	八仙	五十弗以上六十弗	二十仙
十弗以上二十弗	十仙	六十弗以上七十五弗	廿五仙
二十弗以上三十弗	十二仙	七十五弗以上百弗	三十仙

二 外國郵便物

外國郵便物中英國、愛爾蘭土及びニューファウンドランド宛の手紙幷に太西洋沿岸發の手紙にして同洋を經て直ちに獨逸へ送達さるゝものは內國郵便同樣の郵稅なれど其他の郵便物は他の諸國宛のものと異ならず又前記內國郵便物の項中に擧げたる諸外國への郵稅は內地と等しきは云ふ迄もなし

一、手紙　郵稅一オンスに付五仙其の以上は一オンスを加ふる每に三仙

二、「はがき」　一枚に付二仙

三、新聞雜誌及其他印刷物　二オンスに付一仙

四、法律上の書面、保險書類等　十オンスに付五仙其の以上は二オンスを加ふる每に一仙

右三及四の二種の重量は四斤六オンスを限り長さ又は幅の一方は十八吋以下とす又卷きたる場合は長さ三十吋直徑四吋を超ゆるを得ず

五、商品見本　四オンスに付二仙其の以上は二オンスを加ふる每に一仙、重量十二オンス、長さ十二吋幅八吋厚さ四吋以下とす又卷きたる場合には長さ十二吋直徑六吋を超ゆるを得ず

書留郵便物　右の郵稅の外一箇に付十仙とす

郵便爲替　一口百弗を限る

爲替手數料は左の如し

十弗以下	八仙	五十弗以上六十弗	三十仙
十弗以上二十弗	十仙	六十弗以上七十弗	廿五仙
二十弗以上三十弗	十五仙	七十弗以上八十弗	四十仙
三十弗以上四十弗	二十仙	八十弗以上九十弗	四十五仙
四十弗以上五十弗	廿五仙	九十弗以上百弗	五十仙

三 發送禁止品

一、爆發物、可燃性の種類、流動体又は濕氣ある物

二、禽獸、昆蟲

三、野卑淫猥なる書籍

四、金銀貨幣寶石類

五、富籤又は其れに關する廣告或は書狀

六、規定の重量及び延長の超過せる物

第六 日米間小包郵便取扱規則

小包郵便物の差出人は特に備ふる正式の用紙を以て稅關告知書を添付し之れに名宛、地名、小包郵便の形狀封入品名及價格の表示、日附、差出人の住所及姓名を記すべし尙ほ此の宿所は名宛地に到るまで小包郵便物に添附するを要す

書留小包郵便物の名宛人は名宛局より該郵便局到著の通知を受くべし

小包郵便物は規定の運賃の外に何等の郵便料を課せらるゝ事なく名宛局より名宛人に配達せらるべし然れども適法に課せらるべき關稅は名宛局の關稅法規に從ひ配達の際徵收せらるゝものとす

價格　八十弗以下

重量　十一斤

丈け　三呎五吋

全体の長さ六呎　丈け及周圍の長さを云ふ

包束　稅關官吏が檢査に臨み何時にても開封に差支なき樣になし置く可し

運賃　一斤に付十二仙

課稅　輸入稅を課せらるゝも輸出稅を課せらるゝことなし

取扱所　到る所の郵便局にて之を取扱ふ

禁制品　左に記載せるものゝ中何れを問はずその一項に觸るゝものは之を禁制品として小包郵便局は之を取扱はず

一、版權法に觸るるもの

二、毒藥、爆發物、脂肪質、流動体及びに變化し易きもの

三、蒸菓子類若くは軟弱取扱に不便のもの例へば糊類等

四、原形を變じ易き菓物及惡臭を發つもの若くは其恐れあるもの

五、富籤及び之に關する廣告引札の類

六、風俗を害するものは繪畫彫刻其他凡ての物品を含有す

七　他の郵便物を破壞し若くは取扱者に對して危險を及ぼす恐あるもの

八　生死を問はず諸動物（但し能く乾燥したる昆蟲、爬蟲は此限りにあらず）

大略右の如しと雖もその郵便物にして規定外と思意する時は郵便局に至りて能くその事實を說明してその物品を示して曖昧なる行爲あるべからず又受取人無くして返送する場合には普通郵便物と異り其返送料は二重に徵收せらるべきものとす

第七 日米關稅率

一 米國關稅率

左に揭ぐるは一千九百九年八月五日より實施したる米國關稅率中重もに日本より米國に輸入せらるゝるものゝ關稅率なり

▲鑛物類
石綿　自然の形狀のもの毎斤五仙　從價二・〇
　切つたるもの　同十仙　同二・〇
亞爾加里類　普通のもの　同二・五
紫水晶　切放しのまゝのものは普通寶石類の切放したるものとして　同一・〇
　若し裝飾品として鏤めたるものなるときは　同六・〇
其他寶石類　同上の例による
セメント　ローマンセメント、ポートランドセメント及他の耐水性のものは袋又は他の包裝物の重量と共に　毎百斤八仙
　若し「バラ積」の儘のものなれば　同七仙
滿俺　酸化滿俺及此等の鑛類　無稅
銅　鑛棒、錠、圓塊等の形狀にあるもの及其板　無稅

▲金屬製品
金銀器　金銀等の貴金屬の細工品の裝飾品と認めらるゝもの例へば指輪腕輪の如きもの　從價六・〇
　特に規定なき細工品として普通金屬製品として　同四・五
青銅鑄物　同四・五

メタル　從價四・五
金槌　普通金屬製品として　同四・五
鐵腕輪　同上　同四・五
小刀類　懷中用又はペンナイフの類一打四十仙以上五十仙以下のもの　毎個一仙　同四・〇
　一打五十仙以上一弗廿五仙以下のもの　同五仙　同四・〇
　一打一弗廿五仙以上三弗以下のもの　同十仙　同四・〇
　一打三弗以上のもの　同廿仙　同四・〇
料理用刀物　總ての料理用刀物の類及貝類又は象牙類の柄付のものは　同十四仙　同一・五
　鹿角の柄付のもの　同十仙　同一・五
　護謨、骨、火綿性の柄付　同一仙　同一・五
　但同上の凡ては從價四割の稅率を下ることを得ず
刀　齒類　刀齒類及及物類の部分のみの者は最低稅率に於て　同五仙　同四・〇
眞鍮製品　普通製造品の凡て例へば花瓶、火鉢、其他のもの　同四・五
銅製品　同上　同四・五
青銅花瓶　同上　同四・五
白銅細工　同上の部類に屬する總ての製造品なれば　同四・五

　但し上記の金屬製品にして裝飾品に屬するものは時に貴金屬裝飾品として　從價六・〇
鐵鍋釜類　鑄製のものは　毎斤十分の八仙
安寶母尼製品　普通金屬製品として　從價四・五
　但し喫煙用具類と認めらるゝものは　同六・〇
剃刀　價一打一弗以內　同三・五
　價一打一弗以上一弗五十仙以內　毎個六仙　同三・五
　價一打一弗五十仙以上二弗以內　同三・五
　價一打二弗以上三弗以內　同十仙　同三・五
　價一打三弗以上のもの　同十二仙　同三・五
　但し柄、刀、及仕上げせざる剃刀類は價一打に付二弗のものゝ仕上げしたる剃刀に適用する關稅以下に下ることを得ず
剪刀類　價一打五十仙以下のもの　毎打十五仙　同一・五
　價一打五十仙以上一弗七十五仙以下のもの　同五十仙　同一・五
　價一打一弗七十五仙以上のもの　同七十五仙　同二・五

▲絹物類
綿、絹　絹織物の全部又は絹の主價成分のもの
日米關稅率
一平方碼の重量三分一オンス以內のもの、無地物　毎斤四弗
同上三分の一オンス以上三分の二オンス以內　同三弗廿五仙
同上染色又は捺巴等あるもの　同三弗廿五仙
同上三分の二オンス以上一オンス以內の無地物　同三弗
同上染色又は捺色等あるもの　同三弗廿五仙
同上一オンス以上一オンス三分の一以內無地もの　同二弗五十仙
同上染色又は捺色等あるもの　同三弗十仙
同上一オンス三分の一以上二オンス二分の一以內のもの絹の重量二十パーセント以下の無地のもの　同七十仙
同上染色又は捺色ある者　同八十五仙
同上二十パーセント以上三十パーセント以內のもの無地　同八十五仙
同上三十パーセント以上四十パーセント以內のもの染色又は捺色あるもの　同一弗廿五仙
同上四十パーセント以上五十パーセント以內のもの染色又は捺色あるもの　同一弗五十仙
同上五十パーセント以上の染色又は押色ある者　同三弗

羽二重類　同上の課稅法に據る
絹綿繻子類　同上の課稅法に據る
絹リボン　幅十二吋以内のもの絹の主價成分のもの　從價　五・〇
同上若し縫箔ある時は　同　六・〇
絹手巾　緣なきもの又は單に緣付のもの　同　五・〇
絽綟又は夫に擬したるものあるもの　同　五・五
刺繍細工あるもの　同　六・〇
拔糸細工あるもの　同　六・〇
其他絹製品　特に規定なき凡ての絹製品は　同　五・〇
絹製衣服類　凡て衣服類其他被覆物　同　六・〇

▲洋服類
毛織物　毛織製の洋服類は凡て其の新古を問はず　每斤四十仙　同　六・〇
木綿類　總て　同　五・〇

▲シャツ類
ホワイトシャツ　價一打五十仙以下のもの　每打　六十仙　同　一・五
價一打一弗以上三弗以下のもの　同　一弗十仙　同　一・五
同　三弗以上五弗以下のもの　同一弗五十仙　從價　二・五
同　五弗以上七弗以下のもの　同一弗七十五仙　同　三・五
同　七弗以上十弗以下のもの　同三弗廿五仙　同　三・五
同　十五弗以上のもの　同　五・〇
アンダーシャツ類　總て同上の課稅法に據る
絹製品　特に規定なきものは　同　六・〇
木綿物　同上　同　五・〇

▲股引類
麻製品　同　五・〇
絹製品　同　六・〇
木綿製　同　五・〇
毛織物　每斤四十四仙　同　六・〇

▲靴下類
絹製品　絹製品絹製衣類の部類　同　六・〇
毛製品　毛製着衣類の部類　一封度四十四仙　同　六・〇

▲支那靴及履物
皮製　同　一・〇
木綿品　同　五・〇
絹製品　同　六・〇
スリパー　草又は藁製の草履の類其他草又は藁の

主價成分のもの
若し木綿其他の主要成分なるものは　同　五・〇

▲絹物及敷物類
毛繻子　一斤の價七十仙を越へざるもの　每碼十一仙　同　五・〇
同七十仙以上の物　每ヤード十一仙　同　五・五
但し一平方碼の重量四オンスを越ゆるものは毛製布類と同一の課稅に據る
唐縮緬（即モスリン）同上の課稅に據る
毛布　一斤四十仙を越へざるもの　一封度廿二仙　同　三・〇
一斤四十仙以上五十仙以下　同　卅三仙　同　三・五
同五十仙以上　同　卅三仙　同　四・〇
但し長さ三ヤードを越ゆるものは毛織布類として課稅す
支那繻子　絹布類と同一課稅法に依る
日本ジュータン　亞麻・麻・苧麻又は他の植物纖維の（木綿を除く）もの一平方碼十五仙以下のもの　每平方ヤード四仙　同　三・〇
同上十五仙以上のもの　同　八仙　同　三・〇
日本黃麻敷物　同上の課稅法に依る

▲木綿物類
手拭地　經緯の糸を合して一吋平方内に五十本以上百本以内を含むもの、染色又は捺色ある布地として但し最低率を從價四割五分となす　每平方ヤード二仙四分の三以上
綿製手巾　緣なきもの又は單に線付のもの但し最低率從價四十五パーセント　從價　四・五
綟綟又は夫に擬したるもの　同　五・五
刺繍細工あるもの　同　六・〇
拔糸細工あるもの　同　六・〇
浴布　手拭地と同樣の課稅に依る
木綿刺繍品　總て　同　六・〇

▲窓掛及屏風類
木綿屏風　普通木綿製品として　同　四・五
木綿壁掛　同上　同　四・五
木綿窓掛　同上　同　四・五
竹屏風　竹のみにて作り木綿成分なきもの　同　三・五

▲涎掛類
木綿エプロン　着衣類の一部として　同　五・〇
涎掛刺繍品　同上　同　六・〇
同レース　同上　同　六・〇
絹製涎掛　絹製着衣類の一部として　同　六・〇

麻製涎掛　特に規定なきものとして　従價　五・〇
▲骨董品　同　四・五
甲冑　金屬製品として　同　五・〇
武器　刀劍の類　同　一・五
繪畫類　特に規定なきものとして　同　二・五
掛物類　同　一・五
油繪類　同　二・五
繪畫　同
▲扇子及傘類　同　五・〇
扇子　同　三・五
和傘　同　五・〇
洋傘　絹製のもの　同　五・〇
木綿製のもの　同　四・〇
傘柄及傘手　無　稅
椰樹葉團扇類　從價　五・〇
絹團扇
▲竹細工類　同　三・五
簀　同　三・五
竹籠　同　四・〇
竹杖　同　四・〇
煙竹杖　同　四・〇
▲諸細工類　同　三・五
木箱

三二

藤倚子　同　三・五
象牙細工　特に規定なきもの　同　三・五
繪掛物　同　二・五
鳥籠　竹或は木製のものなれば　同　三・五
藤杖　同　四・〇
洋燈笠　若し紙製品なれば　同　三・五
石膏製品　同　四・五
▲麥稈細工品　同　三・五
眞田紐　晒白せざるもの　同　一・五
晒白したるもの　同　二・〇
染色其他の色物　同　二・〇
同上製品の特に規定なきもの　同　三・五
麥稈眞田　晒白せざるもの　同　一・五
晒白したるもの　同　二・〇
染色其他の色物　同　二・〇
麥稈帽子　編みたるもの　同　五・〇
編まざるもの　同　三・五
▲漆器、土器及陶器類
漆器類　普通の製品凡て　同　三・五
但し喫煙用具としては　同　六・〇
土器類　普通の黃色、赭色灰色等無地のもの　同　二・五

裝飾又は染色等あるもの　同　六・〇
無地白色のもの　同　五・五
德利　裝飾ある土器として　同　六・〇
七寶燒　花瓶其他の製品にして貴金屬の部類に屬せざるもの　同　四・五
貴金屬類に屬するもの　同　六・〇
陶器瓶　同上土器と同樣の課法に據る　同　六・〇
陶燭臺　同上　同　六・〇
急須　同上　同　六・〇
（注意）同上の總ては皆土器の課稅と同一なり
▲羽毛及皮類
皮紐　特に規定なき皮製品として　同　四・〇
水牛皮　未製品なれば　無　稅
若し鞣したるもの又は加工したるものなれば　從價　一・五
皮革　同　五・〇
鳥毛　自然の儘未製なれば　同　二・〇
既に婦人帽其他の用に供する樣製造したるものは　同　六・〇
人造羽毛　同　六・〇
獸皮　未製品なれば　無　稅
熟皮　從價　一・五

毛皮　未製品天然の儘なれば　無　稅
鞣したる物及修理したる物　從價　一・五
被覆物として既製品　同　六・〇
▲書籍及文房具
洋書及洋文字入　英文なれば　同　二・五
日本文　全部日本文より成るもの　無　稅
外國文　全部英語以外の外國文の物同
日本紙　一リームの重量六英斤四分の一以上のもの但し一リームとは十八万立方吋を云ふ　每斤三仙　從價　一・五
同上野あるものは　同　三仙　同　二・五
狀袋　無地のもの　同　二・〇
若し印刷したるものなれば　同　三・五
書狀用紙　同上日本紙の課稅法による
帳簿　普通のもの　同　二・五
雁皮紙のコッピーングブックの類は　每斤五仙　同　一・五
▲其他の紙類
櫻半紙及紙ナフキン類　一リームの重量六斤以下のものは　同　六仙　同　一・五
同上六斤以上十斤以內の者同　五仙　同　一・五
雁皮紙　同上の課稅法による
塵紙　特に規定なきものとして　同　三・〇

筆　從價四・〇
▲繪端書　同　二・五
▲新古郵便切手　無　稅
▲小間物類
齒磨粉　從價六・〇
化粧品　同　六・〇
但し酒精分あるものは　毎斤六十仙　同　五・〇
カモジ　同　三・五
髮ブラシ　同　四・〇
齒楊子　同　四・〇
支那楊子　同　四・〇
ツマ楊子　千本に付二仙　同　一・五
▲鞄及行李類
革製カバン　特に規定なきものとして　同　四・〇
布帛製カバン　同　四・五
柳行李　同　四・五
柳カバン　同　四・五
▲木材及經木
鐵道枕木　同　一・〇
他ノ木材　築港其他に用ゆる物　毎立方呎三分一仙
挽きて角を取りたるもの及八平方吋以内のもの
丸きもの　同　無　稅

丸太　切放しの儘のもの　無　稅
經木　經木眞田の類晒さゞるもの　從價一・五
曬白したるもの　同　二・〇
染色其他の色物　同　二・〇
經木製品　特に規定なきもの　同　三・五
▲茶
箱入　凡て　無　稅
錫器入　容器に課稅せらる　從價四・五
瓶入　普通のもの　無　稅
但し茶は一定の標準以下の粗惡品は輸入することを許さず
▲磁器　凡て陶器、土器と同樣の課稅による
▲醬油　凡て　從價四・〇
▲味噌　凡て　同　四・〇
▲鑵詰及乾物
魚鑵詰　凡て　同　三・〇
蒲鉾鑵詰　同　三・〇
貝類鑵詰　無　稅
乾瓢　從價四・〇
昆布　天然の儘加工せざるもの　無　稅
加工したるもの刻みたるもの等は　從價四・〇
淺草海苔　同　四・〇
海苔鑵詰　同　四・〇

▲膠及漆其他
精製品　毎斤八分ノ七仙
漆　從價二・五
木蠟　無　稅
五倍子　毎斤八分ノ七仙
▲樟腦木　特に規定なき木材として鋸にて挽きたるものは、毎千ボード、メジユーア一弗廿五仙
丸太なれば　無　稅
▲賣藥類　凡て酒精なきものは　從價二・五
酒精を含むものは　パウンド五十五仙
▲日本活字　從價二・五
▲家具類　木製品なれば普通の場合に於て　同　三・五
但し旅客自らの家具を同時に持來るものは　無　稅
▲花卉類
仙人掌　從價二・五
水仙　毎千個一弗
菊類　從價二・五
躑躅　同　二・五
秋海棠　毎千個一弗
菖蒲　特に規定なきものとして　同　五十仙
蘇鐵　從價二・五

▲苗木類
密柑　耕作の目的に出づるもの　無　稅
薔薇　毎個四仙
庭木類　普通の場合に於て　從價二・五
茶樹　無　稅
▲種子類
茄子種　毎斤二十仙
ペパー　同　二十仙
キャベージ　同　八仙
辛子種　無　稅
麻種　同
亞麻種　五十六斤を一ブッシエルとして　毎ブッシエル廿五仙
其他　特に規定なきものは　パウンド十仙
▲翫具品
碁盤　從價三・五
碁石　同　五・〇
將棋盤　同　三・五
駒　同　五・〇
支那賭博具　同　五・〇
花札　札數五十四枚以下の物（外に二仙の内地稅紙を貼用すべし）　毎一組十仙　同　二・〇
凧　同　三・五

翫具傘		從價 三・五
同提打		同 三・五
同扇子	單に玩具として	同 三・五
人形		同 三・五

▲樂器類

琴及琴系		同 四・五
三味線		同 四・五
同糸		同 四・五
笛		同 四・五
シチリキ		同 四・五
他の樂器	凡ての樂器及其部分をなすものは	同 四・五

▲菓子類

塩煎餅類	ビスケット、パン、ウエーフアー及是に類する物特に規定なきものとして	同 二・〇
ビスケット	同上	同 二・〇
金平糖	菓のすべて規定なきものとして價一斤に付十五仙を越へざる物	毎斤四仙 同 一・五
	同上一斤に付十五仙を越ゆるもの	同 五・〇
朝鮮飴、其他の糖菓	凡て同上の課税法による	

▲鑛物類

明礬	明礬分十五パセント以内のものにして酸化鐵分の十分の三パセント(一パセントの)以下を含むもの	パウンド八分の三仙
	同上十五パセント以上のもの酸化鐵分一パセントの十分の三以上を含むもの	同 四分の一仙
無煙炭		無税
發煙石炭		毎噸四十五仙
粉石炭	半吋の篩に通過するもの	同 十五仙
	但し輸入石炭の米國汽船中外國貿易太平洋太西洋間の貿易に從事する汽船燃料に使用するものは關税の拂戻をなすものなり	免税品
コークス		從價 二・〇
木炭		同 二・〇
安質母尼鑛	十パセント以下の鉛分を含むもの	パウンド 一仙
安質母尼		同一仙二分の一
硫黄	天然の儘未製のもの	無税
硫黄華	硫黄華及精製したるものは	毎噸四弗
	(注意)日本より輸入する物は同上の課税に據る	
硫酸		パウンド四分の一仙
硝酸		無税
塩酸		同
琥珀	未製品なれば	同
琥珀製品		從價 二・五
	但し喫莨用パイプ等は	同 六・〇

銅鑛		無税

▲金屬製品

銅針金	最低率の課税に於て	從價 四・〇

▲生糸類製品

生糸		無税
繭		同
屑糸		同

▲綿布 手拭地其他と同一の課税による(木綿物類の部參照)

▲織物及敷物類

花莚	日本製の花莚普通長さ四十ヤード内外	毎平方ヤード三仙二分の一
	呉蓙其他の短き敷物 呉蓙、莚其他の短く切りたる敷物類平方ヤードの價十五仙以内のもの	毎平方ヤード四仙 從價 三・五
疊表	同上の例による	
羊毛織物	價一斤に付七十仙以内の物	毎斤十一仙 同 五・〇
	同上七十仙以上のもの	同 十一仙 同 五・五
アルパカ地	同上の例による	

▲油類

茜油		毎ガロン 十五仙
芳香劑		同 十五仙
日本鯡油		同 八仙
精製樟腦油		同 八仙
菜種油		同 十仙
麻油		同 十仙
肝油		同 十五仙
鯨油		同 八仙
薄荷油		パウンド 廿五仙
落花生油		無税

▲樟腦及薄荷

樟腦	未製のもの	無税
	精製したるもの	パウンド 六仙
薄荷腦		從價 二・五

▲酒類

亞爾箇保兒		ガロン 二弗六十仙
同燃料		從價 二・〇
日本酒	樽入のもの酒精分十四パーセント以上を含む非蒸溜酒として	ガロン 六十仙
	罐入のもの一パイント以下の容器の場合は	毎二打一弗八十五仙
	同上一クオート以下の容器の場合は	毎打 一弗八十五仙
ブランデイー		ガロン 二弗六十仙
	但し十ガロン以下の樽にて輸入することを許さず	

シャンペン酒　半パイント入の罎物は　毎打　二弗四十仙
一パイント入の罎物は　同　四弗八十仙
一クォート入の罎物は　同　九弗六十仙

▲穀物及穀粉
蕎麥　一ブッシエルを四十八斤として　毎ブッシエル十五仙
日本米玄米　毎斤　一仙四分の一
白米　同　二仙
落花生　皮付のもの　同　二分の一仙
皮なきもの　同　一仙
米粉　同　四分の一仙
片栗粉　同　一仙二分の一
蕎麥粉　従價　二・〇 割
其他特に規定なきもの　同　二・〇

▲蔬菜果實及核子
乾豆　無税
甘藷　六十斤を一ブッシエルとして　毎ブッシエル廿五仙
山芋其他の野菜　従價　二・五

▲雜の部
龍眼肉　ポウンド　一仙
ニカワ　同　一仙二分の一

寒天　一斤價十仙以内　同　二仙二分の一
同上十仙以上三十五仙以内　従價　二・五
同上卅五仙以上のもの　毎斤十五仙　同　二・〇
素麺　毎斤　一仙二分の一
干ウドン　同　一仙二分の一
疳癪玉　同　八仙
ボンボン菓子　従價　二・〇
塩魚　百斤以上の容器　ポウンド四分の三仙
百斤以下の場合は　従價　三・〇
鰹節　毎斤　一仙四分の一
塩鮭　同　一仙
塩青花魚　同　一仙
鰊酢漬　同　二分の一仙
鰯油漬　鑵詰のもの七立方吋半以内のもの　毎個　一仙二分の一
同上を越へ二十立方吋以内　同　二仙二分の一
同上を越へ卅三立方吋以内　同　五仙
同上を越へ七十立方吋以内　同　十仙
同上を越ゆるものは　従價　三・〇
數の子　同　三・〇
煎子、雜魚の類　上記の塩魚と同樣の課税に據る

▲燐寸類・一函百本以内のもの　毎グロス六仙
同上以外の場合　毎千本四分の三仙

二　日本關税率

左に掲ぐるは米國より日本に輸入せる商品の重なるものに課せらるゝ税率なり

▲穀粉及澱粉類

小麥粉	百斤	一・四五〇	円
オートミール	同	四・四二〇	
コーンミール	同	三・八七〇	

▲動物及植物

馬	従價	一割	
牛	同	一割	
植物及苗根（器共）		無税	
但し栽植用のみに適するもの			
▲鑵詰類（器共）	百斤	七・三〇〇	
▲ビスケット	同	一一・〇〇〇	
▲ハム及ベーコン	同	一四・〇〇〇	
▲バター	同	二七・〇〇〇	
▲革皮類		協定税一割	
▲獸毛類（羊毛、山羊毛及駱駝毛を除く）			
豚毛		無税	
猩毛	百斤	三三・五〇〇	
馬毛	同	五・八五〇	
其他	同	一割	
牛角	従價	二・〇〇〇	
水牛角	同	二・〇〇〇	
▲獸蹄	同	七〇〇	

▲藥劑及藥品

ハップス	百斤	二・九〇〇	
吐根	同	七七・一〇〇	
赤燐	一斤	一六五	
撒里矢爾酸	百斤	一	割
硝石	同	四九	
格魯兒酸剝篤亞斯	同	二・二六七	
脫羅謨剝篤亞斯	一斤	九三	
次硝酸蒼鉛	同	二〇六	

▲酒類及酒精（葡萄酒は天然の醱酵により生ずるもの）

葡萄酒（樽入）	ヘクトリートル	一・二四三	
同（箱入）	一箱	七六〇	
シャンパン	リットル	二・〇〇〇	
同上	一箱	一・五五〇	
其他の酒類	リットル	九〇〇	

▲動植物質油、脂及蠟

亞麻子油	百斤	一・〇〇〇	
胡麻子油	同	二・〇〇〇	
阿列布油	同	四・一〇〇	
椰子油	同	一・五〇〇	
落花生油	同	三・九〇〇	

日米關税率

棉種子油	同	三・二〇〇円
肝油	從價	三割
豕脂	百斤	五・八〇〇
香蠟	同	五四四
▲石油		
輕油	從價	二割
燈油	十瓦	九六〇
重油	百斤	一・二三〇
▲鐵道車及鐵道用材料	從價	協定五分
鐵道機關車	同	同五分
同上部分品	同	同五分
鐵道客車	同	同二割
鐵道貨車	同	
貨車客車部分品	百斤	一・三二乃至二・〇〇
電車	從價	二割
自働車	同	五割
自轉車	同	四割
▲機械類		
理化學機械	同	二割
醫療機械	同	二割
製圖器械	同	二割
測量機械	同	二割
製圖器	同	協定一割
▲時計類		
置時計、掛時計及部分品	從價	協定一割
▲懷中時計		
金側又は白金側	從價	五割
其他	同	四割
▲懷中時計側		
金又は白金製	同	五割
其他	同	四割
▲發條	百斤	一・一〇〇
發條	同	八〇〇
文字板	同	四・一〇〇
其他	從價	四割
▲寒暖計及晴雨計	同	二割
水量計、瓦斯計、壓力計	同	二割
其他の計量器	同	二割
幻燈器及同部分品	同	五割
寫眞器及同部分品	同	五割
蓄音器及同部分品	同	五割
▲縫衣機		
手動のもの	百斤	一一・一〇〇
足動のもの	同	八・二五〇
其他部分品	從價	二割
▲イプライター	同	二割

▲石油發動機	從價	一割五分
▲蒸電氣原動力機	同	一割五分
▲同部分品	同	一割五分
▲瀘鐘	同	一割五分
▲製造煙草	同	廿五割
▲獵銃	同	四割
▲火藥	百斤	六・三〇〇
▲木タール	同	一・一〇〇
石炭タール	同	一・一〇〇
▲瀝青	同	四五〇
土瀝青	從價	一割五分
▲靴墨(器共)	百斤	八・三〇〇
▲鉛筆	クロッス	五〇〇
▲インキ(器共)	百斤	一〇・〇〇〇
印刷用の物	同	二・五〇乃至一五・〇〇〇
▲船底塗料	同	六・四〇〇
▲絲縷繩索及同材料		
生綿及繰綿		無稅
屑綿及故綿		同
綿織糸	百斤	一二・〇〇乃至二一・五〇〇
毛糸	同	二一・〇〇〇
但し織物用のみに適するもの		
其他	同	二六・〇〇〇
羊毛	同	八・〇〇〇
但し織物用のもの		
其他	同	九・一六九
▲紙類其他		
印刷用紙	同	一・〇〇〇
筆記用紙	從價	一割
製圖用紙	同	一割
煙草用紙	同	一割
製本用紙	同	一割
壁紙	同	一割
書狀用紙(器共)	百斤	一五・八〇〇
▲寶石類		
人工を加へたる物	從價	四割
同加へざるもの	同	五割
▲鐵物類		
銑鐵	百斤	一〇〇
其他	同	六〇〇
ベスマー	同	八三
鋼	從價	五分
鋼條	同	七分五厘
別製鋼條	百斤	二六一
鐵又は軟鋼製電線	同	二五六
其他	從價	五分